

会 期 日 程 表 （第2回 能登町議会定例会）

平成17年6月

会 期	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	13	月	10:00～	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑（大綱的）
第2日	14	火	10:00～	質 疑・委 員 会 付 託
第3日	15	水		議 案 調 査
第4日	16	木	10:00～	常 任 委 員 会
第5日	17	金	10:00～	常 任 委 員 会
第6日	18	土		休 会
第7日	19	日		休 会
第8日	20	月	10:00～	常 任 委 員 会
第9日	21	火	10:00～	一 般 質 問
第10日	22	水	10:00～	一 般 質 問
第11日	23	木		休 会
第12日	24	金	10:00～	委 員 長 報 告 質 疑・討 論・採 決 閉 会

全員協議会 6月8日（水）午前 10時～
6月9日（木）午前 10時～

※全員協議会は議事堂で実施されます。答弁は自席でおこなう。

※一般質問の締め切りは 6月13日（月）午後5時

開 会

(午前 10 時 03 分)

議 長 (大谷内義一)

ただいまから、平成 17 年第 2 回能登町議会定例会を開会いたします。

ただいまの、出席議員数は 40 人で、定足数に達しておりますので、これよ
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長 (大谷内義一)

日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、7 番 石田博之君、
8 番 奥野清君を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長 (大谷内義一)

日程第 2「会期の決定」の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 24 日までの 12 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 24 日までの 12 日間に決定いたしました。

諸 般 の 報 告

議長 (大谷内義一)

日程第 3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、
説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿と
して、お手元に配布しましたのでご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、報告 1 件、議案 22 件が提出されて
おります。

また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による、財団法人内浦町ふるさ

と振興公社、財団法人ふれあいの里公社、財団法人能都町ふるさと創生公社、財団法人内浦スポーツ振興事業団、財団法人能登勤労者プラザ振興協会、有限会社のとクリーンサービス、有限会社内浦町農産公社、社会福祉法人多花楽会の経営状況についての報告書の提出がありましたので、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成16年度能都町・柳田村・内浦町、旧3町村の2月分の例月出納検査及び、平成16年度宇出津地区病院組合の2月分の例月出納検査、平成16年度能登町3月分、平成17年度能登町4月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

報告第46号・議案第13号～議案第34号

議長（大谷内議一）

日程第4報告第46号平成16年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び

日程第5議案第13号平成17年度能登町一般会計予算から、

日程第26議案第34号能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についてまでの22件、併せて23件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長持木一茂君

町 長（持木一茂）

みなさん、おはようございます。

平成17年第2回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日提案しております、各議案の提案理由の説明を申し上げます前に、町政に直面する重要課題につきまして、その状況を若干ご報告いたしたいと存じます。

平成17年3月1日、私たちは能登町として、新たな時代の幕開けを迎えました。議会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様並びに各団体の方々からいただきました、ご理解とご協力、そして、温かいご支援によりまして、新生能登町の素晴らしいスタートができました。ここに改めまして深く感謝申し上げます。

私たちの町村合併は、非常に厳しい社会経済の諸情勢状況や崩壊寸前の財政事情、更に地方分権の推進という大きな課題を抱えながら、なお地方の生き残りを賭け、「自立する町の実現」、「自立し得る自治体制の確立」を図るために、

その存立基盤となる地方自治体の実現を目標とするための取り組みであります。

また、本町が目ざす「自立する町」とは、高齢化及び少子化が全国的に進む中で、過疎化や、基幹産業である農林水産業の衰退で、地方経済の低迷が続く今日にあっても、なを「地域住民が心豊かに安心して暮らして行ける町」づくりに取り組んで行きたいと思っています。

このためには安定した財政基盤の確保という課題を避けて通ることは出来ませんが、その実現に向け、まず、大きな第一歩を踏み出すことができたことを心から喜び、町民の皆さんと共に、分かち合いたいと存じます。

さて政府は、社会経済環境の変化に対応し、新たな国のあり方を求めて、構造改革に取り組んでいます。「改革なくして成長なし」との基本的な考え方のもとに、「国から地方へ」、「官から民へ」の基本方針による構造改革の取組みを強化し、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ることとしております。

本年1月に閣議決定されました、「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、「個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図る」としております。

さらに、三位一体の改革については、「地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る」とし、地域再生の取り組みにあたっても、地方の権限・責任の大幅な拡大とともに、様々な主体の参加や成果主義などによる「地域の地力全開戦略」への取組強化を述べているところであります。

これらの政府の動きにありますように、新たな時代にあって求められておりますのは、地方そして民間の意欲であり、自主性であり、自己決定・自己責任の主体性であります。

その意欲、自主性、主体性を活かすために障害となる制度や規則を改革することが構造改革であります。その中で、地方分権が具体的に進み、平成17年度から3年間にわたり取組まれています三位一体の改革の全体像が明らかにされると共に、その実現を図るための仕組みとして、国と地方の協議の場が設置されました。

地方六団体が協力しながら、自らが考え・決定し、自立に向けた取組みを進めている中で、地方分権の推進・強化と財源の確保、基礎的自治体である市町村の体質強化が図られることを願う次第であります。

また、17年度及び18年度の2年間をもって、政府は構造改革を本格的に進める重点強化期間とし、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るとしてお

りますが、本町も、全国の地方自治体と連携しながら、地方の自立に向け、実効性のある取組みを推進していく考えでございます。

また、能登町は、地方分権の基本理念を踏まえ、新たな時代にふさわしい町づくりに向け、町村合併を実現いたしました。が、現段階は、これからの町づくりの基礎を築いたスタート地点にすぎません。

先ほどから申し述べてまいりました国の構造改革・制度改革は、地方交付税や補助制度に依存してきた、自主財源に乏しい我々の様な団体には、誠に厳しいものであることを示唆しております。

今回の合併を、「意義あるもの」「効果があるもの」とするには、これからの町づくりに対する地域住民の熱意ある協力や、自主的な取組みが欠かせません。

その要請に応えるためにも、誠心、誠意、努力してまいりますので、議員各位、並びに町民の皆様の一層のお力添えを賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

そして、これからの町づくりにあたりましては、合併効果や将来の主要課題を的確に把握しながら、地域の一体化に取り組むことが急務であります。

とりわけ、合併後の財政事情はどうかといいますと、合併手続きを開始し協議を重ねていた約2年間あまりの間においても経済状況は悪化しており、その結果、依然として起債制限比率は15%を超え、旧能登三郷生活環境振興組合の斎場の償還金を加えた場合には、17%を超えることとなります。また、経常収支比率も100%前後の見込みであり、町財政は危機的状況にあることを、まず皆さんに報告しなければなりません。

私は、旧柳田村長の山口さん、内浦町長の田形さんのまちづくりの意を拝し「人づくり」、「産業の活性化」、「福祉」、「情報・交通」、「循環型のまちづくり」の5本の柱を公約といたしましたが、併せて「財政再建を主要課題として取り組む」必要があることを訴えてまいりました。

現状では、今後の財政運営に欠かすことの出来ない地方債を起すこともままならない財政状況にあり、緊急に起債制限比率を下げるための手当を行う必要があります。

この繰り上げ償還に必要な金額は、25億円を超える見込みであります。すでに、本年度は、職員の旅費、需用費を初めとする経常経費の見直しを行い、人件費では管理職手当を20%削減すると共に、特殊勤務手当の定額化等による削減を実施するなど、職員も財政事情の厳しさを理解し、緊張感を持って執務に当たっています。

今後も常に効率的な行政運営を念頭に、更なる事務事業の徹底した見直しと、職員の削減を適正に進め、町民の付託に応えることのできる行財政運営を実現するために、行政改革と財政基盤の安定のための施策を推進し、私の公約の実

現を図りたいと存じますので、これまでも増して一層のご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

これらの主要課題への対応など、新町の町づくりにあたりましては、これまでの町づくりを継承しながら、地域資源を最大限活かし、新たな発想で取り組むことが求められております。

能登町新時代にふさわしい、町民にとり、働くものにとり、また訪れる者にとって、ここに住みたい、住み続けたい、来てみたいと評価される町、魅力を感じる町とすることが求められているのだと考えます。

そのためには、町民一人ひとりが自ら、この町に愛着を持ち、より良い町にするために熱意を持って取り組むことが重要であり、町民の皆様と共に、今後の町のあり方について、共に考え、知恵を出し合いながら、新たな能登町づくりの方向を共有することが、寛容と考えております。

地方の知恵と工夫、そして熱意が問われている今日、これからの町づくりにあたりましては、将来のあり方を的確に展望しながら、財政再建を確実に進め、限られた財源を有効に生かした町の経営を実行することが急務であります。

合併によります経過措置などの一時的な要因を考慮いたしますと、先ずは一体的な行政サービスを円滑に提供することを第一義としながらも、将来に向けた取組みを着実に継続して実施することが大切であり、直面する課題であります合併に伴う諸課題の解決を図りながら、本町が目ざす「新たな町」の実現に向け、基本計画の策定に着手いたしたいと存じます。

ただいまから、提案理由の説明をいたしますが、議員各位におかれましては、的確なるご指導とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に上程いたしました報告1件、議案22件につきまして、逐次ご説明いたします。

まず報告第46号「平成16年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、繰越計算書のとおり昨年度から平成17年度に繰り越す事業及び繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次の議案第13号から第25号までは、平成17年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算でございます。能登町の平成17年度予算につきましては、平成17年度政府予算案を考慮し予算編成に取り組んだところであります。政府予算案によりますと、平成17年度から2年間で3兆円程度の国補助金について改革し、今年度に措置した額を含めておおむね3兆円規模の税源移譲を目指すこととしております。このことは、実施する事業によって交付されてきたこれまでの補助金が、人口の多少を交付基準とする地方財源の仕組みに変えられるということであり、補助金や地方交付税を大きな収入源とする、当町の

ような過疎化が進む団体にとっては、誠に厳しいと言わざるを得ない制度であります。

国の予算案では、平成17年度は1兆7千億円の補助金の廃止・縮減等を行い、1兆1千億円の税源を移譲する内容としております。また、地方自治体の安定的な財政運営に必要な交付税につきましては、交付税の前年度比が0.1%増加となっているものの、平成15年度の水準を回復しておらず、地方自治体にとっては依然として厳しい状況におかれております。このような国及び地方の財政状況を背景として組まれた当町の予算案ではありますが、今後の能登町発展のために、合併後の行政サービスの一体的提供及び行財政の安定化の推進を第一に編成いたしましたので、精査くださいますようお願いいたします。

まず、議案第13号「平成17年度能登町一般会計予算」につきましては、予算総額を159億9600万円とするものであります。歳出の主な内容としては、

第1款「議会費」では、議員研修費をはじめ議員各位の議会活動に要する経費を総額で234,868千円として計上いたしました。

第2款「総務費」の総額は、1,919,686千円で、その主な内容を申し上げますと、「総務管理費」については、各庁舎等の管理費や一般管理費になりますが、他にも広報発行に要する経費、奥能登広域圏事務組合負担金、そして新能登町の今後の指針となります総合計画の策定経費等を計上しております。

また、交通関係では、のと鉄道廃止に伴う町民の交通手段確保のため、バス運行に係る関係経費、能登有料道路通行料金軽減対策費及び能登空港利用促進事業費等を計上いたしました。また、電子自治体関係では、合併に伴う電算統合システム構築に係る経費、その他にも木住集会所整備事業などを実施することといたしております。「徴税費」では、町税の賦課徴収事務に必要な経費が主なものでありますが、本年度は、固定資産税の評価事務に要する地図データの更新経費を計上いたしました。「戸籍住民基本台帳費」では、引き続き戸籍総合システムの整備を行うこととし、「選挙費」には、委員会費の他、「町長」「農業委員会」「県知事」の各選挙に必要な経費を計上いたしました。「防災費」では、小木地区の防災行政告知施設を整備することとしています。防災行政情報の迅速な伝達を行い安全な町づくりを推進するためのものであり、今後は随時、未整備地域への設置促進を図る考えであります。また、本年度は、関係機関の皆様のご協力をお願いしてこの9月に県の防災総合訓練を実施する計画でありますので、よろしくお願いいたします。「統計調査費」には、国の総合的な計画や

諸作の根本となる「国勢調査」をはじめとする指定統計の実施に要する経費を、また、「監査委員費」につきましても、所要の経費を計上いたしております。

第3款「民生費」には、総額で、2,621,808千円を計上いたしました。「社会福祉費」では、一般管理費の他、民生委員活動、シルバー人材センターや健康福祉施設、老人福祉施設等の管理運営に要する経費を計上した他、障害者に対する医療費や施設訓練、居宅生活支援費、また訪問入浴サービス、デイサービス事業費などを計上し、障害者の日常生活の支援を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、老人福祉施設入所者の措置費、住宅リフォーム支援費や、配食サービス事業費、生活支援ハウス運営費等高齢者が暮らしやすい生活を送るための支援をすると共に、「老人保健」及び「介護保険」並びに「国民健康保険」等それぞれの特別会計への繰出金を手当して、安定した特別会計の運営を図ることといたしました。ご存知の通り、この社会福祉関係事業では三位一体の改革に伴う国庫補助金が、本年度は廃止され、町も苦しい財政事情の中ではありますが、必要な予算を確保し、社会福祉関係事業を引き続き進めていきたいと存じます。「児童福祉費」では、乳幼児医療や、ひとり親家庭医療等の医療給付費、児童手当費、各保育所やこども未来センターの運営に要する経費を計上いたしました。この児童福祉費につきましても、三位一体の改革により公立保育所に関する補助金が平成16年度より廃止されていますので、所要の手当を行い、能登町の未来を担う児童の育成を支援する趣旨でありますので、よろしくお願いいたします。

第4款「衛生費」の総額は、1,661,559千円ですが、「保健衛生費」には、結核等の予防事業や、母子保健推進事業に要する経費、老人保健推進事業や、がん検診事業、健康づくり推進事業や、人間ドック、介護予防事業を実施するための経費を盛り、町民の健康増進を図ることとした他、地域環境の保全に要する経費や斎場及び墓地公園の管理費、そして、浄化槽整備推進事業費を計上いたしております。また、合併前から強い要望があり、懸案事項となっております「第2多目的交流センター」の整備も実施することといたしました。ご存じの通り現在のセンターは、平成8年に完成して以来、年々利用者も増加して今や飽和状態にあり、利用者の希望に十分応え切れていない状況にあります。今後も、利用者が増加するものと思われ、仮称ではございますが本年度から「第2多目的交流センター」を建設し、住民のニーズに応えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。「清掃費」では、「奥能登クリーン組合」や「珠洲市・能登町環境衛生組合」の負担金を計上し、ゴミ処理や、し尿処理費に要する経費の他、「上水道事業会計」に対する出資金や繰出金、「簡

易水道事業特別会計」への繰出金などを計上して、安定した会計の運営を図ることといたしております。

第5款「労働費」には、勤労者青少年ホームの管理運営費の他、若者定住促進奨励金や労働保険緊急助成金等の労働対策費を28,077千円計上しております。

第6款「農林水産業費」の総額は、1,329,809千円であります。

「農業費」では、農業委員会の運営に要する経費や農業振興対策のため、石川の米作り推進に向けた「水田対策指導事業」、「中山間地域直接支払交付事業」、「モデル農場管理費」の他、畜産振興対策の充実、「補助金や負担金」、また「土地改良事業」、「農業基盤整備事業」「農免農道の整備」「農業用ダム」「老朽ため池整備事業」等々の農業関係インフラ整備に要する経費や、今後の農業政策を実施する上で必要となる「農村環境計画」の作成費、また、農業集落排水事業特別会計への繰出金等、総額で947,953千円を計上いたしました。「林業費」では、「森林整備地域活動支援事業」、松食い虫被害対策等の「森林防除事業」、「林道整備事業」「森林づくり交付金事業」等を計上し、林業環境基盤の整備推進を図る趣旨で、合計273,792千円となりました。「水産業費」には、漁業集落排水事業特別会計への繰出金の他、水産振興を図るため「水産加工振興事業」「漁村活性化推進事業」を実施することとし、漁業振興対策に必要な補助金及び負担金を含め、総額で108,064千円を計上しております。また、「漁港管理費」には、漁港の維持管理に必要な経費を、「漁港建設費」は、県営事業の町負担金を計上いたしました。水産業費の総額は108,064千円です。宜しくお願いいたします。

第7款「商工費」の総額は、467,561千円ですが、「商工振興対策事業」として農産物加工センター等の管理費や商工関係団体等への補助金及び利子補給金等を計上し、中小企業に対する「経営支援事業」の他、海洋深層水の利活用を進めるための「海洋深層水振興事業」を実施し、活力ある地域産業の育成と振興に向けて支援することにいたしております。「観光費」には、関係団体に対する補助金や観光施設等の管理費、各種イベントの実施に要する経費を計上いたしました。

第8款「土木費」の総額は、1,617,033千円ですが、「道路橋りょう費」には、道路台帳の整備費、除雪関係経費等の他、道路橋りょうの維持管理に要する経費や、「新設改良事業」、「地方特定道路整備事業」、「地方道路

交付金事業」の実施に要する事業費、他にも県営道路整備事業負担金等の所要額を計上しております。「河川費」には、河川管理に要する経費の他、「急傾斜地崩壊対策事業」や「町野川総合開発地域対策事業」に要する経費を、「港湾費」には、県営港湾改修事業に要する負担金、「都市計画費」では、新町通り線の街路整備や、まちづくり交付金事業に必要な所要額を計上いたしました。「下水道費」につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金を計上したものであります。「住宅費」には、公営住宅の維持管理に要する経費の他、城野住宅の建設費と、今後の住宅整備事業の基本となる「町営住宅ストック総合活用計画」策定のための経費、また、「住宅市街地整備事業費」として、街なみ環境整備事業費を盛っております。

第9款「消防費」の総額は、60,735万円ではありますが、「常備消防費」には、奥能登広域圏事務組合への負担金が主なものであります。「非常備消防費」には、地域消防活動を担う非常備消防の活動に要する経費を、また、「消防施設費」として、内浦地区のサイレン改修工事費や、ポンプ自動車の更新に要する経費等を予算化し、緊急時に対応する趣旨でありますので宜しくお願いいたします。

第10款「教育費」の総額は、1,144,087千円ではありますが、「教育総務費」には、教育委員会の運営費や、事務局管理費の他、外国語指導助手確保のための経費や育英事業費を計上いたしました。「小学校費」では、松波小学校及び小木小学校の整備工事や、宇出津小学校LAN工事を実施することとした他、小学校関係備品の整備費や各種大会派遣費、総合学習活動に要する経費及び要保護・準要保護児童就学援助費等、教育振興のための所要額を計上した他にも、本年度は、「学校建設費」として松波小学校大規模改造事業を実施することといたしております。第3項「中学校費」では、松波中学校及び小木中学校の整備工事を実施することとした他、中学校関係備品の整備費や各種大会派遣費、総合学習活動に要する経費及び要保護・準要保護児童就学援助費等、教育振興のための所要額を計上いたしました。第4項「社会教育費」では、旧白丸小学校を地域コミュニティーセンターとして改修するための事業費、各社会教育施設の管理運営費、また、本年度「生涯学習総合センター」に関する調査費を、「社会教育施設費」として予算化している他、各公民館の維持管理及び公民館活動に要する経費、図書館の運営費、「生涯学習推進費」や「青少年健全育成費」に所要額を計上いたしました。また、「文化財保護事業」や「真脇遺跡縄文館の管理費」の他、史跡整備基本計画を変更することといたしております。「給食受託事業費」につきましては、「能登少年自然の家」の給食事業費について計

上したものでありますので宜しくお願いいたします。「保健体育費」では、一般管理費の他、各体育施設や運動公園の管理運営費、各種関係団体の事業やスポーツ大会に関する補助・交付金が主なものですが、本年度は、「全日本学生ソフトテニス選手権大会」を実施することとして所要額を計上いたしております。また、小学校及び中学校の給食事業の実施に要する経費を「学校給食費」として計上いたしました。

第11款「災害復旧費」の総額は、113,833千円であります。「農林水産施設災害復旧費」、「公共土木施設災害復旧費」共に、過年に発生した災害の復旧事業費を計上したものであります。

第12款「公債費」は、地方債の元利償還金や一時借入金の利子を見込み、総額で4,220,327千円を計上いたしましたが、平成16年度末の起債制限比率の見込みは17%を超えております。このまま放置すれば、上昇の一途をたどり、今後の財政運営に重大な支障をきたす一因となることは明らかでありますので、本年度では、712,456千円の繰上償還を実施することといたしましたので宜しくお願いいたします。

この他、第13款「諸支出金」に2千円、第14款「予備費」には3,000万円を計上いたしました。

以上、歳出総額は、15,996百万円であり、この財源の主なものとして、歳入には、「町税」1,662,145千円、また「地方交付税」7,155,894千円、「町債」として、2,286,60万円、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので、宜しくお願いいたします。

次に、議案第14号「平成17年度能登町通信サービス事業特別会計予算」についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ404,671千円としたものであります。この会計は、旧能都町が不感地域解消施設として整備し、一般会計で経理していた有線放送施設と、旧柳田村が田園マルチメディアモデル事業で整備した有線放送施設を一元化し、特別会計として整理したものであります。

第1款「総務費」には、「一般管理費」や「施設管理費」を計上した他、特に本年度は、旧内浦町の区域、小木地区への放送エリア拡張のための事業費を盛っております。

第2款「有線放送事業費」として、277,608千円を計上いたしましたので宜しくお願いいたします。歳出に見合う財源としては、「使用料手数料」を、

79, 862千円、「国庫支出金」を、90, 785千円、「町債」を、18, 670万円、その他の収入を見込み、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に議案第15号は「平成17年度能登町国民健康保険特別会計予算」についてありますが、保険事業勘定においては、予算の総額を歳入歳出それぞれ、257, 552万円としたものであります。歳出の主な内容といたしまして、第1款「総務費」には、一般管理費の他、医療費適正化対策に関する事業費や徴税に要する経費を計上しております。第2款「保険給付費」には、被保険者に対する療養給付費、高額療養費等を計上するものであります。その他、老人保健拠出金、介護給付金、共同事業拠出金等、所要の経費を計上し、予備費には、3, 526万円を計上しているものであります。この財源として、「国民健康保険税」を73, 403万円、「国庫支出金」を、857, 963千円、「療養給付費交付金」を467, 287千円とし、その他の収入を見込み併せて、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。また、直営診療施設勘定は、予算総額を、9, 547千円と定めるもので、瑞穂診療所の運営に要する経費を計上し、この財源として、「診療収入」を8, 491千円計上したうえで、「繰入金」を1, 001千円、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第16号「平成17年度能登町老人保健特別会計予算」についてありますが、予算総額を3, 516, 654千円とするものであります。歳出では、医療給付費や医療支給費の他、審査支払い事務に要する経費が主なものであり、この財源として、「支払基金交付金」を1, 979, 881千円、「国庫支出金」を1, 023, 118千円、「繰入金」を257, 839千円とし、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第17号「平成17年度能登町介護保健特別会計予算」についてありますが、保健事業勘定においては予算総額を2, 204, 532千円とするものであります。歳出の主な内容は、一般管理費の他、保険料の徴収費、認定審査に要する経費や介護サービスの給付費であります。本年度新たな介護保険事業計画策定のための経費を計上いたしました。この財源としては、「国庫支出金」を559, 614千円、「支払基金交付金」を663, 225千円、「繰入金」を382, 983千円とし、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。また、サービス事業勘定では、予算総額を、117, 128千円とするもので、デイサービスセンターの運営や訪問

介護に要する経費を計上いたしました。この財源として、「サービス収入」117,121千円、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に議案第18号「平成17年度能登町観光施設特別会計予算」につきましては、予算総額を65,672千円とするものであります。歳出の主な内容は、観光施設の維持管理に要する経費を計上したものであり、この財源として、「分担金負担金」を1,335千円、「繰入金」64,334千円、その他の収入を見込み収支の均衡を図っておりますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第19号「平成17年度能登町公共下水道事業特別会計予算」につきましては、予算総額を1,245,415千円とするものであります。歳出の主な内容は、一般管理費や施設の維持管理費の他、「宇出津」に加えて、「松波・恋路」及び「小木」の各処理区の建設費等を計上したものです。この財源として、「国庫支出金」を418,952千円、「繰入金」を221,984千円、「町債」を47,220万円、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第20号「平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、予算総額を567,573千円とするものであります。歳出の主な内容は、一般管理費や施設の維持管理費の他、「瑞穂」、「内浦南部」及び「上町」の各処理区の建設費等を計上したものです。この財源として、「県支出金」を122,693千円、「繰入金」193,433千円、「町債」を17,970万円及び、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第21号「平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算」につきましては、予算総額を166,014千円とするものであります。歳出の主な内容は、一般管理費や施設の維持管理費の他、「羽根・小浦」処理区の建設費等を計上したものであり、この財源として、「県支出金」64,932千円、「繰入金」20,374千円、「町債」7,610万円及び、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第22号「平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」につきましては、予算総額を3,278万円とするものであります。歳出の主な内容は、一般管理費や施設の維持管理費の他、「内浦地区」建設費等を計上し

たものであります。この財源として、「県支出金」7,881千円、「繰入金」5,483千円、「町債」1,190万円及び、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第23号「平成17年度能登町簡易水道事業特別会計予算」につきましては、予算総額を350,189千円とするものであります。歳出の主な内容は、一般管理費や施設の維持管理費の他、「柳田地区簡易水道再編成推進事業費」及び「北河内ダムの建設負担金」等を計上したものであります。この財源として、「使用料及び手数料」81,322千円、「繰入金」112,803千円、「町債」9,730万円及び、その他の収入を見込み収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第24号「平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、先の議会で骨格予算として専決処分の承認をいただきました本事業会計につき、「水道水源開発事業」「上水場設備改良事業」「未給水地区解消事業」を行うため、第4条予算の資本的収入を400,313千円追加し、予算総額を415,969千円とするとともに、資本的支出を57,060万円追加し739,982千円といたしましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第25号「平成17年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」につきましても、同様に骨格予算としていた本事業会計につきまして、「病院内ナースコール」等の改修工事を行うため、第4条予算の資本的収入を15,157千円追加し、予算総額を139,455千円とするとともに、資本的支出を30,312千円追加し200,721千円といたしましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第26号「能登町総合計画審議会条例について」をご説明申し上げます。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部構成による能登町総合計画を、平成17年度及び平成18年度の2箇年で策定することとしております。平成17年度一般会計予算では、町民懇話会の開催や計画策定業務委託料など関係経費を計上させていただいているところでございます。能登町総合計画の策定にあたり、学識経験者、各種団体の代表者や町民代表者の方々にご審議いただくため、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、審議会を設置いたしたく、議会の承認をお願いするものであります。今後、役場庁内で「総合計画策定委員会」を組織しまして、基礎資料の収集や計画等の素案策定作業などを進めることとしております。今年度は、基本構想を策定しまして、来年度には、この基本構想に基づく施策を体系化した基本計画や、より具体化

した実施計画を策定することにいたしております。来年度の9月議会定例会をめぐりに、議員の皆様にお示ししたいと思っております。

次に、議案第27号「能登町体験農園条例の一部を改正する条例について」でございますが、新山村振興等農林漁業特別対策事業により、七見地区に都市と農山漁村の体験交流を通してコミュニケーションを図る体験農園(貸し農園18区画、体験学習農園2区画)及び体験農園管理棟を1棟整備したことにより、体験農園条例の一部改正が必要となったものであります。

次に、議案第28号「能登海洋深層水施設条例」についてでございますが、平成12年度より、海洋深層水の特性を活かした産業の振興と、健康福祉の推進を図ることを目的に、試験や検討を重ねてまいりました海洋深層水事業につきまして、平成16年9月に約3,700mの取水管敷設工事が完成し、原水の脱塩、濃縮などの加工施設として、平成17年1月に着工いたしました海洋深層水陸上施設が、8月に完成する見込みとなりましたので、施設の設置に伴う条例の制定が必要となったものでございます。

次に、議案第29号「能登町過疎地域自立促進計画の策定について」をご説明申し上げます。「過疎地域自立促進特別措置法」が、平成12年に制定されたことに伴い、合併前の旧能都町、旧内浦町、旧柳田村の3町村では、それぞれに過疎地域の指定を受けまして、共に平成12年度から平成16年度までの「過疎地域自立促進計画」を策定しておりました。今般、合併後の能登町におきましても、過疎地域として地域指定の要件に該当いたしておまして、同法が、平成22年3月31日までの時限立法であることからして、平成17年度から平成22年度までの5箇年についても計画の策定が必要となります。新町では、「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」を基本方針といたしまして、地場産業の振興、道路整備、福祉施設の整備、農業基盤の整備等を積極的に実施いたしますとともに、さらに少子高齢化社会に向けた福祉の充実や人材育成のほか、町内施設を活用した様々な交流事業の促進を始め、広域的な事業の推進を図るものとしております。基本的には、合併協議の中で取りまとめられた「能登町まちづくり計画」を中心に掲載しております。この過疎計画によりまして、過疎対策事業債の充当のみならず過疎法の特例措置を活用しながら各事業を実施したいと考えております。先般、石川県との正式協議が終わりましたので、同法第6条第1項の規定によりまして、議会の議決を賜りたく、今回提案いたしました次第でございます。

次に、議案第30号「石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について」及び、議案第31号「石川縣市町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について」の2議案につきましては、組合を組織する市町村のうち、富来町と志賀町が平成17年9月1日に志賀町に合併すること、及び同年9月30日をもって山中町が加賀市と合併し同組合を脱退するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項及び地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合理約の変更を行うため地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号「石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について」及び議案第33号「石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について」の2議案につきましても、今般の市町村合併による組合理約の変更でございますが、特例法を適用し、すでに合併しております能美市、白山市、宝達志水町、中能登町及び能登町について、組合理約の内容を変更するものでございます。

次に、議案第34号「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託契約に関する協定の締結について」でございますが、日本下水道事業団は、小木浄化センターの建設を当初から受託しておりますので、施設の確実な完成の観点から、事業団と建設工事の協定を締結することが最善と思われますので、地方自治法第91条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案及び報告案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただいたうえで、是非ともご承認を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（大谷内議一）

以上で提案理由の説明が終わりました。ここで10分間休憩いたします。

議長（大谷内義一）

再開いたします。

質 疑

議長（大谷内義一） これから質疑を行います。

本日の質疑は、できるだけ大綱的な内容で質疑をしていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

16番（山本一朗） 今の件ですが、まず質疑に当たる前にちょっと確認したいんですが、この前から「今日は大綱的に、そして明日は細部に」ということを言われたんですが、大綱的というのは、今日は町長で、細部は担当課長という意味なのでしょうか。その辺ちょっと理解しにくいんですよ。

議長（大谷内義一） 私の考えでは、町長を含めた執行部全員で解釈していいと思っております。

16番（山本一朗） まず第1点は、議案第13号 能登町一般会計予算、商工費のところ、海洋深層水の振興事業があり、また議案第28号に至っては施設条例が今議会提出されておりますので、そこで一括に質問させていただきたいと思います。

まず、町長にお聞きしたいんですが、町長は今春4月に町長選挙で当選されて以来、マスコミ等で深層水に対しては非常に熱い思いを語っておられました。4月6日の記事では、深層水を切り口とした第1次産業、第2次産業の活性化を観光振興に取り組む意欲を示されましたが、どのようなお考えで、今後その夢をどのように展開されようとなされるのか。まず、思いの一端をお聞かせ願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに議員さんがおっしゃるように、海洋深層水に関しましては当選

前あるいは当選後もマスコミ等にも発表させていただきました。

これまで、昨年来、例えば農業関係ではトマトの栽培等にも使われておりますし、あるいはイチゴの栽培等にも使われております。また、以前には水産業の振興策として、イカの例えば冷凍に、あるいは氷に海洋深層水を使ったらどうかというような試食もしましたので、そういった意味で第1次産業にもどんどん使っていきたいというふうに考えておりますし、また先般、たまたまある人にお話を聞いたときに、海洋深層水でご飯を炊くと非常においしくなると。つやも出て非常に味もよくなるというようなお話もいただきました。ですから、そういった意味でもサービス業的なところにも海洋深層水というのはどんどん生かされるということであると思います。

海洋深層水事業に関しましては、全国的に見ますと後発組ということで後追いの感がありますが、やはり能登というイメージは非常に自然豊かでいいイメージがあらうかと思えます。それがこれから後発隊としての厳しい状況ではありますが、能登の海洋深層水ということで、そういったイメージ的にもPRしていきたいというふうに思っております。

また、これからどんどんどんどん工業試験場なんかの知恵もかりながら、いろんなものに利用価値というのはあると思いますので、そういったものを利用価値を見出しながら能登町のPRにもつなげていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） 今の町長の考えで、町長の熱い気持ちは伝わってきたんですが。

次に、条例に移ります。

まず、第3条(4)については、条例に関することは何でもありのような考えで理解できるんですけども、現在の執行機関の方において塩をつくると、そういうようなことに関しては私は先般討論しましたが、今日はもう塩をつくる云々に対しては賛成、反対ということではなくて、今後、官が民を殺さないような政策をきっちりともう少し真剣に担当課及び執行部で考えてほしい。

というのは、現実、今能登町でも深層水を利用してしょうゆとかみそ、イカ製品、大変活発に研究され、市販もされております。そういったものに第3条の4項が手を出さないように歯どめをしてほしい。第3条の(4)においては、何でもありの傾向も見えますので、今後現実に能登町で開発されている商品に関しては、内浦町ふるさと振興公社においては

製品化して官が民を圧迫しないというようなことをきっちりと町長の方で考えてほしいと思いますが、その辺、町長さんいかがでしょうか。

議長（大谷内義一） 持木町長。

町長（持木一茂） 当然、議員さんのおっしゃるように、官が民を圧迫するようなことはあってはならないと思っております。ですから、官ができること、民ができること、当然出てこようかと思えますし、今回の場合は公社に委託という形になりますが、これから行政としましては海洋深層水の利活用の研究はしていきたい。ただし、できた製品に関しては民の方でしていただける方がいらっしゃったら、その方にお任せをするというのも一つの手だと思えますので、研究開発は行政がかかわっていくということでご理解いただきたいと思えます。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） これで、町長に対しては質問は終わります。

担当課長にお聞きします。

13条の件で、この前からしつこく言っていたんですが、特に町長が必要があるときは認めると言ったのに対して、今後これに対する規則とかそういうようなものはつくって各議員にご提示されるつもりでしょうか。その辺、まず一つお聞かせ願いたいのと、第11条に使用料は前納しなければならないとありますが、何リットル使うかわからないのに前納しなければいけないのか。10リットル使うから10リットルのお金をその場で払うのか。前納という言葉の理解がちょっとできないんです。その辺ちょっと説明してください。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、第13条の件でございますが、これから特産品開発あるいは健康福祉の増進というような名目で深層水を供給するわけですが、特産品の開発等に関しましては期限を設けまして、例えばですが、特産品の開発が過ぎたと。商品化されたというような場合には、そ

の辺の期限を定めまして減免という形は割愛したいというように思います。

それから、11条の件でございますが、あくまでも前納制というのは深層水の施設、できたところのあそこへ来られて深層水を購入されるという場合におきまして、そこでこれくらい欲しいんだというようなことで前納制という形にさせていただいております。

例えば、まとめて何リッターすぐ欲しいんだというようなことで、こちらから配達することはいたしておりませんで、当然その施設の方へお買いに来ていただくということで、その場でお金を納入していただくという形で前納制というような位置づけでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） 最後の質問でございますが、予算書の146ページの能登半島広域観光協会に負担金として97万8,000円ですか、これが予算化されておるんですが、この数字を見ますと前年度、能都町では44万6,000円、内浦町40万8,000円、柳田村12万4,000円、ちょうど97万8,000円という足し算で今予算に計上された金額と同じになっておるんです。そうなりますと、合併効果というものが出ていないのではないかと。一つの町で負担金を払うんだし、3つの町の足し算をして一つに払うというのはこれはいかななものなのか。財政課長あたり、この辺説明してほしいのと、能登半島広域観光協会、もう随分長いことやってきているんですが、私は評価はしていない団体だったんです。特に今回は非常に腹立たしいことは7月1日、2日、金、土に宇出津のあばれ祭りが開催されます。そういうことを1年前にわかっておりながら、この能登半島広域観光協会と石川県は7月2日、3日に和倉温泉にて能登のキリコ祭りのフェスティバルをするという愚かなるばかげた行事をやるんです。そういうものに対して私は97万8,000円も負担金を払うのは愚かな行為だと思うが、まずこの辺、財務担当課長なりご説明を願いたいと思うんです。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 説明させていただきます。

広域観光の負担金の件ですけれども、これ以外にも合併に伴いまして、各種団体の負担金等は各旧市町村でそれぞれ見ていたという中で、合併以降に関して3つそれぞれ旧町村

で計上した額を足していたもの、また3町統合により、極端に言えば3分の1になったものの、いろいろございます。そうした中で、広域観光の方では事業計画を立てまして、それに対して県の町村会、また郡の町村会等へ各町の担当を通じまして、そういう申し入れがあります。そうしたときに、郡町村会並びに県町村会ではそのことに対して負担金の額に対して一応査定していくことになります。そうした中で、今年度はこういう形で今計上させていただいておりますけれども、議員ご指摘のような話が郡町村会の中にもございました。今後はそういうことも含めまして当然見直していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 32番 竹中君。

32番（竹中初男） 町長にお伺いします。

予算書は旧来の町村の持ち寄りの合作であると思います。款目の数字が非常に大きいんですけれども、節の内訳を精査してみなければ本当は何とも言えないというふうに思っております。

合併の基準は、サービスは高く、負担は低くであったはずであります。そのようになっていると思われるか、そのあたりについて町長の見解をお尋ねします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに17年度の予算に関しましては、議員ご指摘のとおり旧町村の持ち寄り予算的なところがあります。それで、細部にわたっては当然各町村で精査した上で持ち寄ってきたわけですので。ただし、今議員がおっしゃるような合併の利点といえますか、サービスは高い方に、負担は軽い方ということで、非常に努力はしました。しかし、すべてがそのようになっているということはこの予算では言えないと思います。できるだけそういう方向へ持っていっております。特に福祉部門ではそういうふうなサービスを高い方に合わせておりますが、いかんせん財政的なものもありまして、必ずしも全部が全部そういうふうに負担は軽い方に合わせているかということは決してありません。ただし、できるだけ努力はしてこの予算をつくったということでご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 32番 竹中君。

32番（竹中初男） 先ほどの説明にもありましたけれども、起債制限比率、多目的交流センターを建てれば起債制限の17%に達するので繰上償還をして起債制限比率を確保したいというご説明でありました。よって、今そのことが大きな足かせになっておって、今のお話になるのかなというふうに思いますが、最近、区長さんとか一般の住民の方から合併したけれども何も一つもいいことはない。補助は削られるわ、そして我々の負担はこれから持っていかなければならない。その辺を、例えば地区によってはいろんな今日まで補助をもらってやっておった仕事でも予算は削られておりますので、そのことがしっかり今の段階では徹底していない。今後、予算が成立すれば話しされるのかなと思いますが、各区長さんは、じゃそれは地区でいろいろと減った分を予算化しなければならんのか、いろいろみんなと相談して計画を立てねばならんのではないかと。いろいろ事業の推移について非常に心配しておる声があります。その辺の周知徹底、あるいは説明をしっかりと納得していただかねばならないと思いますが、その点について総務課長は予算成立後、どういう順序を考えておるか、ご説明願います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 総務課長としての範囲で説明させていただきます。

ご承知のとおり、確かに負担は少なく、サービスは大きいというのは聞こえのいいことで、先ほど町長が申しましたように、相対的にはそういうふうになっておると思います。個々にしてみれば、まだ違いはあるのかなと思います。

今の区長さんの話を出されましたけれども、ちょっと私のとらえ方がその区長さんの事業に対するというふうな意味合いなのか、それとも全般的な意味合いということでとらえて説明させていただきますが、当然予算が成立すればそういったことに対して皆さんに周知徹底を図りながら、多少皆さんの喜ぶところと、まだ少しおしかりというか、つらいものがあるという声も聞きながら、これから執行していかなければならないものと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 6番 奥成君。

6 番（奥成壮三郎） 西戸生涯学習課長にお伺いします。

182ページの各種式典事業141万6,000円。先日の説明で、成人式ということ言われたかとは思いますが、旧能都町、旧柳田村の方は8月にしていましたが、旧内浦町は1月にしていたと。今後これどういうふうになるんですか。お願いします。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） 奥成議員の質問にお答えいたします。

成人式の件につきましては、先般、教育委員会とも協議いたしまして、教育委員会事務局の現在の方針といたしましては、17年度、17年8月、従来、旧能都町、旧柳田におきましては8月実施をしておりました件につきましては、その予定の8月に実施をするという結論でございます。

というのは、旧内浦町につきましては今年の1月に実施をしております。既に対象者が終わっておりますので、旧能都町、柳田に関しましては8月に実施をするという予定でございます。

なお、来年の1月、これは従来、旧内浦町に実施をされておりました成人式につきましては、前回、教育委員会並びに社会教育委員会ともうちの方で協議をいたしました結果、来年の1月に能登町ということで成人式を実施したいというような意見が現在出ておりますが、決論的には実施するというようなことはまだ決定しておりません。そういう意見が出ておるということでございます。現在のところ。以上です。

議長（大谷内義一） 39番 山崎君。

39番（山崎元英） 議案第29号 能登町過疎地域自立促進計画についてお尋ねいたします。

各課網羅されておまして大変広範囲にわたるんですけれども、坂口課長やってもらえますか。

平成17年度から21年度までの5カ年の計画ということで提案されております。先ほどの説明では、県との調整も終わって6月に策定したんだということでございました。その中の内容を見ますと、整備計画が書かれてあります。ざっと数えて約270ほどの膨大な計画が立てられております。その計画が5年間に、これは促進ということですので、そうい

う計画を進めていきたいという願望に近いものなのか、あるいはこの計画は実施していくという考え方なのか、あるいは両方進めながら実施すべきところは順次優先順位を決めてやっていくというふうに解釈したらいいのか、お答え願いたいと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 山崎議員の質問にお答えいたします。

今議会に提案いたしました、言われたとおり両面あります。できれば、すべて実行したいと思っておりますが、いかんせん財政事情も大変厳しい中、土台に上げてあると、土俵に上げてあるということで、できるだけ前向きに取り組んでいきたいと考えております。

議長（大谷内義一） 28番 小路君。

28番（小路礼一郎） 予算説明に先立つ町長の所信の中にも、たびたび今まででも財政が非常に厳しいということも述べておりましたけれども、その厳しい要因についての辺が一番厳しかったのか。経常収支比率が100％を超すということがちょっと私ら想像もできなかったわけなんです。

その中で、ことが特に合併関連の経費もあったわけですが、このあたりがどの程度影響しているのか。それから、財政のやはり目安として今年度の実質収支がどの程度見込まれるのか。それから、財政力指数はどの程度なのか。これは担当課長の方でお願いしたいと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今、議員さんがおっしゃったように、非常に何度も言うようですが、財政が厳しい状況であります。

また、先ほど提案理由の中で説明しました起債制限比率が17％を超えるということなのですが、これはあくまでも旧の3町村の、例えば一般会計だけでいきますと15％程度なんです。ただし、能登三郷生活環境振興組合がありまして、そこで組合が起債を起こした部分は各町村は負担金という形で繰り出してきておりました。それがそっくり能登町として

の起債ということになってくるものですから、各町村の約2%ずつぐらいが起債制限比率が上がったということで、平均しますと17%になったということで、これも3カ年さかのぼっての平均になりますので、非常に能登三郷生活環境振興組合が抱えていた負債がこの2%上乘せの部分だというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、今後はそういったことも含めまして、先ほど言いましたように事務事業の見直しから、あるいは職員の旅費等も見直しながらやっていきたいということでご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） ただいまの小路議員の質問にお答えいたします。

16年度の決算の見通しですけれども、約2億5,000万程度繰り越しになるかというふうに思っております。

それと、財政力指数におきましては、15年度が0.204、16年度は0.209と推移をしております。以上です。

議長（大谷内義一） 12番 石岡君。

12番（石岡安雄） 町長にお尋ねいたします。

積立基金についてですが、繰上償還に7億円ほど充当すると起債制限比率が1%下がる説明がありました。今年度80%に当たる約25億円を取り崩すとありますが、そうすると本年度末では残高が4億3,000万ほどですか。そうしますと来年度それに見合った財源の確保というか、それはどのように考えておられますか。

もう一つですが、本年度、新能登町の一般会計約160億円です。特別会計合わせて310億円となっていますが、この予算編成に苦労もあったと思いますが、当初各課各部署から上がった予算要望の総額はまずどれぐらいあったのか。

そして、予算書に計上された予算額にするに当たり、どのような基準、どのような考えであったか。それをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、各課の予算の規模に関しましては、後ほど担当課の方からお答えさせていただきたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、今年度160億円近い予算編成に当たりまして基金を取り崩したということで、これはあくまでも今年度の予算が旧の3町村の持ち寄り予算ということで、事業の継承もしていかなければならないということもありました。ですから、今年度はある程度仕方のない面もあろうかと思って、そういった思いで予算編成をさせていただきました。しかしながら、来年度は能登町としての真の予算を立てなければならないということで、先ほど言いましたように事務事業の見直しからすべての見直しをやっていかないことには予算も立てることができないのが現状であります。ですから、今年度の予算とまた違う予算編成を行っていききたいというふうに考えております。

今後也非常に厳しい状況ではありますが、事業の見直しもやっていかなければならないということで、よく言われる予算の執行に関しましては、やはり選択と集中ということで、ただし住民サービスの低下というのは招いてはならないと思いますので、事業の執行に関しては選択と集中で予算を執行していききたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 予算要求総額がどれだけであったかというご質問であったと思います。

この予算要求につきましては、合併に至るまでは各町村がそれぞれの自治体があったように予算要求をして、それを旧町村で予算査定をして3町に持ち上がって調整させていただいておるものでありまして、今の能都町の予算要求が現在の予算よりどれだけ多かったとか、そういう数値はつかまえておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

今これはでき上がった予算ということでご審議いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。

15番（宮田勝三） 総務課長にお尋ねします。

非常備消防の俗に言う団員の歳費と定例日の件ですが、定例日に関しては旧内浦さんは1月に1回だけ全団員が集まる。あとの1回は何人かで集まって定例を行うというような

形をとられておられたそうですが、あと旧柳田、能都町は全団員が月2回の定例日に出席をするような形をとっておられたと聞いております。しかしながら、新町になってからの団の定例日は月2回だけれども、1回は全分団員、2回目といいますか、残りは団員の中で4名ぐらいの方で定例日と称するものを行うということをお聞きしましたが、これも先ほどから財政的なお話が出ておりますが、財政的な観点からのことなんでしょうか。

各分団長の中では、いやぜひ2回とも全団員が出席するような定例日にしてほしかったと。極端な団長の方もおりました。私どもの団長の歳費は削られてもいいから、全員の者が集まって機械器具の点検、簡単な操法の訓練、全分団員の管理をしていくかったというご意見もありましたが、合併を急ぐ余りにそんな方々のご意見を掌握する機会がなかったのではないかなというような気がしてならないんですが、そのあたりどういった形でこの形をとられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） まず初めに、非常備の消防団員に対しては日ごろ危険な、本当に皆さんのボランティア精神で協力していただいていることに対して、この場をかりて感謝申し上げ、今後もその活動に対してよろしくお願いしたいということを、まず説明に当たる前に申し上げます。

そこで、宮田議員の指摘の団員報酬、要するに定例出動に対する報酬のあり方。これは3町村、まさに違いがありました。内浦町では数人の出勤者で定期点検を行っている。旧能都町では全団員が出て点検を行っている。柳田はちょっと記憶違いかもしれませんが、1回は全員で、1回は数人の団員で行っていると。まさにその活動費に対して報酬等を費用弁償をさせていただいておるところでありまして、したがって出席日数によって報酬が違ってきたところでありました。これを3町村、旧町村のままで続けることはできません。やはり統一した基準を持つ必要があります。

そうしたところで、近隣の珠洲市、輪島市、穴水等々の事情をかんがみながら、新町といたしましては今議員指摘の1回は全員で点検する。1回は数人で点検を行っていく。これを旧能都町方式ですることと最小限の内浦方式ですることによって1,000万円を超える財政負担が違ってきます。

先ほども申し上げましたが、全部が高い方というわけにもいかないお家の事情もあり

ますので、ひとつまた団員の皆様に関しましてはよろしくお願い申し上げます、今後もさらなる地域活動、消防活動のためにご尽力願えればと思っております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。

15番（宮田勝三） 先ほど私がお聞きしたところで、団長以下副分団長の方々がそういう気持ちもあったんだからお聞かせを願いたかったというお話でありましたので、一部の人ですけれども。そういう各分団の方々のご意見を掌握する暇がなかったのかというのが残念であります。せっかくそういうボランティア精神に燃えている方がおいでるのですから、そういう方のご意見を掌握しながら今回のことを決定していただきたかったかなと思うんです。そういう時間がなかったのでしょうか。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 一応、私を初め幹部職員の方で、皆様とその辺については話させていただきますいております。ただ、事前にすべての皆さんの要望を聞いて予算編成に当たれるかということになれば、そこはなかなかそうもいかないのが現実でございます。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。

15番（宮田勝三） この件についてはわかりました。一言だけつけ加えさせていただきます。

能都町、柳田で結成されていた東部消防団ですが、ここ十数年来、県内では操法の大会にはすばらしい成績を残されていた。そんな中でも皆さんの一致団結したボランティア精神があったと思います。そんな中で、チラシや有線で流す防火に対する啓蒙啓発もさることながら、団員の方々の活躍の中で人知れず啓蒙啓発に非常に役立っていたのではないかなと思います。そういうボランティア精神の旺盛な方がいまだにそういうことをおっしゃっている方がおいでますので、今後また検討課題として住民の安心と安全のために寄与していただく消防団の活動をより充実したものにするべく努力をしていただきたいと思います。

最後に、町長に一つお聞きしたいと思いますが、4月20日の、これは北國新聞だと思っておりますが、私、全協の中で特例債のお話を少しさせていただきましたが、この社説は皆さん読んでおられると思うんですが、縮こまらずに特例債活用ということで、恐らく読んでおられると思うんですが、私も非常に気になるところを少しだけ読ませていただきます。

合併特例債が自治体にとって有利な起債になることは間違いなく、新しいまちづくりに積極的に生かすべきであり、財政再建は重要なが、それを優先する余り、新市町の建設が進まないようでは本末転倒である。まちづくりの理念や方法が特例債で試されることになる。一定の財政見直しにあって、特例債を具体的に活用するプランを示してもらいたい。

私も同様に、先般聞いたときには、7億でしたか。そんな合併特例債を当て込むところはどこだとお聞きしたならば、継続的事業の中に今年が入ってくるというお話でございましたが、今後、特例債なる、特にプラン的なものをもしお考えでしたらお聞かせを願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 実際、特例債、今年度も使っておりますが、10年間で約100億強ということであります。ですから、その使い道というのは慎重に検討して使わなければならないと思っておりますし、決して萎縮という考えではなくて、慎重に使うべきなのが特例債ではないかなというふうに思っております。

そういった有利な債務と言いながらも借金には変わりがないということなので、ですから慎重に検討しながら、この10年間で100億強を使って住民サービスあるいは公共のインフラの整備等にも使用していきたいなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。

15番（宮田勝三） 最後をお願いをして終わりにします。

合併の準備期間には、住民の方々に特例債という言葉で説明して回ったわけですが、特例債とは何ぞやということで住民の方から質問を受けたこともあったと同時に、とにかく今いろんな議員の方々の方から住民のサービスについてとかいろいろなご質問がありましたが、確かに特例債を継続的事業にも当て込まなければならん場合もあります。しかしなが

ら、新町になって新しい角度の中で住民にサービスの提供なり、いろんな形の中で特例債を当て込んだ事業を鮮明な形で打ち出していただきたいな。それが新町のまちづくりの一つになるのではないかなと思いますので、今後の検討課題としてお願いをしておきますので、よろしくお願いいたします。それで私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 答弁要りませんか。

15番（宮田勝三） 要りません。

議長（大谷内義一） それでは、午前中の会議を以上で終わります。午後は1時より再開いたします。

（議会運営委員長と議長と打ち合わせ）

議長（大谷内義一） それでは、議運の委員長の申し出によりまして、午後の会議は1時30分より行います。

午前11時58分休憩

再 開

午後1時25分再開

議長（大谷内義一） それでは、会議を再開いたします。

質疑をお願いいたします。18番 鶴野さん。

18番（鶴野幸一郎） まず、173ページ。育英事業費について、まずどういう趣旨の奨学金であるか。また、応募資格はどうなっているのか。あるいは貸付枠について、担当課長説明をお願いします。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） 鶴野議員のご質問にお答え申し上げます。

奨学金の制度についてのお尋ねでございます。育英事業として予算化しております。この

奨学金制度につきましては、旧内浦町で山本奨学金という制度で実施をされております。旧能都町でも育英制度を持っておいでまして、少し長くなるんですが、お許してください。

山本奨学金につきましては、償還をしていただく。それから、旧能都町の育英資金については償還しなくてもいいという、そういう制度で、合併と同時に事務部会ですり合わせを行って、できれば能登町としても継続して、子供たちに安心して学べる環境を上げたいということで、一応山本奨学金制度を引き受けて新町能登町でも行っていくということで協議して。

実は山本さんにつきましては、旧内浦町の子供たちに対して門戸を開くという趣旨で行っておいでしましたので、旧内浦町の関係者にご尽力願って、山本さんのご意向も十分検討した上で、山本さんは新しい町でいくのであれば引き続いて私も協力したいということで、新たに出発することになりました。

内容ですけれども、現在、高校生、短大・専門学校、それから大学生ということで3制度ありまして、高校生につきましては月2万円、短大・専門学校につきましては2万5,000円、それから大学生につきましては3万円をお貸しするということでございます。卒業と同時に返済に当たるわけで、今年度、17年度でございますけれども、現在11名が制度を利用しております。新年度、先般、選考委員会で決定したんですけれども、新たに4名の方を今年度貸し付けするということにいたしました。

以上でございます。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） この山本奨学資金、大変に立派な趣旨のものであるということは十分承知しておりますけれども、先ほど課長も申し上げましたように、旧能都町においては月額1万2,000円、年額14万4,000円。これは貸与ではなくて給付するというところでやってまいっております、大変好評で年間15名、応募は大概オーバーするわけですが、選考の結果、15名に毎年給付していたということでございまして、苦学生、その親御さん、大変に喜んでもらっていた制度であったと私は思っておるわけでございます。

そういう制度をすり合わせた結果、消滅させる。これは非常に表現がおかしいので、すり合わせてそこをうまく中をとって額を少しすべてやっていくというのなら意味はわかりますが、すり合わせた結果、町民の非常に喜んでおられたこの制度を削除してしまうとい

うのはいかがかと私は思っております。

そして、高等学校へ行きますと、いろんな制度がございます。独立行政法人日本学生支援機構、昔の日本育英会ということなのですが、この制度を利用して今、各町民のご子弟、高等学校、各学校に毎年どれだけの方が応募して、どれだけの方がその制度の恩恵にあずかっているか。これを昨年実績、掌握されておりますか。課長さん。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

旧能都町における奨学金制度につきましては、大変申しわけありません。私としては十分な掌握をいたしておりません。今後、議員おっしゃることも多分住民の方は求められることもあると思うので、今後ますます勉強いたしたいというふうに思っています。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 課長、ちょっと質問の趣旨を取り違えていらっしゃる。能都町の制度ではなくて、日本育英会あるいは支援機構のそういう制度を毎年利用されている生徒はどのくらいいるか掌握されていらっしゃいますかと。毎年といってもあれですが、昨年のもは何名ぐらいいたか。各学校で青翔高校とか、あるいは北辰高校とか、あるいは飯田高校とか。各学校のものを掌握されていきますかと、こう聞いたわけです。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

大変申しわけありませんでした。私の勘違いでありました。

日本育英資金制度につきましては、制度自体は認識しておるんですけども、詳しい、例えば能登町管内の子供たちの利用とかそういったことにつきましては、大変申しわけありません。まだ勉強不足で、今後勉強させていただきます。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） だんだん生徒が少なくなっていくわけですので、今後そういう動向をひとつしっかりと把握するように努力をしていただきたいなというふうに思います。

今、この育英会の資金、名称が変わりまして、要するに育英といいますと何か秀才で勉強のできる人しかもらえないような、そういうイメージがあるわけで、そうではなくて希望する学生は全部貸与しましょうというのが最近の傾向でございまして、ある程度の資格があれば、所得制限はございますけれども、それは当然の話で、所得のある方が借りるということはある得ないわけで。所得がなくて、高等学校ではちょっと勉強しそこなったがこれから大学へ行って頑張ろうと、こういう気概を持った人には全部貸してあげようというのが最近の傾向でございます。

したがって、選考に漏れて町へ来てどうか貸してくださいという人は趣旨を見れば余り本当はいないんじゃないかなと。私はそう考えるんですが、そういう意味で今の制度と重複するんじゃないかと。最高額が私立大学だと6万1,000円まで貸してくれるということでありまして、その上にまだ足りなくて能登町へ来ましてもう2万5,000円お願いしますというようなことでは本当はないような気がするんですが、そういう意味で重複しているかなというふうに私は感ずるわけでございます。

いかがでしょうか。今度、教育長。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） ただいまの鶴野議員さんのご質問に対してお答えしたいと思います。

確かにおっしゃっておられる趣旨はわかるわけですが、奨学金はそういう学資の支弁をしていただけるということで意欲に燃えた生徒、学生が頑張ってくれると。そういう意味では大変希望に沿った形で、できれば給与という形でしてあげたいと思うわけですが、先ほど課長も答弁しましたように、現段階ではやはり貸与という形でいかがかということになったと思うわけでありまして。十分おっしゃる趣旨をとらえて、今後そういう方向への検討も大変大事ではないかなと、そのように感じておるところでございます。

以上、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 今度は町長。

人づくりは、町長のある意味では公約ではないかなと私は感じているわけですが、こういう苦学生に対する資金をとめるということであれば、町長の趣旨にも反するのではないかと、こういうふうに私は感ずるわけですが、この点、町長はいかがでしょうか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の鶴野議員さんのご質問ですが、先ほど来おっしゃっておられます旧の能都町の制度、これはあくまでも旧の能都町の制度だと私はとらえております。新たにスタートした新能登町に関しましては、分科会あるいは合併協議会で協議された育英事業をやっていこうということで決定されておりますので、今回の旧内浦町の方式を取り入れてやっていくということで、私としてもこれを進めていきたいというふうに考えておりますし、苦学生を何も能都町の制度がなくなったからということではないと思いますので、やっていない自治体もあろうかと思います。能登町としてはこの奨学資金制度で取り組んでいきたいということで、そういった苦学生の支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 私は、育英資金そのものに反対するつもりは毛頭ありません。ただ、せっかくあった、みんなから喜ばれている、そして非常に貴重な目に見えない形で能都町の子弟のために人材づくりのために貢献してきたであろうと推察できるそういう制度を旧能都町の町長としてひとつ守っていただきたかったなと。そういうふうに感ずるわけでございまして、今の山本奨学資金とあわせる形でひとつ今後考えて検討していただけないかなと、こういうふうに思うわけで。

また、そういう意味での新しい制度、別の制度をつくっていただければ、国の日本学生支援機構まで行かなくてもこの町の制度をみんなが喜んで活用して、そこにどうしても漏れた人が日本学生支援機構へ行ったと、こういうようなものであってこそ、本当にこの町は教育に力を入れておるなと。人づくりに本気になって取り組んでいるなと、こう客観的にとらえることができるのではないかなと私は思うもので、この点をひとつ次の予算に反

映させていただきたいと。検討していただきたいなと、こう思うわけでございます。

もう1点、町長についでに申し上げておきますけれども、今まで在宅介護の皆さんに無償給付されていた。これも能都町の制度なんですけど、おむつ代、これがカットされてしまった。確かに非課税世帯は存続させる。課税世帯は、あなたは豊かなんだからカットしますと、こういうことで、3月に入ってから4月1日付であなたのおむつ代はカットですと、こういう非常に冷たい通知が届いてまいりまして、苦情をおっしゃる方がかなりいらっしゃいました。

こういうことも非常に私もおかしいなと思ったんですが、おむつ代、今まで当たっていた。これが急に来月からカットだと、こういうことになると、その家庭は急に豊かになるわけではないんです。翌月から七千幾ら、おむつ代幾らか知りませんよ。能都町が支給していた分が七千幾ら。その家庭では1万円使っておったか1万5,000円あったかわかりませんが、それをありがたく活用しながら在宅のお年寄りのお世話をしていたと。こういう方が急にカットですよ。いとも簡単な紙切れ1枚で通達はすると。こういうことがあった。

これなんかでも、福祉に力を入れられる、これも公約の一つですが、町長さんにしては非常に目が届いていないなと私は思うもので、こういう点もひとつ指摘をしなければいかんなと思っております。

まして今回、税制の改正がございまして、非課税世帯が早い話が減ったわけです。今まで非課税世帯であった人も課税世帯になってしまった。これは定率減税の改正、見直しでもってそうなるっていくわけですが。そうすると、これも税制が勝手に国が改正して、今まで100万円でもらっていた、非課税だった。ところが税制変えましたということだけで課税世帯に変わるわけです。そうしますと、突然豊かになったわけではないんですが、税金を払わなければいけない。同時に、介護保険も変わってくる。非課税の場合は安い。

もう一つ、そのうちにもし在宅介護の人がいた場合、おむつ代もどんと来る。トリプルパンチです。こういうふうな家庭もたくさん出てくるわけで、こういう点に対してもひとつ目配り気配りをいただきたいなということで、私はこの点もひとつご指摘をしたいと思います。

それからもう一つ、企画財政課長。土地開発基金というのがございます。この件につきまして、これから一体どんな取得があるのか。土地の取得が用意されているのか。これをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（大谷内義一） 企画財政課長。

企画財政課長（坂口良生） ただいまの土地開発基金のことですけれども、1億円の元金があり、今、旧の内浦で作用しておりました。

今後どのように使っていくかということですが、今ほど過疎計画、それから辺地計画をこれから立てていきますけれども、その中で先行する土地等があれば、それに充当していきたいというような形で考えております。

18番（鶴野幸一郎） 済みません。今現在、具体的に何区画ぐらいあるのか。

企画財政課長（坂口良生） 現在、旧の内浦町の方で件数はあります。

18番（鶴野幸一郎） これから取得しようと考えている土地があるのか。

企画財政課長（坂口良生） 今のところは、例えばのと鉄道の利活用とかそういう形の中で用地等を先行取得したいという形とか、そういうふうな形の中であるかと思うんですが。詳しい点は今詰めているので、その点はご了承いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） この土地開発基金、これは内浦独特のものではないかなというふうに思っておるんですが、ほかの市町村でたまたまこういうケースもあるんです。土地を先行取得をしておいた方が有利な場合、先に基金を積んでおいてその土地を買ってしまっておくというケースで使われているわけですが、これはバブルの時代に土地がどんどん上がっていったとか、いわゆる地上げ屋が暗躍して土地をつり上げていくとか、こういうおそれのあるときには確かに有効であるし、こういう金も私は必要だというふうに思っておるんですが、最近の状況を見ますと、そういうふうなことはまずないし、それから能登町の奥能登へ入っていきますと、そういうこともちょっと最近見当たらないような感じでありますので、果たしてこういう基金が要るのかどうかという問題です。必要なのかどうか。根本的に見直す必要があるのではないかと私は提言するわけでございます。

と申しますのも、先ほど来、町長も皆さん口をそろえて財政難であると。そして、大変な借金を抱えているとか、起債制限比率が17.1%を超えて繰上償還をしなければいけないんだとか、そういうことを盛んに口走っておられますが、そういう中で一方で莫大な借金をしながら、一方で必ずしも取得する予定のないそういう金を積んでおられるのかどうかという、こういうことに対して私は根本的に疑問を感じるわけです。そんな金があったら、今早急に必要ところに回していこうというのが、これは当然のことでありまして、そういう点でもひとつこれは見直ししてやっていただきたい。

昔、金融機関に歩積み両建てという考えがございました。1,000万貸してくださいというのと、わかりました、2,000万円にしますよと。1,000万は貯金にしてくださいと。こう言って軽く貸した時代があったわけです。片一方で借金、片一方で貯金。これは非常に悪名が高かったわけで、ついに廃止になりましたけれども。それとやや似たような、一方で借金しながら、一方で預金すると。必ず使う、こういうことに要るんだと。これしなければだめなんだという金は貯金して結構なんですけど、何かあいまいもことしたような使い道のもののはやってはいけないと私は思うわけで、こういう点について、町長。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の基金のお話なんですけど、これはあくまでも旧の内浦町が積み立てられた基金ということであります。17年度の予算に関しては、早急にそれを取り崩して財源に充てるという必要もなかったというのも現実ですし、また先ほど課長がお話ししたように、内浦町が先行して取得をするような土地は今のところはないというお話でもあります。

また、この基金に関しましては、現金と、そして今現在、能登町が所有している土地という形で、物という形もあります。ですから、全部が全部現金ということではないんですけども、今後はそういった先行取得の必要もなければ基金の取り崩しを考えて財源に充てる必要もあろうかと思いますが、今の現状では急に取り崩す必要がなかったということで基金はそのままに置いてあります。

18番（鶴野幸一郎） それでは、町長ひとつその点をまた皆さんでよく検討されて、そして必要な資金用途に使っていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思

います。以上です。

議長（大谷内義一） 3番 向峠茂人君。

3番（向峠茂人） 9款の消防費の消防施設費の中で、備品で今年不動寺分団と上町分団の積載車を予算づけしていただいておりますが、大変喜ばしいことだと思います。

その中でございますが、旧三郷が合併して現在能登町で消防の分団数が16となりました。その中で、分団員の充足率がいい分団もありますけれども、分団活動がやや支障を来すような分団もあるのも事実です。そういう中で、各分団の分団長のみならず役員の方々も努力されて団員勧誘には一生懸命だということは私も聞いています。だけれども、地域性もあってなかなかそういう団員確保に難しい地域も出てきているのも事実です。

そこで、消防団からの声として、できたら公務員で非常の消防団の活動ができないのか。旧内浦地区においては若干名分団に入団されているという話も聞いていますけれども、旧柳田村地区においては私の記憶するところでは皆無ですし、旧能都町ではどういう状況だったかなと思います。

そこで町長、これは入るとなれば本人の意思もありますし、また町職員となれば仕事の都合もあります。だけれども、どうしても分団の運営がままならんということになると、やはり町職員であっても、本人の了解も必要ですけれども、そういう公務員であっても消防団に入団させることを今現在考えておられるのか。

ちなみに、奥能登管内での消防団員の充足率ですが、輪島市で90.7%、珠洲市で97.3%、穴水町で97.5%、門前町は100%、能登町は現在90.1%です。管内の平均充足率は94%です。ということは、能登町におかれましてはやっぱり現に、分団名は申し上げられませんが、3つぐらいの分団で人数が不足していますので、町長その点ひとつご答弁をお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の向峠さんのご質問なんですが、私自身も常日ごろから消防団員の活動を見てきておりますので、非常に旧の能都町時代も消防団の活動には支援申し上げてきたつもりであります。

その中でやはりそういった分団の活動に支障が来るような団員不足というのは、私自身も聞いておりますし、ですが、例えば公務員の役場の職員に入れという命令はできませんので、これはご理解いただきたいと思います、ぜひそういった役場職員というのは各地域に分散もしておりますので、そういった意味では各分団に入りやすい底地はできているのかなという気もしますので、推奨はしていきたい。しかしながら、あくまでも本人の意思というのを尊重しなければならないと思いますが、推奨はしていきたいというふうに思っています。

議長（大谷内義一） 8番 奥野君。

8番（奥野清） 町長にお伺いいたします。

先ほど鶴野議員の方から、おむつ代がカットされたという、そういう中で大変質問はしにくいんですが、あえて質問させていただきます。

負担金及び補助金一律1割カット。これはもちろん新町だけでなく、旧柳田村においてもそういうことがありました。そこで少しイベントの方なんですけれども、旧の3町村が築いたイベント、7つあるんですか。ちょっと紹介したいと思います。

ふるさと祭り、ござれ祭り、よみがえれ縄文の風、猿鬼歩こう走ろう健康大会、イカす会、全国凧あげ能登大会、しかたの風inのとと寒ブリ祭りを統合ですか、これだけあるんですが、来場者並びに参加者が平成16年で約10万人、そして補助金を合計いたしますと16年度が2,883万3,000円、今年度予算では2,541万4,000円ということで約350万カットされたんですが、財政を見ますとこれは仕方ないなと思っております。全部がすべてが1割カットではないんですが、1割カットされると10年ではできなくなるというような、単純計算ですが、町長さん、そういうことはないだろうと私は思っておるんですが、やはりどこかで歯どめをしなければならないし、やはりその貢献度というか、このイベントにはこういう貢献度がある。もちろん交流人口や、これから新能登町を全国に発信するためにも観光にもやはりイベントは必要だし、先ほど鶴野議員がおっしゃったとおり高齢化が進んでおりますので、健康で明るくイベントに参加すれば医療費も削減されますので、財政も少し助かるのではないかなというふうな私の考えでございます。

とにかく町長さんは、今後は大変忙しいかもしれませんが、やはりイベントに参加していただいて、貢献度を査定次第で来年に向けてほしいなということで、今から申し上げた

いと思います。当然ながら、担当課長並びに課長さん方も積極的にイベントに参加して、イベントをわかってほしいなと思ひまして、町長、見解をお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） イベントのお話なんです、私自身も昔からいろんなイベントにかかわりを持ってきましたし、実行委員会の中へ入ったりとかという準備もしてきましたので、非常にイベントというのは大事だと思います。しかしながら、今回能登町として合併しまして、それぞれの旧の町村でイベントを抱えているということもあります。ですから、今ほど議員さんがおっしゃるように、すべてのイベントの予算を合わせると2,500万円ぐらいになると。極端な話、これを一つのイベントにかければすばらしいイベントができるのではないかというふうに思ひます。ただ、そこまでは急には無理でしょうから、今年度はそれぞれの地域でイベントを行います、来年度以降はそういったイベントの見直し、あるいは統合ということも考えていかなければならないのかなという気もしております。

しかしながら、イベント自体はやはり町の活性化にもつながるというふうに思ひしておりますので、何とかしていろんな形で続けてはいきたいというふうに思ひしておりますが、そういった来年度以降に向けての見直し等も検討はしていかなければならないというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 7番 石田君。

7番（石田博之） 議案第26号 能登町総合計画審議会条例ともう一つ、29号 能登町過疎地域自立促進計画の策定について少し関連してお話をお聞きしたいんですが、現在、能登町総合計画審議会、この必要性においては少し疑問も私はあるんですけども、この審議会の運営に関して必要な事項を定めて招集するのは委員会の会長ですか。この委員会はこういったときに機能を果たすのかという点。こういった権限を持つ審議会なのか。

ただ、一つは町長に答申するわけですが、いろんな試行するに当たって町長も苦慮することも相当出てくるのではないかと。イエスマンばかり集めればそれは別なんです、こういった審議会というのは確かにいい点も当然あるかと思ひますけれども、町執行部の方におかれては少し妨げになる点も出てくるといった点も懸念はされますし、企画財政課

長、先ほど言われました能登町の過疎地域自立促進計画の中において事業名が相当ある中でもって計画だけだというようなお話でしたけれども、その中から優先順位をつけて旧能都町、柳田村、内浦の事業をある程度は平等に、そしてうまく過疎地域自立促進計画を遂行するに当たって当然こういった審議会の意見も聞いた上で決断をされる材料にはなるかとは思いますが、こういったところから審議会が必要だということで町長がご判断をされたのかということと、この権限的なものと機能を少し説明をしていただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 総合計画の審議会というのを予算立てさせていただきましたが、これは先ほども説明しましたが、17年度と18年度の2カ年にかけて計画を立てていこうということで、今年度はその基本となります構想をいろんな資料の収集とかをやっていきまして、来年度にかけて基本計画、そしてもっと具体化した実施計画を立てたいというふうに思っております。

これはあくまでも旧3町村でもそれぞれの総合計画というのはあったかと思いますが、新能登町としていかなるまちづくりをしていくかという指針にもなるかというふうに思っております。やはりその中身には、私自身の思いも入れていきたいと思っておりますし、ただ、イエスマンばかりを入れるんじゃないかとおっしゃいますが、そういった耳の痛い話にも耳を傾けなければいけないというふうに思っております。ですから、こういった独断でやるのではなく、審議会の委員の皆さん、それも学識経験者あり、住民の代表あり、各団体の代表ありということで、いろんな方のご意見を賜りながら能登町の総合計画を立てていきたいという思いから、この審議会をつくらさせていただきたいというふうに思っております。

もっともっとたくさんの個人の方からの意見も聞けばいいんでしょうが、そこまでやっている時間的なあれもありませんので、団体の代表あるいは住民の代表の方がある程度の取りまとめを行っていただきまして、そして自分たちの思いをぶつけると同時に、私自身も意見を述べさせていただきまして、能登町の将来像というのを作り上げていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 4 番 市浜さん。

4 番（市浜等） 病院の事務局長にちょっとお聞きします。

病院事業についてですが、ここ数年、債務超過が続いておるということを耳にするわけですが、新体制になって事務局長さんとすればどういうふうな体制で、これからこの病院を経営していきたいと思いいなっておるか、ちょっとお聞きいたします。

お願いします。

議長（大谷内義一） 宇出津総合病院事務局長 川口登君。

宇出津総合病院事務局長（川口登君 市浜議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま、宇出津病院のことなんですけれども、私も3月1日に来て、今現状把握するのに非常に困難を極めておる状況でございます。そうした中でもいろいろお話を聞きながら皆さんと協議して進めておるわけでございますけれども、やはり開設者の町長並びに委員長、それから看護師さん、さらに技師さん、それから事務局のこの4つの連携が一番必要でないかなと。私自身、この3カ月間に非常に思っております。

今後ますますいろいろなことで改革を進めていくときに、その連携が非常に必要になってくるというふうなことが非常に私たちに求められている現状でないかなと思っております。

いろんな実績については皆さんご承知なんですけれども、大体ここ5カ年でも単年度の累積欠損が2億相当毎年あるわけでございます。例えば今現在やっているのは委託料の見直し、さらに賃貸料の見直し、そうした中で入院と外来の現状を昨年から見ますと、入院は若干ふえておるんですけれども、外来については減っておるというふうな細かい分析をいたしまして、そうした中でもやはり常任委員会の皆さんとの話し合いもいたしました。本日もまた宇出津病院特別委員会の開催もされるというふうなことで、宇出津病院の利用について、いつも事務員なり看護師さんにご説明申し上げておるんですけれども、とにかくここに来ておる患者さんは非常に不安で、それから自分の病気に対して心配をしているんだから、とにかく温かくもてなしてほしいというふうなことを念頭に置きまして、これから皆さんと手を携えて今後ますますその連携を深めていきたいなというふうに現在思っております。

非常に簡単ですが、以上でございます。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） 的確な物すごくわかりやすい説明でどうもありがとうございます。

聞くとところによりますと、日本の問題でもあろうかと思いますが、少子化の問題とかそういうものがよくマスコミ等に言われております。宇出津病院の事業といたしましても、できたら子供さんを安心して産めるような、そういう方向に邁進していただきたいなという思いで今質問させていただいておりますが、町長さん、そこをひとつまた答弁できたらよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の議員さんのご質問は、これは産婦人科の話かなというふうに思っております。今現在、奥能登を見ましても、珠洲病院の方にお一人産婦人科の先生がいらっしゃるということで、しかしながらその先生ももうそろそろ引退したいというような旨のご発言もあるそうですので、奥能登にそういった方がいらっしゃらなくなる可能性はあります。そんな中で、やはり宇出津病院にも産婦人科の施設はそのまま残してあります。これも何とか医師の先生に来ていただいて、里帰り出産なり、あるいは地元の方が安心して産める状態を整えたいという思いから、そういった産婦人科の施設は残してあります。

先般、2月の折にも医科大の方へ行きまして、病院長並びに産婦人科医長にお会いしまして、何とか産婦人科の手当てをできないかというようなお願いもしてきました。今後も院長を初め私自身も何度か病院に足を運びまして、そういった産婦人科の手当てをできないものかということでお願いはしていきたいというふうに考えておりますが、何分医師の世界というのが昨年度から体制が変わりまして、研修医制度というのができまして、2年間は研修医制度を受けなければならないということでもあります。それが昨年、今年ということなので、来年度へ向けてそういった研修医制度の1段階が終わるということもありますので、何とか来年度へ向けてそういった医師の手当てができないか。もっともっとお願いはしていきたいというふうには考えております。

議長（大谷内義一） 37番 岩坂君。

37番（岩坂喜通） 私は、議案第29号 過疎地域自立促進計画に関連して聞きたいと思います。

というのは、ここの大半は町道あるいは農道、林道と道路関係が非常に多いわけです。その他の施設等もあるわけなんです。過疎地域には非常に多いのは道路関係とか、あるいは土砂崩れとかという問題が一番多いわけなので、今まで私、議員生活の中に苦い経験をしたことが二、三あるんですが、その大半は、陳情に行きますと、ここは指定地域に入っておらんからだめだと。あるいは、これは計画には載ってないから後回しやというような言葉が返ってきて、非常に地域の住民の方の期待に沿えなくて残念な思いをしたこともあるんですが。

この計画が今議案として上程されて、これが承認されるだろうと思うんですが、された後にもその地域、特に過疎地や僻地においては多いんですが、急にというか、昔からの利便さというか、そういうことによって生じてくる道路とか、あるいは町道とか農道とか、町道みたいな格の上の要望はないだろうと思うんですが、そういうことが時たま要望として起きてきたりするわけなんです。そのときに陳情に行ったときには、承認された計画が邪魔で、実際見ると非常に必要で急がねばならんような地域であっても、この計画に載っておらんがためにだめだというような結果をもらえるんじゃないかなという非常にこれに対しての不安があるわけなんです。そういうときにはひとつ調査されて、こっちの方が必要性が高いというような認識に立たれた場合は住民の意思を取り入れてやっていくという方向のご答弁をもらえんかなと、こう思うわけなんです。

というのは、既に私たちの部落には2つ目のダムが建設されておるわけなんです。非常に小さいダムではございますけれども、水源地としての必要性に迫られて地元も承諾して県営事業でやっておるんですが、これが完成すれば必ずそれに対する取り付け道路、または取り付け道路の延長とか、そういうふうな問題が起きてくることは避けられないです。はっきり見えております。

そういうこともありますので、ひとつ計画書に載ってなくても必要に迫られた場合は採択してもらえると方向が、お考えがあるかどうかということをもひとつ質問いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） だれに答弁させればいいですか。

37番（岩坂喜通） 考え方として町長さんに。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今回、議案第29号で上げてあります能登町過疎地域自立促進計画、これはあくまでも計画というご認識をいただきたいと思います。ただ、これは旧3町村のそれぞれにこれまで事業計画として上がってきたものを個々の必要な改修整備計画だというふうに思っています。それを網羅して今回この4年間の整備計画という形で上げさせていただいておりますので、当然そういった今後新たにそういった必要性を要する、あるいは緊急性を要する道路整備、道路改修というのは出てこようかと思えます。ですから、それはこの計画がこれしかできないという考えではなくて、計画変更によってそういった必要性、緊急性のある道路を加えることは可能だと私は思います。ですから、もし住民の方がそういった、ここに載っていないからだめだというような考えを持たれるのではなくて、自分たちの必要性あるいは緊急性を訴えられることも大事ではないかなと思いますし、町としてもそういったところはきちっと調査させていただきまして、ほかのところにも比べて緊急性、必要性があれば当然計画変更で整備をしていきたいというふうに考えております。

37番（岩坂喜通） ありがとうございました。

ぜひともそういう方向でお願いをいたしたいと思えます。実際に当たっていると、うまくこういうものにかわされてなかなか後回しにされてやってもらえんということが往々にしてあったわけなので、ひとつ今後とも町長の答弁を全職員が徹底して頭にたたき込んでいただいて対応していただきたいと、かように考えるわけです。以上で終わります。

議長（大谷内義一） 23番 石井君。

23番（石井良明） 長寿介護課長に1点お尋ねいたします。

第3款民生費の痴呆対応型老人共同生活整備事業の用語の使い方に質問いたします。

当然、担当課へも厚生労働省あるいは県福祉部より、痴呆という用語は侮蔑的であり、速やかに認知症という用語に変更しなさい。また、行政用語としては平成16年12月24日以降が適当である。このような明白で事理の通った通達文が届いているにもかかわらず、予算書を見る限りその用語が記載されております。課長のご見解と対応をお答えお願いいたします。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿社会課長（志向幸三） 今ほどの石井議員さんの用語のことで答えさせていただきます。

確かに、今回の予算書には認知症という対応型ということで記載してございますが、この言葉の用語の関係は県の方からも国の方からも正式な通達もまだ現在は今のところ来ていません。

マスコミ関係は、確かに認知症という表現の仕方をいたしております。ただ、私も調べましたところ、厚生労働省ではそういうことで認知症ということで合意したということで、その後、国会に審議事項になりまして、国会が閉会されると正式に県や国から自治体あてへ通知が来るものと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 31番 新平悠紀夫君。

31番（新平悠紀夫） 2点ほどお伺いをいたします。

57ページの総務課の方で、総務費の中で、実はのと鉄道の運営費が盛り込まれております。旧能都町におきましては、確かに大きな数字で527万5,000円も盛り込まれた運営費がありますが、今回、当然3月末で廃止になったのと鉄道の中での取り組みでは、現在の予算の中では184万5,000円となっております。当然のことだと思いますけれども。

ただ、のと鉄道が廃止されて私自身も気にかかっているのは、鉄路が廃止になったために、いわゆるこの4月並びに5月のゴールデンウィークに入り込み客、いわゆる交流人口の激変がなされているような気がしてなりません。というのは、今運行されているバスそのものは路線バスであります。いわゆる穴水まで来て、観光客がどのようにこの能登町に入り込みすればいいのかというのがアクセスされていないのが今現状ではないかと思われま

よく調べてみると、関係機関の中でいわゆるコンピュータによるそのような手だてで入ってくる方もおいでようですが、急に能登半島へ来たいという思いで来られた方にはその案内箇所が一つもなかったということで問い合わせもありました。それは今までの経緯の中でわずか2カ月余りですから、なかなか地図上に載ってこないという、あるいはバス路線の時間帯がわからないというところもよくわかるんですけども、そのあたりの案内部分が欠けているのではないかという懸念をいたしますので、その点、担当課、並びに今後イベントなり何なりがありますので、どのような考えで行動されるのか。観光案内を含めてその思いをちょっと述べていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） どなたがいいんですか。企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） ただいまの第1点ですけれども、能登線の強化促進同盟会ののと鉄道の運営費186万5,000円につきましては、先ほど言われたとおり1、2、3月分の固定資産税の担当額分でございます。4月以降はございません。

それから、3月から能登線が廃止に伴い、バス路線ということで、私も4月、5月と穴水から甲の方を回りまして、実体験をしております。大変乗っておられる方は少ないですけども、確かに時間もかかる。それから、例えば穴水から珠洲の方へ行くときにも2時間半もかかるということで、改善はとにかく必要だなというふうに私は思っております。

差し当たり、これから能登空港等でまた観光客がたくさんおいでますけれども、その辺の形の中で、ふるさとタクシー等もありますけれども、路線バスとまた地域の振興のバス路線等も今後検討に入れて、少しでも能登の方へ来てほしいというふうな形の中で整備を考えております。

議長（大谷内義一） 31番 新平君。

31番（新平悠紀夫） 確かにバス路線の中で、地域振興バス運行業務、あるいは路線バス運営に対しては1,550万、あるいは運行業務に対して500万という補助金並びに交付金等を盛ってある状況の中で、今現在運行しているバスの中では、地域的にいえば宇出津駅から出ているバスの中で、珠洲方面、鶴飼駅方面へ行くようなバスは、特に乗客はかなり時間帯によってはほとんど乗っていない状況があるように見えますし、乗っていません。

バスの運転士さんによれば、このバスはもう要らないんじゃないかというような不満さえ言われている状況でもあるんです。運行そのものに対する軽減がなされていくとなれば、いわゆる地域住民に対する手だてがやはり徐々に減らされていくような気がしてなりません。これはのと鉄道が廃止になるのと同様に、バス運行もそれぞれのうちに切られていくのではないかという心配さえ懸念しているところでもありますので、その辺を十分踏まえまして、町としてどのような手だてを今後続けていかなければいけないのか。そして、住民に、あるいは町民に不満のないバス運行をしていただけるように要望をしておきます。

また、7月から能登有料道路が軽減されるということもありまして、いわゆる対策事業といたしまして450万、従来、旧能都町におきましては58万1,000円という、そういう軽減措置がなされておりましたけれども、当然3町一緒になったということもありまして、それなりの手だてはなってくると思いますが、これは7月1日からなされる手だては720円に此木から金沢・内灘までの通行料となっておりますが、これは地域の者しかもらえないというような話しさえ言われております。そのためには免許証か保険証を添えて申し込みなければいけない、いわゆる通行料の軽減措置ということもありまして、ただ不満に思えるのは金沢におる人も取れないのかということも言われております。その手だてを今後どのように図っていかれるのかをまた説明員の方から聞きたいと思いますが、なるべく、実はバス路線そのものに対する先ほどのお話の中で、課長そのものも、大変少ない、時間がかかるということもありまして、この期間の中でも観光客の入り込み、交流人口の増大を図る我が町にとっては大変心配する、懸念する状況でもあるし、これからの夏の本番になってきますと、なおさら一層の乗客、観光客の目減りが感じられるので心配しているところでもありますので、その手だても十分考えていただきたいと思います。

それと、148ページの商工費の中で、公営海水浴場の施設管理ということで96万9,000円ですか、予算措置がされておりますが、私らの旧能都町においては羽根海水浴場が従来公営の海水浴場という位置づけがなされておりましたが、今回示されている公営の海水浴場は恋路であるのか、あるいはどこであるのか、そのあたりもちょっと箇所はどこかお尋ねをしたいと思います。

その辺で、羽根海水浴場そのものはどのような措置になっていくのか。それも重ねてお尋ねをいたします。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） 新平議員の質問にお答えいたします。

この観光費に盛ってあります公営海水浴場施設管理費、これらの場所につきましては、恋路の海水浴場、それから五色ヶ浜の海水浴場、2カ所でございます。

羽根につきましては、従来旧能都町で海水浴場として開設しておりましたが、道路の拡張と駐車場の狭さ、それから施設の老朽化もございます。そういった意味で、17年度におきましては羽根の海水浴場は閉鎖ということでご理解をお願いいたします。

議長（大谷内義一） 31番 新平君。

31番（新平悠紀夫） 従来、羽根の海水浴場がなくなるということになれば、国民宿舎なり我が宇出津地区の海水浴そのものもその地域との関連があつてなかなか身近なところでもあり大変喜ばれている地域でもあったのが、廃止となれば衛生上大変だめだというような気もせんでもないんですが。ただ、施設そのものが全く廃止されるならば、あそこに上がり場の中でいわゆるシャワー施設がありました。その施設がもう既にこういう状態で曲がり切つて大変危険な状況であるということも考え合わせるならば、廃止ならば廃止なりの措置をしていただきたい。今のままであつては当然けがもあつた場合に旧の状態であれば町にそれが行かれる場合もあるかもしれませんので、その辺も十分管理上の問題でもありますので、壊すなら壊すような措置をしていただきたい。それを申しつけておきます。

それともう1点、遠島山公園、弁天島にあります施設の中で、大変すばらしい松が1本だけ、小さい松が1本だけ大きくなった部分がある。そのエリアがもう陥没しております。弁天島の水域は満潮は無理ですけれども、干潮の中では渡って歩ける範囲内ですけれども、あそこの護岸そのものももう崩壊している状態。まして、その周りはハングル文字のついた紙切れ、いわゆる紙袋なりが散々しております。大変きれいな海といいながらも、目の前に立った場合においては大変汚い海になっております。

そのあたりはやはり商工観光はもちろんのこと、地域に対するイメージダウンにもなりますので、その辺も今後どのような取り組みをなされるのか。弁天島周辺はもちろんのこと、宇出津一小木間のいわゆる先般工事関係で長らく小浦地区が閉鎖されたところもあります。その不安な材料の道路も含みまして、今後の検討課題としてどのように取り組まれていくのかも町長を含めお尋ねしたいと思います。以上で終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、海水浴場に関しましては、今ほど課長が答えた理由で羽根の海水浴場は今年度から使わないという方向でっております。ただ、便宜上、例えばいろんな説明の中では旧能都町、旧内浦町、旧柳田村という言い方をしておりますが、やはりここは能登町という形で考えていただければなというふうに思います。能登町にはすばらしい海水浴場が2つもあるというような考え方でいただければなというふうに思っております。

また、弁天島の海岸線に関しましては、道路の拡幅等の計画もありますので、それと含めて護岸の整備をしていかなければならないのかなという思いでおりますが、そういったごみが流れ着いているようであれば、やはり議員さんのおっしゃるように景観の保全のためにも手当てをしなければならないのかなというふうに思っております。

ですから、そういった町も含めて、ちょっと現地の方を調査させていただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 本日の質疑を終わりたいと思うんですが、よろしいですか。

（まだあると言う者あり）

議長（大谷内義一） まだありますか。休憩とりますか。どうしますか。

（まだ何人もおると言う者あり）

議長（大谷内義一） では、暫時休憩します。10分間。

午後2時36分休憩

午後2時 分再開

議長（大谷内義一） それでは、会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。9番 志幸君。

9 番（志幸松栄） 32番さんの関連質問。財政の問題で一つしたいと思います。

予算書の33ページでしたか、17款繰入金の22億、それから予算書204ページの公債費の中の42億の問題をまとめまして、私は簡単な方で予算説明資料の方でひとつ聞きたいと思います。

財務課長と町長に聞きたいと思います。私、これから言うことについて、財務課長は合っているか、理解しているのかしていないのか、はいかノーで答えていただければいいんですけれども。

5 ページ、6 ページの問題でございますけれども、地方債の現在高調書でございます。一般会計の地方債の見込み額で274億余でございます。それと総計で438億2,000万余でございます。そういうことについて、地方債というものについては行政用語でなくして、これは私たち家庭用語にすれば借金として私は理解しておるんですけれども、財務課長、借金でよろしいんでしょうか。その場でちょっと教えてください。

企画財政課長（坂口良生） そのとおりであります。

9 番（志幸松栄） それから、次のページをおめくりくださいませ。

基金現在高調書、一般会計で4億3,400万余でございます。それで、総計で7億8,280万余でございます。こういう中で、基金というものについては町民のこれは私たち家庭にかえれば貯金というような認識でよろしいんでしょうか。財務課長。

企画財政課長（坂口良生） そのとおりであります。

9 番（志幸松栄） こういう財務状況を見ていろいろと今日皆さん、12番さんと32番さんが財務状況を言われました。その中で町長が答弁に至ったことについては、いろいろと緊縮財政だとか厳しい状況だとかと言われておりましたけれども、私はいろいろと調べておりましたら、起債制限比率ですか、これについては14%以上の数字を町長が言われたところでございます。私が議員になるときに認識しておる中で、起債制限比率ということが財政の中で一番重要じゃないかなとこの議員必携の中で勉強させていただきました。

14%というような数字を私は記憶にあるんですけれども、財務課長、14%以上超えると県の管理下になるんでしょうか。ちょっとお答え願います。

議長（大谷内義一） 企画財政課長答弁。

9 番（志幸松栄） その場でいいです。

議長（大谷内義一） 登壇して。企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 志幸議員さんの言われるとおり、14%を超えております。そして、14%以上になると県の方へ計画を出す。再生計画を出すという形になっております。

ちなみに、14年度ですと単年度で16.8%、15年度で17.1%、16年で18.4%。16年度の起債制限比率3カ年平均ですと17.4%となる予定でございます。以上です。

県の管理下になるそうです。

9 番（志幸松栄） 一番冒頭に言われましたように上着を脱がさせていただきます。ちょっと汗が出てきました。

そういうような現状でございます。17.4%が平均というようにございまして。ただ、私が懸念することについては、町長はいろいろと基本整備、小さな金額、大きな町民の喜びということも言われておりますし、基本整備、継続事業、負担金、補助金、結局ことしはこういう予算立てられました。

こういう負担金とか補助金は、来年このままの格好ではこういうような状況でこのままの現状の中での予算書で立てて負担金、補助金を同じにして予算を立てていかれるのでしょうか。町長にお答え願います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 先ほどの提案理由の説明の中でも申し上げましたように、補助金なり負担金というのは今後見直しをしていかなければならないというふうに思いますし、先ほど奥野議員さんの質問の中でも答えましたように、イベントに関しても見直しをかけていかなければならないというふうに考えております。

その中で、やはり必要なものは当然残ってくるでしょうし、必要でないものは補助金あ

るいはそういったものを減らしていく方向で考えていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） 計算してみると、人口が2万3,636人、地方債を割ってみますと一人頭、幼児から老齢まで185万というような借金でございます。その借金の中でいろいろと私たちも町長も、また執行部の方もこれから考えていかなければならないことがあると思います。

新聞でございますけれども、これは合併したある市のことでございます。借金が1,500億円、市民1人当たり100万円というようなことで、結局一番最後には中期財政計画を立て直し、償還計画を見直したいと冒頭で言葉を出されております。

我々もこういうようにいろいろ答弁だけでなくして、町長並びに私たち議員もそうだと思います。それから町民の方にこれだけ一人頭借金があるんだぞということを認識していただいて、やはりどうしてもやらなければならない整備、道路整備、それから整備資金をかければ必ず皆さんに喜びがあるというような新規事業、やはりこれから本当に肝に銘じて私たち議員並びに執行部、町民の方も三すくみの中で財政立て直しをやっていただきたいと思います。

私も過去に能都町漁業協同組合の管理をさせていただきましたときには、先輩の方々の借財により管理債権というような組織を私6年間やらせていただきました。そのときの漁業者のみじめさというものは往々にして私痛感したわけでございます。そういうような格好の中で、やはり財務状況を町民の方にも認識してもらい、私たちも往々にして認識して、町長の指導力を発揮していただきたい。その意気込みをひとつ聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに議員さんのおっしゃることは十分わかります。ですから、今年度の予算は先ほど言いましたように、3町村の持ち寄り予算ということもあります。来年度に向けてはしっかりと予算立てをしていかなければならないと思っておりますし、本年度に関しましても繰上償還を7億1,000万ほどさせていただきます。今後も財政計画を立て

て、そういった起債の返済計画も盛り込んで、当然今財政係の方でやっていただいておりますので、今後はそういった安定的な財政運営ができる状態まで持っていくために、今後切り詰めて切り詰めてやっていかなければならないというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 今、町長の厳しい答弁を聞いたわけでございますが、これに関連になると思うんですが、まず17年度の能登町の通信サービス事業ということでひとつお伺いをいたしたいと思います。

今、多大なる経費のもとで通信の整備をするわけでありますが、しかしその一方で、羽咋の新聞に出たこと、また名前が出ておりますので言っても構わないかなと思うんですが、氷見ケーブルが500万で民間の設備をするというようなことが新聞等で騒いでおります。

私たちは、この財政状況の中で、公の設備がいいのか、500万で済む民間の設備がいいのか。この設備ができるのかできないのか。また、この会社が例えば能登町が入札したとする場合、入札の指名に値しない業者なのかどうなのかということを単刀直入に聞かせていただきます。町長、お願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今、議員さんがおっしゃった会社に関しましては、以前からずっとお話がありました。そして、旧の能都町時代にも検討させていただきました。そのころは、県内のテレビ放送局の再送信の問題もありまして、なかなか町としては踏み込めなかったのが現実であります。その部分も今解消されたというふうにも聞いておりますので、今後は民間の会社のことも十分検討の余地には入ってくると考えております。

ただ、今年度に関しましては、国の補助、新世代ケーブルテレビ事業の補助を受けておりますので、自前でやらさせていただきたいというふうにも考えておりますし、ただ、民間の方では告知機の問題は入っておりませんので、それは今年度、小木地区を告知機をさせていただきますが、来年は松波地区というぐあいに告知機の問題だけは自治体の方で考えていかなければならないのかな。ただ、テレビ放送に関しては、そういった民間、決して1社だけではありませんので、そういったことを考えながら今後来年度に向けて検討し

ていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 再確認の意味で聞かせていただきますが、民間の参入が今年度はだめだけれども、来年度事業関係からでは、場合によっては参入の道が開かれると理解してもよろしいわけですね。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 当然参入の余地はあるというふうに考えておりますが、そのときにもやはり町民の方に無理がかからないような料金設定をしていただくということもあろうかというふうに考えますので、ただ、民間の参入というのは十分考えられます。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 新聞等に騒いでおる500万で設備ができるということになると、私は町民にとっても行政にとっても非常にメリットがあると思っておるわけでございます。

なお、町長が、来年度からこの事業に民間の方々が参入の余地があるということになれば、ぜひ民間の方々をいろいろと指導していただきまして、この能登町に光通信、高速通信になるのかわかりませんが、CATV事業がうまく機能するように、行政も町民もいいようになるようなことを勉強していただきたいということで、今日の質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 質疑ありませんか。26番 田上君。

26番（田上賢一） ちょっと町長なり総務課長になろうかと思えますけれども、今年度の一般会計予算が160億弱という予算の中で、予算説明資料の中での人件費の割合が金額的に27億9,700万、こういう人件費が出ておるわけでございまして、それ以外に臨時職員関係の相対的な予算がそれ以外に1億5,500万ほどございます。これを合算した人件費になろうか

と思うんです。この辺を考えた、これは一般会計のみですよ。これに特別会計にもそれ相当なりの人件費並びに臨時賃金等があるはずでございます。それを考えた場合に、やはりこの3町合併に基づいている財政的改善等において大きなポイントが占められておるのは人件費の割合かと思うんです。これがなぜ平成17年度にもこれだけの臨時職員賃金が必要なのか。これはなぜ削減できなかったのか。

内容を見ますと、これは特殊な資格等の問題もあります。そういう方々もおいでるようでございます。けれども、一般的な臨時職員も多々見られる内容になっておる。これは合併の際にどうしてもいろいろな原因も絡めて人員整理ができない面があつて残したのか、そういう点をやはり明確に。やはり人件費の削減が大きな課題だと思うんです。それを今後の過程においてどうなるのか。

まず、17年度の当初予算を打った過程においての総務課長の見解と、今後に対する臨時職員の対応、嘱託職員を含め。これは資格等特別な職員もおいでるようすし、これも含めた相対的な答弁をお願いしたいと思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） ただいま議員さん言われました人件費の額の中には、臨時職員の賃金関係は入っておりません。まず先にお話しします。

そこで、臨時職員の賃金は一般会計で現在80人ほどおいでます。合わせれば1億7,000万円ほどの費用になります。また、特別会計、企業会計を合わせれば、現段階では104人でしたか、になります。したがって、金額も2億程度になります。特に病院関係でパートのお医者さんとか臨時職員の金額もかなり高額になりますので上がってきます。

そこで、次の質問の中で、臨時職員は人情的に残したのかという指摘もあったのかなと思いますけれども、3町、分庁方式をとっております。そうした中で、必要な人、要するにその仕事を遂行していくに当たりどうしても必要である、そういった中で臨時職員を残しております。

ただ、その際に、当然資格等々を勘案しながら残っていただいておりますということで、去年の段階で主に能都町の中でしたけれども、10名ぐらいでしたか、16年度と比較すれば減っております。そうした中で若干の見直しをやっておるところであります。

今後どうするのかと。これは新町の建設計画の中にも、特に合併協議会の中でよく議論

された話、皆さんもご承知かと思えますけれども、新町で597名の今職員がおるといった中で、これはいわゆる普通会計、企業会計等々を含んだ全職員数であります。一般的に類似団体、要するに我々2万3,000人くらいの町でどれくらいの職員が全国的に見て標準なのかということがよく議論されました。そうした中で、簡単にいえば100人以上の職員が、類似団体と比較すれば不必要であるということが出ました。これはあくまで、類似団体の形態を見ますと、いわゆる庁舎が1つであり、私たちのような分庁方式でないことは当然なことでもあります。そうした標準団体といきなり比較するのはなかなか難しいということで、10年ほどかけて100人余り当然減らしていきたいということは、合併協議会の席でもたしか説明していたところであります。

そうしたことが当然、今後新町のいろいろな事業の見直し、定員管理のあり方、行政改革等々について職員の問題も初め、先ほど補助金、負担金等に上がった問題、事務事業の見直し、いわゆる行政改革がまさにこれから進めていかなければならない最大の課題だと思っております。

旧来の町でも、この行政改革に対しては皆さん5カ年計画なりつくっておいでだと思います。これが新町になりまして、改めて今度は国の法律と申しますか、行政改革を開示して、町民の皆さんにオープンして、それを見ていただくということが、ことし17年度から義務づけられてくることになります。その計画を17年度中につくらなければならないということが地方公共団体の責務として入ってきます。ただ、合併した町については若干緩和要綱があるようでありますけれども、いずれにしたところで早急にこのことに取りかかっていかなければならないものと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 26番 田上君。

26番（田上賢一） 今、総務課長の説明を聞きますと、徐々に削減していくという考えでございましてけれども、合併自体というのは今3町合併したことによって職員の方々があふれておるといような考えは持っておりませんけれども、それをいわゆる定年待ちでいく前に、やはり現在の臨時職員の作業はある程度仕事が回せるんじゃないかというのが私の思いなんです。整理していくのは多少ずれてもいいです。職員はそのまま自然に定年待つよりも、三位一体も含めてこれだけ厳しい一般社会も含めて厳しい情勢に陥っている場合に、やはり職員が一体になって臨時職員の分も作業しようと、仕事しようと。そして一人

でも臨時職員を減らして財政再建の足しにしようという心構えをぜひ持っていただきたいと思いますが、町長の判断を。これで終わりにします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに議員さんのおっしゃるとおりだと思います。ただ、今先ほど総務課長が答えましたように、合併した直後ということもありますし、またこれは合併の弊害の一つなのかもしれませんが、分庁方式ということでなかなか人間的なものの削減ができなかったのも事実であります。しかしながら、今後は臨時職員の職を正職員が賄えとなれば当然臨時職の数は減ってくると思いますので、そういうことも含めて職員の資質の向上も求めていかなければならないのかなというふうに思います。

それをする事によって、経費の削減にもつながってくると思いますし、合併の効果というのもあらわれてくるかというふうに考えておりますので、今後はそういった人件費問題も深刻にとらえて取り組んでいきたいというふうに考えております。

26番（田上賢一） またぜひお願いいたします。以上です。

議長（大谷内義一） これで本日の質疑を終わります。

請 願 ・ 陳 情 の 上 程

議長（大谷内義一） 日程第27 請願第1号から、日程第32 陳情第4号までの6件を一括議題といたします。

今期定例会において受理いたしました請願2件、陳情4件は、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおりです。

局長に朗読させます。

議会事務局長（仕明哲） 朗読いたします。

〔平成17年第2回能登町議会定例会請願・陳情文書表 朗読〕

以上でございます。

議長（大谷内義一） 請願・陳情文書表の朗読が終わりました。

請 願 の 趣 旨 説 明

議長（大谷内義一） 請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第1号 内浦地域におけるケーブルテレビ事業の早期普及促進について、5番 小路政敏君。

5番（小路政敏） 趣旨説明。内浦地区におけるケーブルテレビ事業の早期普及促進について。

3月1日、新町能登町が誕生し、その発足した日から能都地区と柳田地区では同じ自主放送に統一されたと聞いております。合併の日のセレモニーの様子がその日にうちに放送され、セレモニーに出席していなかった人でも記念すべき合併の日の様子を脳裏に刻むことができたようです。残念なことに内浦地区ではケーブルテレビ網がないので、町の出来事が後になって人づてで耳から聞こえてくるという状態です。

地域に密着した情報が片や映像を伴ってその日のうちに手にとるようにわかり、一方ではこのようだったらしいといった不的確であいまいな理解しかされないといった、このような情報格差を早期に是正すべきであり、基盤整備の早期完了こそ、町長さんが唱える交通、情報のまちづくりであり、人づくりのまちづくり、福祉のまちづくり、産業活性化のまちづくりにつながっていくものと考えられます。

国では、放送のデジタル化が国策として取り上げられており、このままでは内浦地区にある共聴設備では現在の民間放送やNHK放送が2011年には見られなくなると聞いております。内浦地区のケーブルテレビ整備を早期に着工していただき、地域に密着した情報を能登町に住むだれもが共有できる環境を早い時期に完成させていただきたく思い、請願するものでございます。以上。

議長（大谷内義一） 次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の実現を求めることについて、15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の実現を求める意見書についての趣旨説明を行います。

義務教育は、子供たち一人一人に対して、都市部や地方など住んでいる地域に関係なく、一定水準のもとで教育を受ける機会の均等を保障しています。これを財政的に支えているのが義務教育費国庫負担制度です。

現在、教育の地方分権化を進めるために、本負担制度を廃止し、税源を移譲した上で、一般財源化すべきとの指摘があります。しかし、税源には偏在性があることや、今後削減が必至な地方交付税の状況を考えれば、都道府県間ばかりか、県内的にも教育水準の格差が生まれるおそれがあります。

本年度よりすべての都道府県で自治体独自の施策として30人学級などの少人数学級が実施されています。県教委でも今年度より小学校1、2年生を対象に35人学級を導入いたしました。こうしたことが可能なこともその根底に義務教育費国庫負担制度があるからであります。

少人数学級は、子供たちへのきめ細やかな指導を行うことができ有益であるとの報告が保護者、学校現場からなされています。義務教育に係る財政的保障は国がしっかり行い、その推進は設置者である市長や、当事者である学校が裁量の発揮できる仕組みにすべきと考えます。

政府は、三位一体改革にかかわって本制度の存廃についてこの秋にも決定するとしています。したがって、今議会で意見書採択を行い、地方公共団体の意思として国の関係機関に届けることが重要と考え、請願するものでございます。

何とぞご理解いただきまして、ご採択を賜りますようお願い申し上げて、趣旨説明いたします。

議長（大谷内義一） 請願の趣旨説明が終わりました。

委 員 会 付 託

議長（大谷内義一） お諮りいたします。ただいま議題となっております請願2件、陳情4件は、請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（大谷内義一） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号から陳情第4号までの合わせて6件をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願2件、陳情4件の審査結果については、今期定例会中に報告をしていただきますようお願いをいたしておきます。

散 会

議長（大谷内義一） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明14日は、午前10時から本会議を再開し、議案質疑を行います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時30分散会

開 議

議長（大谷内義一） 時間的には 1 分ほど早いんですけども、皆さんおそろいなので開会いたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は 39 人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

質 疑

議長（大谷内義一） 日程第 1 報告第 46 号及び日程第 2 議案第 13 号から日程第 23 議案第 34 号までの合わせて 23 件について質疑を行います。

質疑はありませんか。17 番 鍛冶谷君。

17 番（鍛冶谷眞一） 昨日の大局的な話のときにむしろ聞くべきことだったと思うんですが、昨日も何人かの方から住民サービスの部分でなくなった部分もしくは削減、減額になった部分、そういうものがいっぱいあるかと思います。逆に、これまでなかった助成もしくは制度もあるかと思います。これを、合併協議会のすり合わせ事項の中には数千項目あったわけですから、それを全部をとというふうには申しませんが、せめて生活にかかわる大事な部分、これをまずはこの議場でご説明願いたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） それでは、たくさんの協議事項がありましたので、その中で代表的なものについて若干時間をとりますけれども説明させていただきたいと思います。

まず、負担は軽くというふうなジャンルから説明いたします。ただ、前もってお話ししますけれども、いわゆる 3 町村があったわけで、ある市町村にとっては負担は重くなったけれども軽くなった町村もあると。そういう全部が全部軽くなったという意味合いではなく、全体的に見て新町として軽くなったと、こういうとらえ方でひとつとらえていただき

たいなと思います。

まず、国民健康保険税であります。これにつきましては、旧能都町では2,000万ほど減りました。また、旧内浦町では220万ほどふえました。柳田村では1,200万ばかり減りました。したがって、新町全体で3,000万ほど減っております。

次に、水道料であります。これは旧町村単位で少し言いますのでよろしくお願いいたします。能都町では1,200万ほど減ったと。内浦町では900万ほどふえました。柳田村では300万ほど減りました。したがって、トータルで560万ほど減りました。

戸籍住民関係の手数料ですけれども、能都町では36万ほど減りました。また、内浦町では27万5,000円ほど減りました。柳田村では2万6,000円ほどふえました。合計で60万ほど減りました。

保育事業では、能都町では53万ほど減りました。内浦町では97万ほどふえました。柳田村では100万ほど減りました。全体で57万ほど減りました。

最終処分場の手数料で、これは能都町では100万ほどふえました。内浦町ではほぼ変わりません。柳田もほぼ変わりません。したがって、100万ほどふえました。

これを総トータルしますと、能都町では3,200万ほど減りました。内浦町では1,200万ほどふえました。柳田村では1,600万ほど減りました。新町として3,600万ほど減りました。収入が減ったということは、町民の負担が軽くなったというご理解でひとつお願いいたします。ただ、金額にして3,600万という大きいわけではありますが、従前のこれらの分母、相対的に14億強の中の3,600万という位置づけでありますから、3,600万そのものは大きいんですけども、14億の中に住民負担が、急に負担感が軽くなったとか、決してそういうような金額ではないのかなというふうに思っております。

それと次に、歳出の方です。要するに、負担のもらえるサービス提供が多くなった、減ったという中の項目であります。これを全部説明しますと大変ですので、代表的なものでひとつお許し願いたいと思います。

まず、子育て支援事業ということで赤ちゃんのお祝い金ということで、能都町では10万ふえました。内浦町では240万ふえました。柳田村では150万減りました。したがって、新町では100万ふえました。

それと、配食サービスであります。旧能都町では250万ふえました。内浦町では76万減りました。柳田村では11万7,000円ふえました。能登町で180万ほどサービスがふえた、ということになります。

それと、痴呆型対応老人共同生活援助事業ということで、能都町では190万ふえました。内浦町では18万ふえました。柳田村では24万ふえました。能登町では234万ふえました。

それと次に、農地保有合理化促進事業ということで、能都町は変わりません。内浦町では150万ふえました。柳田村では300万ふえました。能登町で450万ふえました。

次に、労働緊急助成金ということで、能都町では85万ふえました。内浦町では70万ふえました。柳田村では124万ふえました。新町全体で280万ふえました。

次に、少し割愛させていただきまして、乳児医療給付事業。能都町では178万ふえました。内浦町では100万ふえました。柳田村は変わりません。能登町では278万円ふえました。

在宅長寿祝い金。能都町では270万ふえました。内浦町では410万円ふえました。柳田村では326万減りました。能登町で354万円ふえました。

次に、敬老祝い金。能都町では219万円減りました。内浦町では130万ふえました。柳田村では33万ふえました。能登町全体で56万減りました。

通学援助距離の補助。能都町では100万ふえました。これは若干、のと鉄道がバス代替になりましたので、これは単純な数字ではございませんけれども、内浦町では6万8,000円ふえました。柳田村では53万4,000円ふえました。

消防団の費用弁償。能都町では200万ほど減りました。内浦町では370万ほどふえました。柳田村では230万ほどふえました。全体で200万ほどふえました。これ以外に、消防団については団活動の助成金というものを新たに設置いたしまして、三百数十万ふやしております。

前納報奨金。能都町では230万減りました。内浦町では340万ふえました。柳田では61万ふえました。能登町で55万ふえました。

納税奨励金。能都町では40万減りました。内浦町では140万ふえました。柳田村は変わりません。新町では100万ふえました。

外出サービス支援事業。タクシーの利用助成援助ということであります。能都町では240万円ふえました。内浦町では180万ふえました。柳田村は7万6,000円ふえました。能登町全体で430万ふえました。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業ということで、能都町で64万ふえました。内浦町で32万ふえました。柳田村で6万4,000円ふえました。

次に、介護用品支給事業。きのう質問あった点です。能都町では420万円減りました。内浦町では39万円ふえました。柳田村では19万ふえました。全体で360万減りました。

次に、家族介護者交流会事業ということで、能都町では50万ふえました。内浦町では30万ふえました。柳田村は変わりません。能登町として80万ふえました。

次に、老人入浴サービス事業。能都町では変わりません。内浦町では30万ふえました。柳田村も変わりません。全体で30万ふえました。

次に、後期高齢者理美容助成事業。能都町では70万減りました。内浦町では220万ふえました。柳田村では130万ふえました。能登町全体で280万ふえました。

障害者医療給付事業。能都町では240万円ふえました。内浦町が96万ふえました。柳田村が120万ふえました。

次に、中小企業経営支援緊急整備事業助成金。能都町では620万減りました。これは時限立法の面もありますので、そういうことになります。内浦町、柳田村では新設でありますので83万ふえました。柳田村で42万ふえました。したがって、全体で420万減りました。

能登空港利用運賃助成。能都町では220万ふえました。内浦町では60万ふえました。柳田村では60万減りました。全体で220万ふえました。

などがありまして、こういうものを合わせますと今全体的で能都町では700万減りました。内浦町では2,300万ふえました。柳田村では700万ふえました。新町全体で2,200万ほどふえましたと、こういうことになります。

これを先ほどの収入減とか歳出をふやした数字を足しますと、この項目で約7,000万ほどになります。それ以外に所要の、例えば事業負担金が軽減されておるとか、もろもろの要因をあわせると9,000万程度のすり合わせのために財政需要が多くなったと、こういう結果になっております。

また、詳細等につきましては後でまたお知らせする必要があるとお知らせしたいと思います。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷君。

17番（鍛冶谷眞一） 今ほど総務課長より財政的なことからくる詳しく説明があつて、相対的には減った収入に対してサービスの方がふえたというところではそれでいいと思います。

ただ、もう一つ、「能登町くらしの便利帳」というのが配られました。これの説明が、実はわかっていない方が、町民が非常に多いと思うんです。どういうことかといいますと、

昨日、例えば鶴野議員から質問があったようなこととか、そういう細かな生活に密着したこと。これについて、できればCATV、今は旧内浦には入らないかもしれませんが、サービスの一環としてこの「くらしの便利帳」の中身について、実はこんなふうになりましたというような説明のプログラムがあってもいいんじゃないかというふうに思うんですが、ご検討願えますでしょうか。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 確かに配布物に対しての補足説明について、また広報情報課とも検討しながら少し前向きに検討させていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 質疑ありませんか。3番 向峠君。

3番（向峠茂人） 4款衛生費のことでちょっと。

予防費で予防接種の予算が盛られていますけれども、先般、厚生労働省から日本脳炎予防接種の中止についての発表がありました。それで、いち早く横浜市もその指導にのっとってすぐ控えるような報道もされています。

本町では、この予防接種の事業を行って予算計上していますけれども、能登町で日本脳炎予防接種の対象者に対して、このことを告知、周知されているのか。その点をひとつお聞かせ願います。

それと、この間、新聞でちょっと読んだんですけれども、結核の患者がここ数年ずっと下降ぎみであったんですけれども、ここへ来て若干ふえるような報道もされています。

能登町では結核患者が、これは保健所担当だから輪島管内になるのかわかりませんが、何人いて、増加傾向にあるのか、また減少傾向にあるのか、その点をひとつ健康福祉課長、お願いいたします。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治） 向峠議員の質問にお答えいたします。

まず最初の日本脳炎のワクチンの問題でございます。

私も実際に知ったのは5月31日でございます。というのは、5月30日の新聞に載ったのは記事は見ました。正式に厚生労働省から手元に来ましたのが5月31日です。実際に厚生労働省は5月30日付で全国にファクスをしたものと思います。その時点で県には問い合わせしましたが、県でも詳しいことはわからないということで、新聞紙上、それから厚生労働省のファクス等の内容をかながみながら、当町としての措置とすればどうすればいいかということを担当者と相談しながら決定しましたが、結論から言いますと5月31日付で保護者に対して郵送、それから保育所、学校を通じて保護者には通知いたしたところでございます。

その日本脳炎の中止した理由ではございますが、私は専門家ではございませんが、日本脳炎ワクチンの使用の重症ということで、ADEMという急性散在性脳脊髄炎という、ちょっとなかなか聞きなれた言葉ではないんですが、そういうことが起きまして、厚生労働省の方では中止をした理由でございます。

副反応としていろいろございますが、これはちょっと書いてあるのを読みます。ADEMとは、ある種のウイルスの感染後あるいはワクチンの接種後にまれに発生する脳神経系の病気で、ワクチン接種の場合は通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれる。ステロイド剤などの治療によって完全に回復する例が多いとされますが、運動障害など神経系の後遺症が約10%あると言われております。日本脳炎ワクチンの副反応としてのADEMは、70から200万回の接種に1回程度の割合と考えております。ということは、70万から200万というのはすごく大きな差でございますが、専門家の人によってとらえ方が違うという意味かと私は思っております。

以上の結果で、私らの能登町では現在279人が接種済みでございます。今のところそういう症状等が来ておりませんので、その値にはなっていないのだろうと私は思っております。

それで、今後、通知した以降に予定が720人、これは延べの人数ですが、720人の予定でしたが、一応能登町としては中止すると。そのほかに、これは希望者には接種をするということで、今現在のところ10名程度が希望されております。その接種は集団ではございません。宇出津総合病院の方へ委託をお願いしてあります。申し込まれますと、私らの方から宇出津総合病院の方へ案内を出しまして、お願いいたしますということをするようにしております。

日本脳炎に関してはそれだけです。

それから、結核の状況なんですが、15年度では石川県下には総数505名と知らされており

ます。管内、輪島の旧に言う保健所と言いますが、輪島の北部の管内では60名おります。それで、能登町ではどうかといいますと、16名おいでます。

それで16年度ですが、ちょっと県下の全体のやつが集約まだしておりませんので、輪島管内が59名、能登町で12名と聞いております。去年とおととしを比べますと減っておる状況でございます。ただ、全体的に見ますと、平成11年度に厚生労働省によれば上がってきたということで、いろいろ症状等の数値はあったわけですが、この能登地区に関しましてはふえていないということで認識しております。以上でございます。

議長（大谷内義一） 3番 向峠君。

3番（向峠茂人） 次に、広報情報推進課長にひとつお尋ねいたします。

先般、4月にも私ちょっと質疑いたしましたけれども、それから何人かの団体もあり個人もあり、旧柳田地区で放送されていた「こんにちは1歳」という番組でございますけれども、これはまだ予算計上して予算が通っていませんから、番組審査委員会はまだ設置されていないと思いますけれども。

4月の答弁では課長はまだ少しぼやけた答弁しかできませんでしたけれども、今この予算が通った場合、有線は現在、柳田、宇出津地区は見れますけれども、この番組は柳田に長く定着した番組で、まだそれからほかの番組も情報課ではいろいろつくって報道されています。その点、いろいろ仕事の面で番組を割愛したか知りませんが、これはぜひやってほしいという要望が、特に柳田の方は非常に多いんです。それで、この予算が通った後、番組編成会議でぜひもう一度、「こんにちは1歳」を放送してほしいと思います。

その点、課長の意気込みをひとつお願いいたします。

議長（大谷内義一） 広報情報推進課長 小西和夫君。

広報情報推進課長（小西和夫） 向峠議員さんのご質問に対してお答えいたします。

確かに、この番組につきましては、人気のある番組だとお聞きしております。それで、今予算が通りましたら有線テレビ番組審議会の方でこれを踏まえて、議員さんの意向を踏まえて前向きに検討していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 質疑ありませんか。6番 奥成君。

6番（奥成壮三郎） やはり衛生費の103ページに人間ドック推進事業100万円盛ってあります。また、特別会計の274ページ、一番下に300万、人間ドックの補助事業となっておりますけれども、これの給付予定人数と給付率と1回ごとの給付額を説明願います。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

〔

健康福祉課長（中口憲治） 奥成議員の質問にお答えします。

私のところは、4款の分の100万円の計上の分ですので、あとの特別会計は町民課長だと思いますので、あとは町民課長に答えていただきます。

私のところの100万円の分に関しましては、1人1万円の助成を行っております。ということは100人分ということになります。この助成は、国保は国保加入者の保険者でございますが、一般会計の分は社保、それから共済、いろいろな保険者の方がございますが、どちらでも対応するということです。ただ、これは旧の能都町でされておりましたので、現在、新町になってどれぐらいの方が申請されるかということはちょっとまだ明白にはお答えできません。

ただ、ドックの費用に関しては高額につきます。安くても5万円、大体7、8万ぐらいかかるかと思います。それを国保の保険者の方は全部1回現金で支払ってこられて、それで国保の分の助成をもらおうと。その助成をもらったお金で自分の個人負担が1万円以上であれば、1万円のここで一般会計から負担をいたします。それから、1万円以下であればその1万円以下の分の負担を行うという考えのもとで上げられたものです。以上です。

議長（大谷内義一） 町民課長 新出豊君。

町民課長（新出豊） 奥成議員にお答えをいたします。

重複する面もあるかと思いますが、国保では300万円計上してございます。これは、5万円掛ける60人分ということでございまして、国保では7割を助成する。人間ドックは全額負担でございしますので、7掛けを国民健康保険で支払う。というのは、1泊の場合もあれば2泊の場合もある。先ほど中口課長がおっしゃったように5万円、8万円かかると

いたします。5万円の場合ですと3万5,000円を国保で支払います。そうすると、1万5,000円が残るわけです、支払ってきたお金が。それを今の健康福祉課の方の1万円。健康福祉課の方はどんな保険にでも対応できるわけです。ということは、そちらの方で1万円また申請できるということは、もう5,000円だけ残ると。その5,000円が自己負担になるということです。

たまたま8万円ですか、それだけかかった場合ですと、5万6,000円を国保から支払う。そして、本人が3万負担ですか。余った分の1万円だけまた申請すると。そして、その2万何千円なら2万何千円が自己負担になると。そういった形で国民健康保険は5万円頭打ちということで予算を計上してございます。

できるだけ、ことし300万計上してございますけれども、昨年3町村合わせて215万程度の支払いがされておるようですが、早期発見、40済んだら一度は皆さん受けていただいて、こっちの方を補正していただいて、医療費の方を減らしていただければ幸いだなと思っております。 よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 6番 奥成君。

6番（奥成壮三郎） ただいまの医療費が将来安くなればということなんですけれども、当然そうなれば早期発見で。

ほかの町の例を出して申しわけないんですけれども、これ町長さんにお伺いします。

川北町では、頭っから9割助成で、ことしから百十数名を予定して917万の予算を計上しておる。これがいいのか悪いのかわかりませんし、すべて補助というのもなんかなと思いますけれども。やはりこういう将来の医療費、国民健康保険の負担、町の負担、介護保険の負担などなどを見れば、やはりドックの推進と補助を、今2名の課長さんの説明あったわけなんですけれども、例えば社会保険ならたしか1万円の補助のみですよ。だと思えますけれども、そういう色分けを余りしなくて、一律、健康のために人間ドックの補助のようなものを考えられないかなと質問します。お願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに議員さんのおっしゃるとおり、社会保険の方もそういった制度

を設けることによって町民の方の健康あるいは早期発見ということにつながるかというふうに思います。

ただ、従来の健康福祉課の100万円というのは能都町でやっていた制度ということで、もっともっと検討の余地があるかと思いますので検討させていただきたいと思いますが、こういう場所で発言していいのか悪いのかわかりませんが、宇出津病院の管理者としてはやはり病院の経営ということも考えなきゃいけないのかなという気もしますので、単にやはり自分の健康は自分で守るという意識の方が大事じゃないかなと思います。決して町の補助があるから人間ドックを受けるという方も少ないと思いますし、やはり一番は自分の健康の大切さをもう一度認識していただいて、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を町民の方にしていくことも大事なんじゃないかなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡君。

12番（石岡安雄） 3点ほど質問したいと思います。

まず73ページ、総務費の防災施設費、そのうち13節ですが、防災行政告知整備事業とケーブルテレビ施設整備事業とは関連しているとは思いますが。CATVのケーブルを利用した行政告知システム、文字どおりであります、どういうものなのか。各家庭に設置するとありますが、具体的な説明をお願いしたいと思います。

そして、このCATVの加入宅ではすべて設置されるのか。その辺もお願いいたします。

議長（大谷内義一） 広報情報推進課長 小西和夫君。

広報情報推進課長（小西和夫） 石岡議員のご質問にお答えいたします。

この防災行政告知と有線テレビの整備につきましては、全家庭にまず告知端末を設置いたします。それと、この事業につきましては、有線テレビの線を利用しまして整備を行うということになっております。ということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（石岡安雄） 課長、そのままです。

ここの行政告知システムというのは、各家庭に置く分てどういうものなんですか。私は、旧内浦で全くその辺がわからないんですが。

広報情報推進課長（小西和夫） 済いません。ＩＰ告知行政という形で電話の機能を持った告知機であります。

といいますのは、行政というか、旧能都町は無線方式をとっていますけれども、旧柳田村は告知機を、ＩＰ電話を利用した告知行政ということで、この告知につきましては電話を利用していろんな情報を各家庭に音声で、もしくは各区長さん方が、町内長さんでもいいんですけれども、自分のところから町内の情報等も流せる。町からも情報が流れると。それプラスＩＰ電話というふうな機能を持った庁舎内、小木地区に関しましてはそのＩＰ電話を利用して電話料がただになるという、そういうふうな機能を持った告知機というふうな形になります。それでご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 12番 石岡君。

12番（石岡安雄） 2点目ですが、108ページ、保健衛生費、その中で第2多目的交流センター整備事業についてです。これを町長に聞きたいと思います。

合併前より三郷会での推進事業でもあったわけですが、需要がありながら現在のセンターだけでは町民に多々迷惑がかかっておりました。

この第2センター完成後はさらに委託料、需用費などはかさむが、現在の使用料は据え置くのか、値上げを考えるのか、新町になって見直すのか、町長の見解を尋ねたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 茂木一茂君。

町長（持木一茂） 今回の議会で予算が通りましたら、早速発注という形になろうかと思っておりますけれども、ただ、やはり第2多目的センターをつくることによりまして、やはり人手というのが逆に要るのかなと。1日に2つの通夜、葬儀ができることになりますので。そうした人件費もかかってくるということもあります。ですから、これまで1つの多目的ホールでやっていたものが2つになるということで、そういったいろんな面での経費というのはかかってくると思います。

そういった面では、使用料といいますか、利用料というものも今後検討の余地はあるのかなと。ただ、今すぐできたから上げるとかということではなく、今後の動向を見ながらそ

れは検討していきたいというふうに考えています。

議長（大谷内義一） 12番 石岡君。

12番（石岡安雄） 続きまして、3つ目お願いいたします。これは建設課長にお願いします。

164ページですが、土木費の住宅費の中の19節です。住宅管理事業で耐用年数をはるかに過ぎた住宅も多いと思いますが、現在50戸ほどが入居されていないと聞きます。この現状どのように考えておられるか。反面、新しい住宅の建設が公営住宅整備事業で予算化されようとしております。利用されていない利用者のニーズに適合していないと思われる公営住宅の処分、今後の計画を聞かせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） ただいまの石岡議員のことにつきましてお答えをさせていただきます。

確かに空き家50戸近くございます。373戸の管理がございまして、325戸の方が入居をされておられます。その中で、48戸になりますが約50戸の空き家といえますか、あきがあるわけでございます。

これは、なぜあいているのかということになりますが、これは老朽化をいたしている住宅であります。また、一部の建てかえの計画がございまして、それらは入居をご遠慮していただいているというのが現状であります。

今後、その住宅についてどうするかということですが、その予算書にも載っておりますが、町営住宅ストック計画というのがございます。それはどういうことなのかというと、能登町では思いつきでなく、今後、こういった現状で、あるいはこういう計画で指摘の老朽住宅を建てかえしていくんだよという計画を今年度立てるわけであります。

そういうことでございますので、その計画に沿いながらご期待に沿えるような住宅を建てかえしていきたい、そんなふうに考えておるところであります。

議長（大谷内義一） 8番 奥野君。

8 番（奥野清） 予算書の農業振興費。その中で交付金の中山間地域直接支払いですが、8,602万円ですか、交付金があたるということで大変喜んでおるんですが、皆さんご存じのとおり昨年国会で、平成12年でしたか。5年間で支払いをするということで、一度廃止になったんですが、復活で17年度から5年間支払いされるということで大変ありがたいんですが。

私も交付金があたるから草をよく刈る、というのでなくても、やはり正直言って交付金があたるから力も入れようが違いましょうし、回数も違うと思いますので、先ほどうちの地域にもそういう総会がありましたが、前期と後期で内容が違うと。そして、申請が確か8月いっぱいまでに提出せよということなんですが、8月ということはもう仕事が、作業が進んでいる、終わっているような状態なんですが、何で8月なのかなということと、やはり県ともっと密接にそういうものもしていただきまして、5年間と言わず永久に棚田保全のためにひとつ県の方にも働きかけるためにも、ひとつ県との密接な連絡をとって耕作者の方に連絡をしたいんですが、詳細な明細と、なおこの8,602万円で旧3町村で振り分けの金額がわかりましたら、課長、答弁をお願いします。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） ただいまの奥野議員のご質問でございます。

中山間地域直接支払交付金事業8,642万8,000円でございます。昨年まで5年間実施されて、本年度新たに5年間再出発ということになりました。

それで、この交付金の中身でございますけれども、国が50%、県が25%、町が25%という形の中での持ち出しで交付金を交付いたしております。

それで、お尋ねの支払い協定ですけれども、旧でございます。旧町村ごとの協定でございます。予算化した金額でございますけれども、旧能都町72協定でございます。3,366万4,000円。それから、旧内浦町では11協定でございます。905万円。それから、旧柳田村では41協定ございまして、4,330万3,000円となっております。合計で124協定ございまして、予算が8,602万円でございます。

それで、前年とそして今年、今回から始まる制度との違いでございますけれども、一応草刈りのみではだめで、一度打っていただきたいということでございます。

それから、集落営農活動に向けた管理活動マップ。集落の中の地図をつくりまして、水

路がどこにあるとか、農道はこれだとか、将来にわたった計画マップをつくっていただきたい。

それから、共同機械等の購入により将来にわたった集落営農。担い手をもとにした集落営農ができるような体制づくりを進めてほしいということで、10割、昨年と同じ金額があたりとしております。

それから、昨年のとおりと同じことをしていれば8割しかあたらないという制度でございます。

それで、永久にということでございますけれども、国策でございますので、一応国の制度の中で協議されることと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） むしろこれは昨日聞けばよかったかなというふうに思うところなんです、先日来、各議員さん方が発言されておりますが、財政健全化であります。

今、合併が発足してから約3カ月ほどたつところでございますが、分庁方式のデメリット。前日も総務課長が答弁されておりましたが、実際に試算してどれくらいのギャップがあるのか。また、職員の定数はどれくらいが適当なのか。公務員法とか人事院勧告とかに守られて、職員はむやみに減らすことはできない。それから、給料をむやみに上げ下げできないとなっているそうでありますが、これも一般町民からいたしましてはまことにちょっと腑に落ちないというふうなご意見をたくさん耳にするわけでございます。

法律とかものは不安定なものだなというふうな私は認識は持っておるところなんです、財政を圧迫しているという一番の要因は人件費ではなかろうかと、私はこのように思っておるところなんです、合併協議会の中にも町長さんを1人にするとか、議員の定数減らすとかというふうなことで決定はしておるところなんです、職員は10年かけて減らそうというふうな長期的な計画だというふうなことはよくこの前から耳にしておるところなんです、きのうの町長の説明の中にも、職員の手当を20%削減するというふうな答弁がございましたが、これでは一般町民はあんまりそのことに、20%に対しての関心さというのは少ないがでないかなと。

私の聞き伝えですけれども、一般職、一般、職人さんとか45歳から55歳ぐらいの方々は、約300万から400万ぐらいで1年間を過ごしておられるということを耳にするわけでござい

ますが、能登なら能登というベースの中でのものは考えられないものか。そして、これに合わせるまでもいなくても、水準がその辺に近づけることはできないものか、町長にお伺いします。

議長（大谷内義一） 町長 茂木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員さんのおっしゃる水準に合わせるとか、能登特有なものをつくるとかいうのは難しいのかなというふうに思っております。

また、合併協議会の方では、この10年間に今現在の職員の一般会計分ですが144名減らすというような計画を立てております。それをやることによって、この10年間で約40億の人件費が削減できるという試算が出ております。

ですから、これは単純にやめていかれる方を待つだけではなく、そこにはやはり新陳代謝というのが必要だと思えますし、やはり新しい若い子を雇用しながら、そういった定年を迎える方、あるいは勸奨制度を利用してやめれる方の促進を促していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

ですから、公務員というのはやはりその身分も保障されておりますので、やめせさるということはできませんので、そういった勸奨制度等を使っていただいて早期退職の方も出てくれば、逆に早くその目標が達成できるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） ありがとうございます。

それともう一つ、議員の在任特例という問題もちよっとよく聞くことなんですけれども、このことについて町長の見解だけでいいんですけれども、思いがあればお聞かせ願えればと思います。

議長（大谷内義一） 町長 茂木一茂君。

町長（持木一茂） 議員さんの在任特例に関しましては、合併協議会の方の分科会で協議されて、そして合併協議会の方で決定されたことでありますので、私がどうのこうの言う

ことでは決してないと思いますので、それは議員さん皆さんで考えていただければなというふうに思います。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） まことに的を得ない答弁をいただきまして、まことにどうも失礼しました。どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） 昨日は大まかということで、今日は細部にわたって少しお願いいたします。

まず、相も変わらず深層水の件ですが、きのうで大体もう話はついているんですが、そこまで町も深層水に夢をはせるというならば、当然、深層水を使った商品に関して町は何らかのシンボルマーク等をつくって、そういったものをメーカーなり商業者に振り分けると。そして、これはこの商品は能登海洋深層水を使った商品ですというシンボルマークを何か考えておられるのかおられないのか。その点、担当課なり説明をお願いいたします。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） 山本議員の質問にお答えします。

今、深層水対策室の方で、能登海洋深層水に対するシンボルマーク等を検討している段階でございます。これは、先ほどおっしゃいましたように能登の海洋深層水を使った商品であるというようなブランド化を図る一つの施策にはなると思います。そういった意味で、できるだけ早くそのシンボルマーク等の制定をやって、差別化といいますか、そういうものに努力したいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） シンボルマークをつくりたいと。ぜひつくってほしいと。にせものと

本物との商品の区別は、その町が出すシンボルマークに私は尽きるんじゃないかと。当然、今後こういった深層水云々で出ると詐欺まがいの商法も出てくるのがこの日本人のものづくりのうまさですので、ぜひ気をつけてほしいと。そのためにも担当課にも頑張ってもらいたい。

それで次、教育費の方で、体育施設費、藤波運動公園の方で施設管理について少しお聞きますが、昨年6月に集中豪雨等があり、WAVEのとの北の方の集落に鉄砲水のようなものが流れて、家の人が危険を感じて夕方4時前後に消防署に電話したと。そういう事実がございしますが、今回、予算ではその工事費が計上されているのか。はたまた昨年度で解決しているのか。その辺をまずひとつ教えてほしいのと、土木費で152ページの方で北陸道の駅と県の道の駅の簡単な、5万円、3万円の会議費等がついておりますが、道の駅に関しては我が町では桜峠かなと思うんです。

今現在、桜峠は旧柳田村の事業だったと認識しておるんですが、今、3町が合併して新しい町になったときに、少し手狭、そういうような声も聞こえますし、消費者はもう少し海の魚とかそういったものが買えないのかとか、いろんな不満を言っております。確かにそうなんだろうが、町にお金がないのであれば、観光協会等でみずからあそこに建ててそういうような要望にこたえてもいいのか悪いのか。その辺の見解も教えてほしいと思います。

議長（大谷内義一） スポーツ振興課長 町端一男君。

スポーツ振興課長（町端一男） 屋内テニスコートの裏の土砂崩れですか、その件でどういう対応をしたかということなんですが、予算的には今年度の予算には計上しておりません。ただ、現状をうちの課の方で確認させていただきまして、WAVEの屋根からの水、雨の水が流れて、そして側溝を伝ってあそこの畑ですか。水が流れてあふれたということで、課の方で側溝が浅いもので、その浅い側溝から水があふれないようにすればいいんじゃないかということで、一応昨年とそれから今年度、土のうを積みまして、水があるいは畑に行かないように昨年もしまして、そしてその後、そういう大きな雨もないんですが、そういう畑に雨が行くということになっておりませんし、今年も新しい土のうを積み上げて、一応応急的な処置になるかと思うんですが、それでうちの課とすれば大丈夫だというふうに思っております。

今後またそういう様子を見ながら対応していきたいと、そういうふうに思います。

以上であります。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 山本議員にお答えを申し上げます。

ただいま桜峠道の駅のご質問であります。そこに販売をするようなものをもっとふやすというようなご意見かと思いましたが、これにつきましては、町といたしましてあその施設、駅長ということで委託をいたしてございます。そういうことでございますので、もし販売をされたいという希望がございましたら、また駅長とご相談をしていただければというふうに思っております。

次に広場でございますが、広場をもっと広くということもおっしゃられましたが、これはあくまでも県の施設でございます。ただ、管理は町がいたしているという、そんな実態であるというふうに私は理解をしております。

そういうことで、広くするということは確かによいことでございますので、今後、議員のお力をおかりしなから、県の方にもご相談、ご協議をさせていただきたい、そんなふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） 今の土木課長の答弁は、少し私の質問が余りにも愚かだったのかなと思うんですが、わかりにくかったと思うんです。

広場を広くしてほしいという思いはございません。今の現在の広場はまだ広過ぎると思うんです。ただ、店舗が狭過ぎる。あれ以上品物はどれだけ入れても入らないような店舗であり、観光客の要望というのは、当協会なりが得ている情報によりますと、西山のような売店をしてほしいと。当然、柳田村さんも能都町さん、内浦さんと合併したんだから、小木の冷凍イカとかいろんな宇出津の干物とか、そういったものをずっと並べられるようなものにしてほしいと。しかしながら、今の店舗では狭いと。だから私らは駅長さんには無理は言わないんです。そこで、あなたにお願いして、どうにかならないのかと今ご質問したんです。

そして、町がもし予算もない、お金もないというんだったら、我々であのあいている広場に建ててもいいですと。それが可能なのかと聞いているんです。その辺、ご質問の趣旨を間違えないでお願いします。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 山本議員にお答えいたします。

まことに申しわけございませんでした。耳が悪いのかなというふうに思います。

店舗が非常に狭いということであります。確かに現状はそのとおりだというふうに私も認識をいたしております。山海の幸を売る。これは素晴らしいことありますので、また施設が大きくなるように努力をしたいと思います。

ただ、先ほども申し上げましたが、県の土地でありますので、管理をするという関係上、こういった要望があるんですよ、商工会ももっとこれから道の駅に素晴らしい休憩をしていただきたいということを含めて要望していきたいと思いますので、またお力をひとつおかししていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） 今の課長の説明でわかりました。

私たちにまたできることがあれば何なりとお申しつけください。協力いたします。

それと最後に、坂口課長だったかと思うんですが、4月の議会かにバス路線の問題等を私質問したと思うんです。中学生が遅刻するとか、なかなかテストのあれと相反するとか、いろいろの苦情が来ていたかと思うんですが、その辺は今適正に修正されていたのか。

それと、前回も言いましたように、宇出津の町中をちょっとずれたあの崎山というところに1,000世帯ぐらいあるところにバスが1本も走らないと。せめてあのだ真ん中に1本、バス路線を一日に何本か入れられないのかと。そうすることによって七見のなごみ等もお年寄りだけで通えと。そういう要望もあるんですから、あの辺のバス路線はどうなっているのか。

それと、バスの補助の問題が、こうして結構予算ついていますが、これとこっちの能登町過疎自立計画とあわせていくと、何かバランスがとれないんじゃないかなと思うんです、

交通関係で。その辺は交通対策の課長として、もう少しああいって能登中央バスか、そう
いったところに補助金の垂れ流しをするばかりでおるなら、やはりこの3町を循環でき
る自前のデマンド交通体系のようなものはお考えなのか、考えてられないのか。その辺
をお聞きしたいと思うんですが。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 山本議員のご質問にお答えいたします。3点ございます。

まず、第1点のバスの朝の中学生等の支障がないかということで、検討してすぐに時刻
表を2便直しまして、それ以後、今のところそれに対しての不満、不平は出ておりません。

それから、2点目の崎山に停留所をつくっていただきたいという要望でございますけれ
ども、先般も能登署の方へ行ってまいりまして、大変通学的な形の中で危険だという形は
あるんですけれども、これも前向きに、高校生の、通勤時間帯以外の時間帯で停留でき
るように努力をしていきたいと思っております。

3点目のバスの補助金が多額についているんじゃないかということでございますが、今
の現状はそれとおりでございまして、大変私も何回かバスの跡をつけたり、いろんな実態
等を見ておりますけれども、なかなか時間帯におきましては人数の少ないバスがたくさん
あります。そして、今、路線は12路線あるんですけれども、それに対しまして今ほど言い
ましたバスの路線が通っていない地区もたくさんございます。

そういうことも踏まえまして、巡回できるようなバス計画等々を、予算書の56ページで
生活交通路線地域協議会委員という8万5,000円ですけれども予算計上しております。そう
いうふうなことも活用しながら、前向きに地域の方が安心してバス等の交通機関を利用で
きるような形の、通学できるような形の中で検討していきたいと思っておりますので、よろしく
お願いをいたします。

議長（大谷内義一） 暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前11時07分休憩

議長（大谷内義一） 再開いたします。

質疑はありませんか。25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 先ほどの山本議員の関連というような形でひとつ海洋深層水のことに
ついてお願いいたします。ぜひこれは町長で答弁を願いたいと思います。

私は、この海洋深層水の事業は本当に能登町の基幹にしなければならない事業だと思います。ということは、今までのような簡単な人事でこの事業が成功するとは思われません。言うなれば、専門職がこの事業を成功するまでそれに携わる。それでもだめならその人がみずから責任を持ってやめるというような人事でなければならないのかなと思うわけでございます。

町長は、今までのような定例的な人事でこの海洋深層水をするのか、心の座った人をずっと成功するまで置くのかということをひとつ聞かせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 茂木一茂君。

町長（持木一茂） 今現在、海洋深層水対策室というのがあります。そこにはすばらしい室長もいます。ただ、海洋深層水の利活用に関しましては、これは例えば商工観光課が加わったり、あるいは農林課が加わったりということで、各課にわたると思います。そういった形での、極端な話、プロジェクトチームみたいなのは利活用に関しては必要かもしれませんが、今、対策室ではまず8月へ向けての施設の管理運営体制がきちとした時点で、そういった利活用も今後は進めていきたいというふうに考えております。

議員さんのおっしゃるように、この海洋深層水は能登町の一つの起爆剤といいますか、PRの目玉でもありますので、大切に、そして慎重に、そして検討していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） ぜひ町長、この問題を真剣に取り組んでいただきたいと思います。

できれば、人事が決まったならば、その人事を3カ月でも4カ月でもいい。日本の成功

した事例をじっと見てきて歩いていただけるような、そんな役場の中におらなきゃならないというような人事でなくて、日本全体を見据えてこれしかないというような方法をその担当の人事の人がしっかり認識してこれを成功に導くというような人事をしていただきたいと思います。 終わります。

○議長（大谷内義一君） 質疑ありませんか。22番 久田君。

○22番（久田良平君） 税務課長と企画財政課長に二、三点ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

17年度予算の中の歳入に関してでございますけれども、固定資産税並びに法人町民税並びに都市計画税の項目が今年度予算盛られておるわけですが、この2節の中において滞納繰越分609万1,000円、また法人町民税に関して滞納繰越費が37万5,000円、それに固定資産税が992万3,000円と盛られておるわけでございますけれども、滞納繰越分が過去の累積を合わせましてこれだけだということは到底思えないわけでございますけれども、新町になりましての3町合わせた滞納額はどれだけの金額になるのかお示しをお願いしたいと思いますし、またカイパー等の補助金、負担金との未納金も旧能都町においてはございましたけれども、3町合わせてどれだけの未納金があるのか、そういうものもあわせてお示しいただきたいし、町営住宅の未納金も3町合わせてどれだけあるのかお示しをいただきたいと思います。その後で質問をさせていただきます。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） 久田議員にお答えいたします。

歳入の方の17ページでございますが、個人町民税2節の滞納繰越分690万1,000円、法人町民税、滞納繰越分37万5,000円、それから固定資産税、18ページの方をお開き願いたいと思いますが、滞納繰越分992万3,000円、それから町税で都市計画税の、20ページになりますが滞納繰越分73万6,000円でございます。

この予算の要求としましては、平成14年度、平成15年度の収入済み額、それと平成16年度の収入見込み額で算出をさせていただいております。

それで、滞納分でございますが、15年度分以前の分でございますが、個人町民税で2,900

万ほど、それから固定資産税で4,400万ほど、都市計画税で480万ほどの滞納処分がございます。

それで、今年度から新たに収納対策室が設置されまして、3カ月ですが運営に頑張っております。その中で、少しの部分でも滞納部分を徴収しまして、町税の一部として収入財源として持っていきたいと思っておりますので、また皆さん、議員各位のご協力を賜りたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

22番（久田良平） 税務課長、私の質問に答えてない。

税務課長（藤村秀雄） 失礼いたしました。

それでは、滞納の繰り越し分ですが、3町合わせまして繰り越し分がございますが、個人町民税につきましては16年度4月30日までの分も、未納金も入れております。

それで、個人町民税の方につきましては4,600万円ほど、そして固定資産税の方につきましては6,300万円ほど、そして都市計画税につきましては7,500万ほどの今能登町として受け入れしました滞納額となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

22番（久田良平） 担当課長、合計言うてよ。合計を示してください。町民税から都市計画税から全部合わせて、3町合わせて滞納額がどれだけあるかということ。現在の。16年度の3月末の現在まででどれだけの未収額があるかということ。

税務課長（藤村秀雄） 失礼いたしました。

16年度分の滞納額でございますが、個人町民税から国民健康保険税まで、合わせまして1億1,900万ほどの4月30日現在の滞納額となっておりますので、ご報告させていただきます。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 久田議員にお答えをいたします。

町営住宅の滞納額でございますが、能登町全体合わせまして580万4,000円ございます。
よろしいでしょうか。

22番（久田良平） もう一度。500？

建設課長（井下勉） 580万4,000円でございます。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） 久田議員の質問にお答えいたします。

農林課といたしまして、滞納金でございますが、国営農地開発、土地改良、災害復旧工事、その他荒廃地復旧、それから旧柳田村にあります肉用牛貸付金の返済未納額でございます。トータルで138件で1億5,876万7,500円でございます、3月末で。1億5,876万7,500円、3月末でございます。3月1日現在でございます。以上でございます。

議長（大谷内義一） 22番 久田君。

22番（久田良平） 滞納額が今示されたわけでございますけれども、今年度予算において一般会計に占める町税収入が16億6,214万5,000円歳入に見込まれておるわけでございます。その中において、滞納額が町営住宅が580万4,000円、農林関係のカイパーからいろいろその他もろもろ合わせますと1億5,870万余り、また町民税、固定資産税、都市計画税においては1億1,900万円の、これだけの高額な未納金が、未収額が今現在新町に受け継がれたわけでございます。

この中において、今後、この未収額に対してどのような収税対策を講じられるのか。また、金沢市の、この前新聞等にも、恐らく皆さん見られたと思うんですけれども、収税対策室を新たに設けられまして、著しい効果を上げておられるわけでございます。今後、能登町においてそういう収税対策室を設けられるお考えがあるのかないのか、町長にお聞きしたいと思いますし、当然、担当課長に関しまして、今後どのような対策をもってこれだけの高額な未収金を集められるのかお聞きしたいと思いますし、また町営住宅に対してはどれだけの、580万有余の未納額があるわけでございますけれども、何カ月滞納すると明け渡し命令なり法的な措置を講じられるのかお聞きしたいと思います。

議長（大谷内義一） 課長答弁の後でもらいますか。

22番（久田良平） いや、町長の答弁を先に。

議長（大谷内義一） 町長、先ですか。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに議員のご指摘のとおり、非常に多額の滞納額が3町村、新能登町に引き継がれました。そのために能登町におきましては、収納対策室を既に設けまして、そういった税の公平性の確保のためにも収納をしっかりとやっていきたいという思いで対策室を設けております。

今後も、対策室を中心にそういった未納額を回収するための方策を考えていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） 久田議員にお答えいたします。

町税の徴収についてでございますが、現在、今3カ月、収納対策室で4人のメンバーがおります。滞納に係る部分につきまして、滞納部分について即徴収ではなくて、一応個人の調査をしなければいけないということで、いろんな形で調査研究を行っております。

その中で、現在今徴収に当たりまして主な項目にしますと、確定申告時の所得税の還付金の差し押さえと、それから口座振替等による分納納入の推進、また定期的な訪問により納入の促進を図っている。もう1点は、5月ですが、平成16年度の未納金滞納分について、新しく滞納される方を防ぐために、1週間各家庭訪問、電話等の連絡等により収納を勧めておるのが現況かなと思います。

今後とも税務課だけではなくて、収納対策室及び各関係機関の負担金、使用料、その部分についても各関係機関と連絡をとりまして収納に努めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） まず、収納のことではございますが、税務課あるいは収納対策室と力を合わせて、このことについては努力をしていかなければならないというふうに思っ

おります。

次に、明け渡しの請求でございますが、これは住宅の条例によりますと、家賃を3カ月以上滞納したときに町長は明け渡しの請求ができるというふうになっておるわけでございます。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） 久田議員のご質問にお答えいたします。

今、税務課長が申したとおり、収納対策室と話し合わせ協議をしながら収納整理に当たりたいというふうに考えております。

ちなみに、先月1週間ほど回らせていただきまして、16件で250万相当収入もございました。今後こういった体制を崩さずに収納対策に当たりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（大谷内義一） 22番 久田君。

22番（久田良平） 町営住宅に関しては、今、3カ月以上滞納した場合は明け渡し命令ができるということで今課長が答弁されましたけれども、そういう対象者はいるのかいないのかお聞きしたいと思いますし、また、この税というのはあくまでも国民の義務だと私は思っておりますし、当然、正直者がばかを見る、払った者がばかを見る、払わない者が喜ぶというような観点に立った税の収税対策は私はおかしいと思っております。当然、正直者がばかを見るようなことのないようにして、今後収税対策に取り組んでいただきたいと思いますし、毅然とした態度を持って臨んでいただきたいと思います。

その辺だけをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（大谷内義一） だれに答弁を求めますか。

22番（久田良平） 町営住宅。建設課長。そういう対象者がいるのかいないのか。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 久田議員にお答えをいたします。

大変申しわけありませんが、この納税者、3カ月以上滞納された方がどれだけおられるかということではありますが、この人数につきましては今、私現在調べておりませんので、早急に調べて、この会議中にご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

22番（久田良平） すぐ調べてください。そんがじゃ私、今後質問できないよ。

建設課長（井下勉） 今すぐ連絡して調べさせますので、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 22番 久田君。

22番（久田良平） 私は、恐らくや3カ月以上の滞納者がいると思って私は質問したわけでございますし、今日の現在もおられると思っております。なぜ明け渡し命令をしないのか。そういう条例で決まっていることをなぜ担当課長がしないのか。町長に報告しないのか。私はその辺はわかりません。

そういう正直者がばかを見るというのはそういうことを私言っているんですよ。払わなければいい、払った者がばかを見る。そうなれば、連鎖反応を起こして、私も払わなくても住んでいていいのかなと。税金を払わなくても私らいいのかなと。

カイパーの負担金にしてもそうですよ。私が議員になった当時で13年前ですか。能都町にもたくさんのカイパーの負担金の未納金がありました。ましてこの未納金そのものは町が立てかえて国に納めておるんです。その負担金も払わないというなら、町がお金を立てかえて払ってあるやつを払っていないわけですから、じゃ一生懸命に汗して払った人はどうなるんか。その辺をきちっと担当課長は胸に秘めて収税対策に臨んでください。

これで私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 先ほど15番、18番の方が同時に手を挙げられたので、議席番号の若い15番 宮田さんからお願いいたします。

15番（宮田勝三） これは町長にお伺いすればいいのかなと思うので、よろしくお願いいたします。

ます。それと、職員の給与、身分に関することなので、私が聞くことに関してどうしてもこの場では適切でないということがありましたら、お答えは結構でございます。

新町スタートの時点で今の執行部の体制ができたと思うんですが、当然、2月中に内示もあったと思いますし、当然、持木町長もそれなりのお話し合いの中で今の体制ができたと思うんですが、まず職員の階級、身分といいますか、私の表現がまずかったらお許しを願いたいと思うんですが、町参事、これはどうしても設けなければならなかったのか。

聞くとところによると、町参事は各課長は管理職手当20%減だとおっしゃっていましたが、町参事については現況のまま今日に至っておるということを知ったのですが、もし間違いでしたら間違いとおっしゃっていただければいいし、その町参事というのは管理職手当とすれば俗に言う課長職よりも手当が高いわけですから、手当が高いということになればその職責が重いということになりますし、私の見るところによると年功序列が普通一般的な公務員の世界ですが、どうも年功序列でもなさそうですし、そうしたときに今、参事として職についている、その部署が非常に貴重な場所であって、重責を担っておるということであるならば、今後その職責についたときには皆さんが参事になるのかどうか。また、どうにもならなくして異動があつて、今の参事の方が他の部署についたときには、また参事から外れていくのかどうか。そのあたりをお聞かせを願いたいなど。

私の考えですが、この参事は設ける必要はなかったのではないかな。そんな中でこの参事の必要性、正しかったのかどうかを含めてお答え願います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） この町参事制に関しましては、旧の3町村でもいろんな話し合いの中から出てきた職責であります。その中で、やはり分庁方式をとるために、その庁舎のやはり責任者というのを置いた方がいいんじゃないかというようなお話から、例えば内浦庁舎ですとサービス課長が参事という役職であります。また、柳田庁舎においてもサービス課長が参事という役職であります。また、能都庁舎においても総務課長が参事という役職であります。そういったやはり庁舎間、分庁舎の庁舎の責任者という形で参事制を敷かせていただきました。また、公立宇出津病院におきましてもやはり大事な機関でありますので、参事級が事務局長として今行っております。

ですから、私としてはこの参事制というのはやはり責任をもう一度認識してもらうため

にも必要な職責ではあったと思いますし、だからといって課長職が劣るとかそういうことは決してありませんけれども、やはりその責任というのをもう一回認識していただくためにも各庁舎に責任者を置いたということで参事制を敷かせていただきました。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 私は、商工観光課長、それから病院事務局長、そして町長、3人にお伺いをしたいと思います。

まず、病院の事務局でございます。予算が今回出ておりませんが、貸借対照表のみ添付されております。ちょっと1点聞いておきたいことが、確認したいことがあったものでお願いいたします。

病院の庁舎内に喫茶店、売店等がございますが、これが公社へ委託をしたと。外部委託をしたというふうに聞いておるんですが、事実でしょうか。

それと、今まで創立以来、ずっと病院の中で運営されてきたものが、今回そういうふうにして創生公社に委託をしなければならない必然性。今までではだめだったのかどうか。そういうことについてもお聞きしたい。

もう1点は、その喫茶店、売店、これは赤字だったのか黒だったのか。幾らあったとかそういうことは結構ですが、大体そういうことでちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長（大谷内義一） 宇出津総合病院事務局長 川口登君。

宇出津総合病院事務局長（川口登） 鶴野議員の質問にご説明いたしたいと思います。

宇出津病院の売店のことについてなんですけれども、これにつきましては私が聞いておる範囲では、既に来たときには公社へ委託するというふうなことでどうも決まっております。売店については、利益がございました。そういうことで、以前はむつみ会という病院の会がございまして、そこでやられて、そしてその営業については委託していたというふうな形でなされていたわけなんですけれども、やはりこれは公社等もございまして、そういうところできちっと委託した方がいいがでないかというふうな流れでどうも公社に経営が移ったというふうなことを聞いております。

そうした中で、病院には年間について部分的に委託料として納めていただくというふう

な経営内容でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） ありがとうございます。

次に、148ページ、商工費です。ここに町民サロン維持管理費157万3,000円あります。私、ちょっと率直に思うんです、これを見たとき。町民サロンは赤字であるということで、157万3,000円の管理料を町が使っているということなんです。

まず商工観光課長、私の知る限りでは数年前まで創生公社が事業部門としてこれは経理をしておったと。数年前、ちょっと正確な年数は申し上げませんが、今度は管理部門として分けてしまった。営業から今度は管理に切りかえた。この理由というのは何でしょうか。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） 鶴野議員にお答えいたします。

能都庁舎の6階にございます町民サロンの維持管理経費につきましては、今回、管理部門という形でのセッティングをさせていただいております。

ただ、能都庁舎の6階で喫茶あるいは軽食等々事業をやっておるわけですが、とらえ方としては、確かに営業サイド、営業を役場庁舎の中で実際やっておいでるわけです。その中身につきましては確かに営業なんです、町民の方が来られて営業する、あるいは庁舎内の職員の方々の利便性とか、そういう形での利用というのが大半でございます。そういった中で、事業的には確かに商売をしているんですが、その中で人件費あるいは光熱水費等々を含めましてやりますと、なかなか事業ベースには乗らないんだろうというようなところも多々ございます。

そういった意味で、事業会計の中から、これは管理部門で対応できないのかというようなことで、現在はその管理部門という部門の振り分けをしまして、町の方で維持管理費等々を負担させていただいているというようなところが現状でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） ちょっと理解しにくい答弁でしたけれども、この点、町長からもちよっと一言説明をお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほど課長が答えましたように、あそこは以前は営業部門であったのが管理部門になったということなのですが、あくまでもそういった軽食やら飲み物を提供はしておりますが、町民の憩いの場という観点から、あの6階の眺めのいいところから町民の方に集っていただく、あるいは憩いの場であそこに来ていただくということで考えて、やはり営業というよりは管理の方に回した方がいいんじゃないかということで、数年前に管理部門に回させていただきました。

今後も、あそこに関しては必要かどうかという観点からも、今現在公社の方でももんでおりますし、役場の中でも必要性を疑問視する考えもありますので、その辺も含めてサロンに関しては今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 今、町長みずから庁舎6階にあるサロンはどうも問題がありそうだとということで今後検討したい、そういうご答弁はいただいておりますけれども、それならそれでけっこうですが、ただもう1点気になるのは、病院も同じような町の施設であって、そこは病院へ来る方の憩いの場としてやはり営業しているわけですから、当然同じようなものですね。やはり町民の皆さんが利用されて、そしてそこでコーヒーを飲んだり、あるいはお茶を飲んだりしながら憩いの場としておられるということであれば、全く同じ趣旨のものなんですね。

なぜそういうふうにイコールにならなかったのかなと、こう率直に疑問を感じたわけで、これはひょっとしたら病院は利益が出ているから公社へ持って行って、赤字の部分は役場につけを回そうと、こういう魂胆かなと私は思っておったわけで、それで妙な小細工をされておるんじゃないかなと、こう思ったためにこういう質問になったわけでございますが。

役場と、そして役場の財政と、そして公社の関係は同じ懐。懐は同じ。財布だけが違うと。左の財布から締めれば右の財布から出ていくとか、右の財布を締めようとするれば左から出ていくという、何かマジックみたいな感じなんですけど、本当にそういうことを思うと何かむなしい感じもいたしますけれども。

私いつも思うんです。商工観光課長、前回の15年度の決算のときに、私も決算委員をやらせていただいておって思ったんですが、今のサロンの問題ですが、15年度予算が141万2,000円。予算ですよ。同じく15年度の決算が328万5,000円。予算を上回ること2.3倍。こういう金が出ていく。こんなことって役所では普通あり得ない話です。決めた予算、その2倍半も終わって見たら出ておった。私びっくりした。どうなつとれんと。課長にあえて聞くまでもない。親方一緒です。片や町長、片や公社の理事長、同じ人間です。こっちからこっちへやっておけよと、こうなれば課長はうんもぐうも言わない。

こういうふうな感じだから、私は以前からもずっと指摘しておりますが、公社の管理部門と事業部門は明快に分けて、トップをきちっと分けて、そして委託料140万なら、びた一文まからんと。これでやれと、こういうふうなものがないと本当に財布を締めたことにはならないんだというふうに思うわけで、こういう点も含めてひとつ、きのうも申し上げました。過去を責めるわけではなくて、また来年に向けて、そしてしっかりとそういうものも見詰め直して見直しして、そして取り組んでいただきたいと、こう思うわけでございます。

町長、ひとつよろしくをお願いします。答弁を。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の議員さんの15年度の決算に関しては、もう一回確認させていただきたいと思いますが、たとえ公社の理事長が町長であっても、そういった予算的なことを不正にとかいうことは決してありませんので、その辺だけはご理解いただきたいと思いますし、サロンに関しても今回の予算どおりの支出をしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君より補足の説明があります。

建設課長（井下勉） 先ほどは久田議員、大変失礼をいたしました。調べましたので、ご報告をさせていただきます。

3カ月以上の住宅使用料の滞納者の件数についてご報告をさせていただきます。

全体で17件の方が対象でございます。内訳についてはよろしいですか。

22番（久田良平） 一応わかりました。

報告説明、私それにまた聞きたいことを質問してもよろしいですか。

議長（大谷内義一） もう時間が12時になりましたので、午前中の質疑を一応終わりたいと思います。午後は1時からお願いいたします。

午後0時00分休憩

午後0時58分再開

議長（大谷内義一） それでは、再開いたします。

質疑はありませんか。22番 久田君。

22番（久田良平） これで質問を打ち切りたいと思いますけれども、先ほど建設課長から17件という件数が出てきましたけれども、3カ月以上の滞納者が17件現在ございますということでご報告受けましたけれども、今後の徴税の徴収の推移を見守って、また次回に質問をいたしたいと思えますし、町長の方から収税対策室を設けたということで答弁をいただきました。また、その収税対策チームに関して、特に税に関しては公平を期していただいて回収に努めていただくようお願い申し上げて、私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長、総括答弁してください。

町長（持木一茂） 今の久田議員さんの質問、税あるいは使用料、利用料の全般にわたって収納対策室を設けてしっかりと徴収したいと思っておりますし、やはり税金に関しては町の財源の根幹でもありますので、その辺も含めてしっかりと対応したいというふう考えておりますので、議員の皆様にもさらなるご協力をお願いしたいと思います。

議長（大谷内義一） ほかに質疑ありませんか。32番 竹中君。

32番（竹中初男） 教育長にお尋ねします。

お尋ねというよりかお願いしたいと申し上げた方が適切かなと思いますが、町内に県立の高校が2校と1分校があるわけです。予算の中にもそういった補助金などが乗っておりますけれども、まず結論からといいますか申し上げますと、この学校は今後ずっと存続させていかねばならない、そんなふうに思います。しかし、少子化でしかも高校入試は全県1区となりまして、県下一円から生徒を募集することはできるんですけれども、また逆に地域の子供たちがそれぞれに散らばっていくといいますか、それぞれの方向を目指していくと言った方が適切なのかもしれません、そういうように行くと非常に現在の2校1分校は存続が危ぶまれてくる感があります。

そこで、私のお願いといいますか提案であります、末端という言葉は適切でもないんですが、少なくとも私らに有名校とか上位の学校の、逆にそっちの方の定数を削減する。そういうことを私は、教育長は県の教育委員会なり教育長会議で出られるわけですから、もう少しそういう上位の学校の定数をむしろ逆に減らすという提案をぜひしてほしいなと、こんなふうに思います。

昨年でしたか、ある高校の校長先生とお話をしておりました中で、そこは進学校でありますけれども、従来までは例えば500点満点の入試試験に対して350点以上でなければ入れなかったうちの高校が、現在は200点の点数でも入ってくるようになっておる。だから、非常に現場で余計もめごととかいろんな問題が生じておる。そして、学力の低下も引き起こしておる。ただし、その学校を出れば何とかかなというような父兄や本人の意思が見えて、非常に残念であるというふうな話も聞きました。

そういうことを考えると、私はやはりそういうだれでもそれは有名校に入りたいのはわかりますけれども、そういう上の方が、上下というか区別すれば、差別しておるわけではありませんけれども、そういうところをむしろ逆に私は定数を削減して、きのうの請願でも義務教育に30人学級という要望が出ておりますけれども、むしろそういった学校が30人学級ぐらいに絞り込んで、もう少し我々の地域の学校にも生徒がきちっと集まって、この学校が存続していくような方策を私はできたら県の教育委員会で提案をして発言をしていただきたい。そんなふう考えるのですが、教育長の見解をお尋ねいたします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） ただいまの竹中議員さんのご質問に私の思いを申し上げたいと思います。

かなり過去ではございましたけれども、やはり伝統校では学級数が多いので学校全体のレベルが低下したというようなことを職員の中からも言っておられることがありまして、それはまた地域の皆さんから大変ひんしゅくを買ったように私は記憶しておりますけれども、ご承知のように本年度、伝統校とでも言いましょうか、歴史のある高校でも初めて定員を割ったという報道がございまして、ご承知かと思えます。

議員さんおっしゃったように、やはりその辺は私も教育長会議とかそういう機会を通して、ただいまのご意見を十分に反映させていこうと、そのように思っております。やはり当町に存立する学校は、人間顔が違うごとくそれぞれにすばらしい特色を持っておる、特徴を持っておるわけですから、それを十分引き出すようにやっぱり頑張っていただきたいと思うし、そういう方向で微力でありますけれども全力で努力させていただこうと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） ほかに質疑ありませんか。7番 石田君。

7番（石田博之） 社会教育施設費の中でもって、羽根万象美術運営費ということで1,400万の予算が盛られておりますけれども、私、旧能都町の施設を批判するような質問になったら申しわけないと思うんですけども。

この施設は、わからないので聞くんですけども、私も一度行ってみたことがあります。絵画が何点か展示をされておりますが、その羽根万象さんの絵画は能都町として寄附を受けたものなのか。あくまでも個人所有でもって展示だけの施設なのか。それで、年間どれぐらいの方が今現在、当初は相当の皆さんが来られたと思うんですけども、現在どれぐらいの方があそこの美術館を訪れているのか。

ただ、私の言いたいのは、当初のいきさつはわかりませんが、能登町としての美術館はこれしかないんですよね。ですから、広く能登町出身の美術家の方もいろいろおいでと思うので、そういった方の絵画なり美術品を展示をして、広く能登町としての施設利用、有効利用を将来的には必要じゃないかなというような私個人的な意見なんですけれ

ども、その件について少し町長からお話を聞きたいと思うんですけども。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 羽根万象美術館に関しましては、すべて羽根先生の絵画を寄贈していただいて、それを展示しているということで、ほぼ羽根先生の作品のほとんどがあの美術館に所蔵されているということです。それで、年間数回展示物もかえておりますし、そういった絡みもありまして、建設当初にはやはり個人名の美術館という名前をつけるのはいかがかというような議論もあったようにも聞いておりますが、やはり羽根先生の強いご希望といたしますか、それもあつたりとか、あるいはほとんどすべての絵画をご寄附いただいたという経緯から、あの部分を羽根万象美術館というふうに命名したというふうに覚えております。

ですが、今後はやはりそういった能登町となりまして、もちろん羽根先生のご意思というのは大切にしなければならぬという気もありますし、またあそこは2階の方にも少し展示もありますので、そういった部分も生かしながらほかの方の展示というのも考えていく時期に来たのではないかなというふうに考えておりますが、現状では今、羽根先生の絵画がほとんどということでそのまま続行させていただきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） ありませんか。25番 多田君。

25番（多田喜一郎） お願いいたします。5つほど聞かせていただきたいと思います。

まず、ページの185ページでございます。これの公民館の館長の人件費と出ておりますので、これを詳しく再説明をしていただきたいと思います。

それから、136ページの森林づくり交付金のページ、それから57ページののと鉄道に関連したこと、それから32ページの財産収入の件、それから96ページの私立保育園の人件費の件です。これだけひとつよろしく願いいたします。 まず公民館の方から。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） ただいまの多田議員の質問にお答えいたします。

予算所の185ページの公民館の館長の人件費ということでございますが、館長さんにおきましては、総数15名おいでます。15館で15名なんです。この報酬につきましては、申し上げますと各合併前の公民館長報酬はさまざまに実は違っております。現状では、現予算におきましてはそのすり合わせが厳密に実施されないままに各町村の前の報酬がそのまま積み上げてございます。

25番（多田喜一郎） できましたら詳しくお願いいたします。

生涯学習課長（西戸人志） 詳しく申し上げた方がよろしいですか。

25番（多田喜一郎） 例えば、旧能都町が何万円ぐらいで、旧内浦町がこれだけで、旧柳田はこれだけということでわかればいいと思いますので。

生涯学習課長（西戸人志） ああ、そうですか。

それでは申し上げます。旧柳田村につきましては、館長報酬年5万円でございます。

25番（多田喜一郎） ちょっと聞こえません。

生涯学習課長（西戸人志） 濟いません。

旧柳田村におきましては、館長報酬が年5万円でございます。旧内浦町におきましては、月額5万円でございます。それと、旧能都町におきましては、月額報酬6万円など、大体3種類に分かれておりまして、金額が非常勤の方で年5万円という方がおいでます。さらに、半日勤務ということで月額6万というのが現状でございます。一日勤務ということがあったんですが、それは急遽お願いをいたしまして半日勤務ということで金額をそろえたというような現状でございます。内容的によろしいですか。

25番（多田喜一郎） はい、わかりました。

続きまして、森林づくり交付金の方をお願いしたいと思います。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛君） 多田議員の質問にお答えいたします。

森林づくり交付金事業3,505万円、これでございますけれども、斉和地区コミュニティ施設の建設に伴う設計、工事料でございます。旧の中斉小学校を一部解体いたしまして、コミュニティ施設、集会施設の建設を予定いたしております。交付金事業、国の50%補助ということで、約150平方メートルばかりのコミュニティ施設の建設を予定いたしております。

以上でございます。

25番（多田喜一郎） 議長、よろしいでしょうか。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） そうすると、この制度はそれでわかったんですが、森林整備地域活動交付金とは違いますね。そんなことなんですね。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） それは違います。これはコミュニティ施設の建設です。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 続きまして、57ページののと鉄道の件を町長に伺いたいなと思っております。ひとつよろしく願いいたします。何か戸が倒れたようで。下にだれもいなかったでしょうかね。心配でございます。

この57ページののと鉄道の利用促進協議会並びに七尾線の強化促進同盟会、またのと鉄道の運営費と、こう書いてあるわけでございますが、能登町のまちづくり計画にもあります一歩前へ進むまちづくりということで、こののと鉄道がやはり穴水から頭なくなりました。これについて、なおかつのと鉄道の促進をやらなきゃならないということなんだろうと思いますが、やはり七尾から穴水に関しての現のと鉄道、この思いを町長は一歩前へ進むまちづくりということに関連して、鉄道の思いはどうなのかということ聞かせていただきたいと思ひます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） のと鉄道に関しましては以前から申し上げておりますが、非常に残念な気でいっぱいしております。しかしながら、この3月31日をもちまして能登線が廃止という結果を踏まえて、今後はやはり住民の方の足を確保するためのバスの代替運行がされております。

そういった意味の先ほど来質問がありましたが、バスの運行時間あるいは通勤時間という時間的な問題もいろいろ出てきておりますので、そういったことをバス会社にもお願いしながら、住民の方の足の確保、そして不便さをなくすような努力をしていかなきゃならないのかなというふうに思っております。それがひいては住民サービスにもつながりますし、能登町の方の能登線廃止の思いも少しずつやわらいでくるんじゃないかなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） そうすると、この予算は鉄道からバスにかわった。バス路線に向けての活性化の予算と考えていいんですか。 お願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、能登線の運営費に関しましては先日も説明があったと思いますが、1月、2月、3月分の固定資産分ということで、これはルール分ですので予算化しております。また、協議会の方に関しましては、これは今までやはり我々も協議会に参加してきました、応分の負担をしてきました。その中で、平成13年に穴水輪島線が廃止されましたが、その後も輪島市さんは運営協議会の方へ参加して応分の負担をしていただきました。そんな意味もありまして、確かに廃線はされたんですが、協議会に対する支援といいますかを続けていきたいということで、珠洲市さんもちろんですし、能登町もそういった面では予算化しております。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） ぜひこの鉄道に関しては、なくなったんですが、皆さんの思いも非常に、鉄道に対する思い、またバスに対する思いはありますので、ぜひ次なるステップに向けて有効なる発言の手段の場であるということでのこの予算を使い切っていただきたいと思います。

続きまして、32ページでございます。32ページの財産の貸付収入ということで、土地の賃借料と建物の賃借料、この説明をお願いしたいと思います。

議長（大谷内義一） 監理課長 赤田君。

監理課長（赤田明） 多田議員の質問にお答えいたします。

32ページの財産貸付収入の土地賃借料498万4,000円につきましては、旧内浦地区内の物件20件117万8,000円ともう1件大きいのが100万ほどの物件1件、それから旧能都町は33件で271万3,000円で、約498万4,000円になると思います。

それから、建物の賃借料につきましては、旧能登三郷の車庫か事務所ですか。5万円掛ける12カ月掛ける1.05ということで63万円であります。以上です。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） はい、わかりました。

続いて、96ページをお願いします。私立保育園の運営費ということでございますが、これについて私全く新しい出会いでございまして、建物によってこういう資金が流れるのか、人数によって流れるのか。ひとつお願いいたしたいと思います。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長。

健康福祉課長（中口憲治） お答えいたします。

私立保育園の運営費でございますが、これは以前は公立保育所も同じだったと思います。国、県の方から負担補助みたいのをもらっていました。それが現在は私立保育園が残っているということでまずご理解を願います。そして、運営費でございますが、これはゼロ歳児、1、2歳児という、そういう児童の数に県が、国が示した金額に人数を掛けて、その

月数を掛けたものを運営費として計上されております。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） それでこの金額が全部出てくるんですね。はい、わかりました。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。

委 員 会 付 託

議長（大谷内義一） お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第46号及び議案第13号から議案第34号までの23件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（大谷内義一） ご異議なしと認めます。よって、報告第46号及び議案第13号から議案第34号までの23件については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

休 会 決 議

議長（大谷内義一） 次に、日程第24 休会決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案の調査、委員会審査等のため、6月15日から20日、6月23日の合わせて7日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（大谷内義一） ご異議なしと認めます。よって、6月15日から20日、6月23日の合わせて7日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、6月21日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（大谷内義一） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後 2 時 23 分散会

開 議

議長（大谷内義一） ただいまの出席議員数は39人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

一 般 質 問

議長（大谷内義一） 日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認められておりません。

また、一般質問の回数、発言時間についても、会議規則第63条及び運営申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。なお、再質問をする場合には、前の質疑席で行っていただくようにご協力をお願いを申し上げます。

それでは、通告順に発言を許します。 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 皆さん、おはようございます。

本日、能登町議会においてトップバッターとしての質問に対し、9番 志幸緊張しております。

質問の前に当たり、このたびの町長選挙において町民の負託を受け町長となりました持木さんに対し、おめでとうございますと言いたいと思います。おめでとうございます。

同時に、町民のために全力で町政を切り盛りしていかれることを望むものでございます。

それでは、9番 志幸、一般質問に移りたいと思います。

質問、3点ひとつお願いいたします。経済並びに福祉、教育、それから町民との対話について3点ですか、4点ひとつお願いいたします。

1点目の今後の経済に関する町行政の方向性を問いたいと思います。

町の一次産業に対し、町政として産業の振興はどのようなことで協力していかれるのか問いたいと思います。

それと同時に、二次産業、三次産業に対してでも同じ質問をしたいと思います。

この産業に対して今町民の方が一番懸念されていることは、Uターン、Iターンをして働く場所がないということが一つの問題でございます。このいい能登町に、環境もいい、食べ物もいい、すべていい。何が不足してる。働く場所、経済がひとつ不足をしてる。昔みたいに一次産業が活発なときだったらいいですけども、もう少しこの時代に合わせた町行政として働く場所をどのようにして考えていかれるのか私は聞きたいと思います。

それでは2点目に移ります。2点目、福祉と教育でございます。

国の福祉政策、皆さんご存じだと思いますけれども、介護保険とかいろいろな福祉を国の方からやりましたけれども、2年、3年やるとお金が足らなくなって、いろいろと皆さんに、国民の皆さんに負担をかけるような指導力でございます。

それでは、能登町としてはやはりこれからそういう国の福祉に対してそのままの流れでいくのか、またいろいろな方向性を持ちながら福祉政策を今まで以上に振興させていくのか町長に聞きたいと思います。

それでは、教育の問題に移ります。教育、いろいろと本当に物すごく私たちが育ったときと違うような犯罪その他が起きております。やはり、私たちは子供の教育というものは本当に国民一体となってやっていかなければならないような時代が来たんじゃないかなと思います。

教育長にお尋ねします。今後の教育、いろいろと格好のいい項目が並べてあります。どこを見たって。だけど、真の教育をどのようにやっていくのか教育長に聞きたいと思います。

それでもう一つ、全国的に少子化時代、高齢化時代と言われております。この少子化時代、日本は、だんだん世界的にも少子化が本当に騒がれております。高齢化と同時に。12.8、12.9、女性の方が子供を産む率は1人と何ぼというようなことです。昔は三、四あったと思います。人口の減少、国民の減少、これは国においても本当に大変な事態だと思っていますので、また能登町としてこのような政策をどのように国以上の政策を持っていけるのか聞きたいと思います。

それでは最後に、町民との対話でございます。3点目。行政の各委員会は、町民の委員の任命、町長が任命する委員ですね。その委員の指名の方法、それをどのように指名されておるか町長に聞きたいと思います。

いろいろと新聞紙上で騒がれている。こういうような町民との触れ合い並びに町民の意見を拝聴してというようなことでございます。そういうような騒がれてる時代において、

公募並びにこういう情報の時代でございます。公募並びにやはり委員になりたいなという町民の方々がおられれば、せめて3分の1ぐらいの委員の方を町長は推薦しながら、町民の意見その他案、いろいろな知恵をおかりして町民との対話をしながら進めていくべきじゃないかと私は思うわけでございます。

以上、その3点、4点をひとつ町長並びに教育長にお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

場合によっては、議席において再質問させていただきますので、またそのたびにはよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、ただいまの志幸議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、今後の経済に関する町行政の方向性ということなのですが、ここ能登町は第一次産業があくまでも主体であります。農作物や林生産物の価格の低迷、そして担い手の高齢化などによりまして就業者が減少傾向にあります。

そうした中、地域農業の集団育成事業を取り入れながら稲作を初め畑作、施設園芸等の振興を図っており、特に内浦地域ではイチゴ、そして柳田地域ではブルーベリーの特産品づくりに取り組んでいるところであります。

林業におきましては、当町の森林面積が約2万ヘクタールあります。全体面積の73%を占めております。国の政策によりまして国土や環境の保全を図る観点から、森林の多面的機能を発揮させるために森林整備計画に基づきまして間伐や育成、複層林への移行。また、松くい虫防除の施策を行いまして森林の保護及び林産物の育成を図っているところであります。

今後につきましては、平成17年度中に新町における農業振興整備計画を策定するとなっておりますが、これに当たりまして基盤整備事業を初め、特に高齢化と少子化が進む中山間地での農地の流動化事業や担い手育成事業を実施して、農用地の荒廃防止と食糧自給の確保に向けた施策を推進していきたいというふうに考えております。

畜産におきましても、乳牛の乳量や乳質の向上のために開発地での自給飼料の確保に努める生産対策事業、また能登牛の受精卵の移植技術等を活用しました改良、増殖によりブ

ランド化を推進し、生産額の向上を図る施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

林業につきましても、森林整備計画に基づきまして、国の基本政策を中心とした事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

そしてまた、元気な地域づくりを推進するに当たりましては、ブルーベリー、イチゴ、果樹等の観光農園、また、きのこ山の整備での観光林業の資源づくりや海洋深層水を活用しました、現在試験実施しておりますトマト栽培等、それらによります新産地づくり。また、製造業によります農林水産物を素材とした食品加工や発酵醸造による付加価値の高い新製品の開発、それに伴いますPR等を実施しまして首都圏への販路開拓や人材育成に取り組ましまして雇用拡大を図りたいというふうに考えております。

また、水産業の振興につきましては、漁獲高の低迷の打開策としまして、やはり魚のブランド化を推進し、付加価値をつけることが魚価の向上につながるというふうに考えております。鮮魚に対する小売の使用料を町が補助することによりまして、従来より多く使っていただき、そして鮮度維持に努めることにより魚価や漁業者のブランド意識の向上を図っているところであります。

また、従来より国、県の支援を受けまして水産加工品のブランド化推進に取り組んできておりますが、これにつきましてもスルメイカほか地元の水産物を主原料にした製品を開発しまして、そして販売、PRを行っているところであり、加工業界の発展、振興のみならず、地元水産物のブランド化推進の一貫として、今後は能登町全体でこの事業に拡大して取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、当町では年間10頭前後のミンククジラが定置網に混獲されていることから、日本一鯨がとれる町として強い個性をPRすべく、平成15年度より鯨楽旬談ということで県内外のお客様に対しまして、民宿、旅館等での鯨食談義や、あるいは定置網、市場見学を開催しております。参加者によりまして、民宿、旅館や町内の交通機関、観光施設の利用促進、商店街の利用などが見込まれると思いますので、今後も開催していきたいというふうに考えております。

次に、働く場所の確保なんですが、やはり新規学卒者あるいはUターン、Iターン者の方々にとりましては働く場所の確保ということが最大の課題であるというふうに考えております。

能登町におきましては、企業誘致対策におきまして誘致企業の固定資産税の特例のほか、

補助金の交付などを定めて対応しているところでありますが、このほかにも雇用促進対策といったしまして、地元就職された新規学卒者、U・Iターン者の方々に対する定住促進奨励金を交付しておりますし、また地元企業に対しまして、雇用の安定と経営基盤の強化を図るため雇用保険の事業者負担分を助成する労働保険緊急助成金を行っております。

並びに、県及び信用保証協会が行います制度保証、または特別保証を利用して資金調達をしている中小企業に対しまして、信用保証料の一部を助成を行うことにしております。これによりまして、雇用拡大に向けた環境づくりを推進し、新規学卒者及びU・Iターン者の方々に対する働く場所の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、福祉の振興策に関しましては、まず児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉の3点に分けてご説明申し上げたいと思いますが、まず児童福祉に関しましては、過疎化が進み、そしてまた出生率の低下によりまして保育所の入所児童が減少する一方、核家族化や女性の社会進出等によりまして児童福祉のニーズも多様化してきております。保育所におきます乳児保育や小学生低学年を対象とした学童保育、そしてまた児童虐待防止対策などの施策を行っております。

また、児童を取り巻く環境が著しく変化しまして、地域のコミュニケーションが希薄化している今日、やはり保育所と母親クラブ、児童館と子どもを守る会など、行政、保護者、地域がこれまで以上に連携を図って児童の健全育成に取り組む必要があるかと思っておりますし、今後は地域で子育てを支援する地域の子育て力を増進を図る必要があるというふうに考えております。

また、障害者福祉に関しましては、本町の障害者は本年4月現在で身体障害者手帳所持者が1,317人、療育手帳所持者が129人、精神障害者福祉手帳所持者が59人となっております。心身や精神に障害を持つ人たちに対しましては、医療費の助成、補装具、日常生活用具の給付、療育相談、施設入所相談等を行っておりますし、今後は障害者自身が社会参加を果たしまして生きがいを見出せるよう支援する必要があるというふうに考えております。

町としましては、障害のある人もない人もだれもが住みなれた地域や家庭で、ともに生活できるような取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

次に、高齢者福祉に関しましては、老人福祉関係事業が現在国の三位一体改革によりまして、補助金の削減等によりまして非常に町の財政の負担が大きくなっております。町として現在高齢化率が32.6%ということで、県下におきましても高い位置にあり、合併以前より高齢者に喜ばれておりました福祉サービスを財源の許す限り今後も提供し続けていき

たいというふうに考えております。

また、合併後におきまして、私の基本方針でもあります福祉のまちづくりとして高齢者福祉の充実を掲げているところでありまして、今年度の予算におきまして県の補助金を糧としまして高齢者の方の自立生活を支え、そしてまた各種の福祉サービス、また老人施設とも連携を図りながら一層の努力をしていきたいというふうに考えておりますが、一方、国、県では補助金の削減の方向性が出ております。一部におきましては、やはり見直しも視野に入れながら真のサービスの充実に努めなければならないというふうに考えております。

次に、少子化、高齢化対策なんですが、まず少子化対策におきましては、本町におきましても他と変わりなく少子化傾向が続いております。21世紀を担う子供たちの健全育成や我が国の将来や社会経済に非常に大きな影響を与えることが懸念されておりますが、子供たちを安心して産み育てることができるようにするには、やはり地域づくりの基本でもあります町民の願いでもあるというふうに考えております。そのために、本町では子育て支援を重要施策の一つとして位置づけまして、安心して子供を産み育てることができるよう優しい地域づくりを目指し取り組んでいるところであります。

また、このたび平成15年7月に制定されました次世代育成支援対策推進法によりまして、急速な少子化の進行や次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、能登町次世代育成行動計画を策定いたしました。この計画に基づきまして、安心して子供を産み育てることができる社会づくりを目指しまして、子供の視点でよりよい親子関係を築くとともに、地域社会との連携を一層密に取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

また、高齢化対策としましては、現在能登町の65歳以上の高齢者の人口は平成17年4月現在で7,697人いらっしゃいます。高齢化比率としましては、先ほども述べましたが32.6%となっておりまして、能登町の約3分の1の方が65歳以上ということで高齢化が進んでおります。今後もこの傾向は続くと予想されますので、住民一人一人が健康で生きがいをもって生活できるよう高齢化対策の施策に取り組んでいるものであります。住民の方々が健やかで安心して暮らせるようにするためには、やはり高齢者の保健福祉サービスの基盤整備が重要というふうに考えております。

また、今後は介護にならない自立中心の新予防対策に国も変化を検討していますので、町としましてそれに準じましてリハビリ、トレーニング等にも力を注ぎ、高齢者対策を

総合的かつ体系的に施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、行政の各委員会の件なんです、まず町で設置します委員会あるいは審議会等におきましては、町長が任命または委嘱する委員、審議委員等につきまして、基本的には法令や町の条例、規則で設置が定められております委員会等について法令等の趣旨に沿って委員を任命し、そして会を組織化しております。

委員の方には、特別な場合で特に知識、経験について町内にそういう方がいらっしゃらない場合にはほかからお願いするということになりますが、できるだけ全町民の中からそれぞれに識見を持たれた方々、例えば公共団体や各種団体の代表の方あるいは町のリーダー的人材を中心に選ばれる場合が多くなってきております。

したがいまして、委員等のご意見というのは多くの町民の方の代弁であるということも言えますし、豊富な知識、経験を集約したものとして尊重させていただきたいというふうに考えております。

また、議員のおっしゃるように委員の任命につきまして公募制を取り入れられないかということなんです、委員等の公募につきましては、行政情報の公開性を高めるとともに住民参加を進め、そして開かれた町政を推進するという観点からは非常に大切な手法ではないかというふうに考えております。

また、この場合には、広く募集をかける分、やはり周知や広報等に多少時間がかかろうかというふうにも思いますし、また応募者が多数の場合もあれば、ほとんど関心がなく応募者がいないという状況も考えられます。そういった意味で選考等の手順にも検討あるいは配慮が必要かと考えておりますが、今後、各委員会等の状況も考慮した上で、試験的に導入することも含めまして可能性を探り、広く住民の皆様の意見を吸収、そして反映できる組織、機構づくりに努めていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 初めに、町民の皆様、このたび当町の教育長を拝命いたしました石井勲雄でございます。誠心誠意町教育行政に努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、志幸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

新たに能登町が誕生し、教育の重要性は議員さんがご質問の趣旨で問うておられるとお

りでございます。能登町の教育方針につきましては、県教委の石川の学校教育振興ビジョンを受け、能登町教育の基本方針を策定しております。

基本理念といたしましては、「いしかわ」の大地と人々に学び、未来を拓くたくましい力をはぐくみ、一步前へ進むまちづくりを掲げ、めざす人間像といたしましては、1つ、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間。1つ、責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間。1つ、健康や体力の増進に積極的に取り組む、活力ある人間。1つ、ふるさとに誇りをもち、広い視野にたって社会に貢献する人間の4つを目指し、これを求める人間像としております。

その実現に向けまして、次の5つの教育目標を掲げております。

1つ、創造性を育て、たくましい気概と国際感覚をはぐくみ、児童生徒の個性を生かす学校教育の推進。1つ、学校、家庭、地域の協力と連携による体験を重視した豊かな心をはぐくむ教育の推進。1つ、人々が生涯にわたりいつでも自由に学ぶことができる体制の整備と、魅力的で活力ある地域づくりの推進。1つ、能登町の歴史と文化を物語る文化財の保存、活用と、埋蔵文化財の発掘推進と公開、活用の推進。1つ、健康で明るく、活力と積極性に富む人づくりの推進の5つの目標であり、小学校9校、中学校6校、公民館15館、町民体育館3館を初め教育関係諸施設を中心に学校、地域、そして家庭、関係機関が連携を一層深め、その実現に向けて努力を重ねてまいりたいと考えております。 以上です。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

質疑席までお願いいたします。

9番（志幸松栄） それでは、再質問お願いいたします。

今、町長並びに教育長さんが答弁されたことについてさらさらと私控えさせていただいておったんですけれども、本年の町長、能登町と違い緊迫したあれでお答え願っておられます。そういうようなことで、私は余り町長が答弁されたものに対して、一次産業、二次産業、これから私は本当に強力、力を注いでいかれるということを期待いたしまして、私の方よりちょっと二、三質問させていただいて。

私は、農業のこと、林業のことはあんまり詳しくありませんので漁業を主体としてやっていきたいなと思っております。

私は、町長の答弁にそう言われましたけれども、漁業に対していろいろブランドというものの全国的なものであります。一つの町長の答弁に対しましては、私はこの歴史のある能都町創生公社、いろいろと観光の問題に対してやりましたけれども、漁業の問題に創生公社というものの、資本提携というものを今後必要じゃないかなと。弱体化しております。それから、先ほど小売の利子補給、補助。それから、次いではまたこういう時世になっておりますので油の方も結局流れてくるわけでございます。本当に利益率もだんだんだんだん一次産業は低下しております。林業、農業においてもそうだと思います。

私は、町長に漁業に対して資本提携というものの、それを一つ質問しますし、それから産業の方ですね。働く場所について、町長は企業誘致の問題もお答えになりましたけど、私たちは結構前へ進んでおられるんだなと思います。

いろいろと新聞紙上では書かれておられますけれども、やはり能登町がいろんな手法の中で町有地その等を企業誘致のために、より町長今答弁された以上に税金も何らかの形で、いろんな問題も何らかの形でというようなことをまた出しながら、企業誘致の問題もより一層一步前進していつてもらいたいなと思っております。

たとえその来た企業に対して町財政で負担をかけたって、そこに働く人たちが10人でも15人でもおれば税収として戻って来るという間接的なプラスになると思います。そういう問題を踏まえながら、一人でも多くの若者が働かれる場所をひとつ求めていただきたいなと思っております。

それからもう1点は、福祉の問題でございますけれども、国の方も弱体化しておるということで、私、議案質疑のときに財政問題を一つ町長にお尋ねしたと思うんですけれども、起債制限比率が14.6%から17%と答えられました。私は、いろいろと議員必携の中いろいろと14%超えると県の管理下になるというような基本的なものを把握しております。

そういう状態の中で、現在14.6%から17%というようなことで、福祉の方にも何ら今後影響があるんじゃないかなということでございますので、その影響についてないとかあるとかということでお答え願いたいと思います。

それから、一番最後に言われました委員会。私は町民とのいろいろの対話、そういうような中で、前みたいに旧能都町のときみたいにいろいろ住民会議とかそういう時間がなかなかできないだろうと。そうすると、町民との対話は何が残るかということで、これは委員会の出席だなと。一人でも多くのやる気のある人の出席を求めるべきだなということでこの案を町長にお示ししたわけでございます。

町長は試験的にやってみるわというようなことでございますので、これについては答弁は要りませんけれども、その３点ですか、その質問に対して答弁願います。

議長（大谷内義一君） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、漁業の資本の参画ということなんですが、町としましてはそういったこと、あるいは公社がするということは逆に資本共有というのは難しいのかなという気がします。ただ、農業公社という考え方がありますので、漁業公社という形でそういった一元化できるような取り組みも検討の余地もあるのかなという考えもありますので、漁業の振興に関しましてはそれも含めてやっていきたいと思ひますし、当然、三次市場としての市場の移転等も考えまして、そこによって若者が働きたいと思えるような環境の整備というのをできれば、そういった水産業の振興にもつながってこようかというふうに思っております。

また、そういった企業の誘致もいろいろ特例はありますが、やはり私としては地元の企業に頑張ってもらいたいという思いで雇用保険あるいは保証料の一部助成をしておりますし、またそういった既にでき上がってる企業の誘致というのはなかなかこの能登半島では難しい面もあろうかと思ひますので、起こす方の起業の支援も今後は考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

また、起債制限比率が17%ということで非常に厳しい状況でもありますので、今後は8月をめどに公債費の負担適正化計画を策定しましてそういった面にも今後対応していかなければならないのかなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 教育長に再質問させていただきます。

教育長はいろいろと先ほど並べられましたけれども、私も余り勉学の方は子供の時分はあんまり成績もよくなかったものですからあれですけども、なるほどなというような答弁でございました。

私は、今回は教育長にしっかりとってもらいたいのは、これは本当に産業の問題にもいろんな問題が教育長に響いてくると思ひます。これはやっぱり子供をいろいろと、先ほ

ど4つの項目でリアルな項目を並べられましたけれども、私は1点これをしていただく。

先ほど並べたものを教育長に実行しろ、必ず実行しなさいよと。100%。なかなかこれ難しいと思いますよ。やろうというものはやれますけれども、なかなかその結果を100%にしなければということとはできない。ただ、私は一つ言いたい。能登町の学校、小学校、中学校を卒業された方はせめて全国のどこの生徒よりも一つ優秀なものを持ってるという学校づくりをしてほしいなと思うんですよ。

それはなぜかという、数年前に国の方よりコンピュータの補助金が出ました。そうすると、皆さん今の子供たちは中学校を卒業するときにはもうコンピュータ、スイッチ入れる切る、それからさわる、全生徒ができると思います。教育長、そうですね。

私たちの時代には考えられなかったことなんです。だから、そのコンピュータ使用できるという全国的な今の日本人の体系でございます。それでせめてやっぱり一足も早くに私たちの中学校まで出た人は必ず外来語が一カ国語、朝鮮語でもいい、中国語でもいい、英語でもいい。やはり遊び感覚で、難しい何だか動詞とかいろんなものを言わないで、会話できるぐらいの子供を育てていくべきじゃないかな。そうすれば能登町の優位性が見出せる。

教育というものについては、今うたわれているものは何かというと、難しいことを教育長が言うからおかしくなってくる。そういう現実的、リアルな問題をひとつやってほしいなと。教育長に対して、その問題について意気込みを聞きたいと思いますので、よろしく。これで3回目やろう。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） それでは、お答えさせていただきます。

僭越ですけど、私も先般の広報でごあいさつ申し上げたときに、右手に日本語以外の外国語一つ、左手にコンピュータ、真ん中は日本人の心というふうな言い方をさせていただきましたが、その語学については当町のALT——英語指導助手、これを十分に活用していきたいということを、特に本年度も各学校に英語指導担当の教諭を特に専任していただいて、そういう姿勢で取り組んでおるところであります。

それから、議員さんおっしゃったもう一つ、語学何かという部分も、これは総合的な学

習の時間をもっと活用しなきゃならないと、このように考えておりますし、そういったものはまず興味を持たせるという、この部分にまず力点を置かなきゃならない、こんなふう
に考えております。

定例の校長会及び定例の教頭会ですね。これをよく当然ながら活用させていただいて、未然防止、予防教育という部分にも力を入れております。誠心誠意しっかりと頑張っ
てまいりたいと思いますので、またご指導よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） いろいろと生意気ではございますけれども、教育長、筆記試験の点数
だけが人間の値を示すものじゃないということを私たち小中学校教育の中でやっていただき
たいなと。答えになってないと思いますけれども。

やはり語学というものは、子供たち幼稚園の方から遊び感覚で覚えていきますよ。皆さ
んお金を使って、成人になれば大学中退してまでもオーストラリア、安いからオーストラ
リアの方へ語学勉強しに行くんですよ。

そういうものを考えてみると、子供のときにやっていくと本当にお金かからなくてやる
んですよ。こちらから外国の人のところお嫁に行っておられる人、私も知っているんです
けれども、ただであんたがうちきたときは教えてあげるよと。そういうようなことでまた
ひとつ私は教育長に期待をかけておきたいなと思っております。

いろいろと本日はどうも。今後、持木町長の実行力に期待をしまして、私の質問終わら
せていただきます。

議長（大谷内義一） それでは、次に4番 市浜等君。

4番（市浜等） 私は、町長に次の2点を質問したいと思います。

先ほどの答弁にも重複するところもたくさんあると思いますが、まず地場産業の振興に
ついて伺いたい。

能登町における水産業の復活と今後の課題、問題点についてであります。

質問に先立ちまして、先般、イカ釣り船団出航のとき、激励のため各船主宅を回られた
町長の対応に対し、心から経緯を申し上げるところでございます。

私が言うまでもなく、沖合漁業は日本海側有数の水揚げを誇り、沿岸では定置網が100を超えると聞きます、これに近海釣り船を合わせ約50億の水揚げを誇り、石川県内では随一であります。

しかしながら、県では今県内1漁港を目指し大合併を進めていると聞きますが、組織が大きくなるとやはり細かいところが何ととっても手薄になり、きめの細かい指導ができなくなり、当町の漁業にも大変大きな問題ではなかろうかと思えます。水産業の発展を町の大きな課題としている持木町政とすれば、何をやるにも受け皿が少なくなり、ひいては水産業の衰退を招くと思われまふ。そこで、町独自の組織づくりに着手する考えはないか伺いたい。

町中の会話の中に、漁業に携わる人たちが魚価に対して魚を売り買いする人たちを信頼していない会話があることを耳にします。また、定置網と釣り船、レジャー船と釣り船、おか釣りの人と養殖業者などなど、トラブルとまでは言えないが小さな問題点は数え上げれば枚挙にいとまがありません。

海岸線が約40キロもあるこの能登町の漁業を発展させるには、まず農業委員会があるように水産漁業にも町独自の委員会を設けて各組織の代表を、例えば地元の仲買の代表、レジャー船の代表、観光の代表、もちろん近海の釣り船、また遠洋漁業、そして消費者、漁業者がそれぞれ漁業の歴史を検証し、今後の課題を話し合う組織がぜひ必要ではないかと思うのであります。

一般会計予算を見ますと、魚価対策、外国人研修生受入事業などきめの細かい予算が組み込まれていますが、いずれも単発的でつながりが薄いように感じられます。合計で見ましても8,000万円弱であり、農業、林業に比較しますと脆弱な予算であります。この能登半島、特に能登町は観光も目玉で大切ではあります、何ととっても水産業であります。要求がなければ予算を組まないということではなく、大所高所から水産業を牽引し、何とかしてこの水産業を振興しなければならないと思うのであります。

今、能登町が産業振興の目玉として取り組んでいる海洋深層水事業のトマト事業も重要でしょうが、深層水は海の宝であります。ミネラル豊富な水産資源であります。まず海のものから育てることが大切ではなかろうかと思うのであります。

先日の委員会の中でも話題に上っていましたが、今、磯に藻、海藻が少ないと聞きます。これなどは、ある一定の深層水を釉葉のように海中に散布し、プランクトンを発生して藻あるいは小魚などを育てることができます。浅瀬の小魚を育てて食物連鎖を引き起こし、

水産資源をふやすなど資源の増大を図ることが今求められていると思うのであります。やはり海のはものは海のを育てる。これが基本だと思います。

深層水を利用した養殖事業もこの中に含まれると思います。まず、確固とした組織を構築し、すそ野を広げて水産業の振興に取り組んでいけないか伺いたい。

次に、悪質商法の対応についての考えをお聞かせ願いたい。

最近、身に覚えのないインターネットの利用料金や借りてもないお金の返済を迫る架空請求を初めとする振り込め詐欺、また高齢者を1カ所に集め正常な判断力を失わせて高額な商品売りつける催眠商法、さらに水道水に健康上よくないなどふぐあいがあると言って高額な浄水器売りつける点検商法など、悪質な商法によるトラブルや被害が多く発生していることが新聞、マスコミなどでも取り上げられております。

過疎化、高齢化が進む我が能登町。どこよりも純朴な人が多い土地柄で人を信じやすく、だまされて払う必要のないお金を払ったり、また、だまされていることさえ気づかず高額な商品売りつけられているケースをよく耳にします。

先日、町の人が私のところに架空請求のことで相談に来られたことから、悪質商法について能登空港にある石川県の奥能登消費生活相談室に問い合わせたところ、こうしたトラブルや被害者は後を絶たず、数多く寄せられているとのこととあります。ひとり暮らしの中でも、特に女性の高齢者が多く被害に遭うと聞いております。

また、昨年11月には特定商取引に関する法律が改正され、販売目的の事前説明の義務づけや罰則の強化などが行われたという説明がありました。しかしながら、悪質業者は後を絶たず、法のかいぐり高齢者を初め弱い人たちをねらってくるわけとあります。今後、当町でも深刻な問題になるのではないかと危惧をされるところであります。

このような問題は、住民が安心して暮らせる社会、まちづくりを目指す当町としてもきめの細かい周知、関係機関との関連強化が必要であると考えられますが、能登町では今後どのような対策をとられるのか。以下私の考える2点を示しながらお伺いをしたい。

まず、このことを未然に防ぐ防止策についてであります。被害者にひとり暮らしのお年寄りが多いとのこととありますが、日ごろから寂しい思いをし、相談する人もいないお年寄りの家に訪問販売員が言葉巧みに近づき、親切心を装いながら品物を勧めることから、お年寄りは冷静に判断する余裕もなく契約をしてしまうのではないのでしょうか。もちろん契約したお年寄りにも責任の一端はあると思います。送られてきた法外な請求書の支払い

に困り果て途方に暮れることのないよう、高齢者の方々にどのような啓蒙、また啓発をされ周知されるのかを伺いたい。また、このことは地域の福祉の活動と大いに関係があると思います。この点も含めてお聞かせ願います。

次に、被害に遭った場合の対応であります。トラブルや被害に遭った方の相談は石川県奥能登消費生活相談室が行っておると聞きますが、町民に一番身近な行政機関である役場として相談窓口の開設などきめの細かい対応をすることが必要だと思われませんが、この点どのようにお考えかお尋ねをいたします。

残り少なくなっていく人生を最後まで能登町で送られるお年寄りの方々にとって、悪質な商法、また重大な事故の被害に遭うことなく、悔いの残らないものになることを願ってこの質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、市浜議員の第1点目の水産業に係る地場産業の振興政策の委員会を設ける考えはないのかというご質問であります。確かにそういったご意見も非常に大切なことかと思っております。

ただ、今現時点ではそういった固定的な委員さんを設けて委員会というんじゃなくて、私が能都町時代に水産懇話会という形で毎年開催させていただいておりました。そこには漁業者の方あるいは組合関係者、そしてまた仲買人の皆さん、そして消費者代表の方で婦人会等にも声をかけましてそういった懇話会を開いて、水産業の振興あるいは水産業をどうやって盛り上げていくかというようなお話し合いをさせていただきました。そういう方が逆に広くいろんな方のご意見も伺えるのかなという思いでおりますので、今後もそういった水産の懇話会を新町におきましても継続して開催していきたいということですが、そういった委員会の必要性も検討をしていきたいというふうには考えております。

また、海洋深層水もそういった水産業にどれだけの利活用があるかということも研究するということが前々から申し述べておりますので、そういった水産業に対する海洋深層水の利活用も今後さらに研究を深めていきたいなというふう考えております。

また、悪徳商法に関しまして、予防策あるいは被害者に対する町の対応、また県の消費生活相談室の連携ということかというふうに思っております。

悪徳商法の予防策としましては、石川県の消費生活推進員を民間の方に依頼しまして、

今現在2名配置しております。その推進員の方が、町内会や婦人会、学校等の行事に参加の折に悪徳商法に対する啓発行動を行っているのが現状でありますし、また他の成人式あるいはイベント等にも出向きまして、悪質商法に対する対応の資料等を配布して啓発を行っております。

また、悪質商法に関する出前講座の方も開講しておりますのでご利用いただければと思っておりますし、そのほかには町広報、あるいは有線テレビの自主放送で、テレビの中で寸劇を行いましてそういった悪徳商法の予防の啓発啓蒙に努めまして予防したいというふうに思っております。

また、被害者に対する町の対応としましては、各庁舎に消費行政担当職員というのを配置しております。これはサービス課にいる職員のことなんですが。それともう一つ、心配事相談員ということで、そういった方に被害者の方からの苦情、相談を聞いていただいております。

また、最近の悪質商法というのは非常に高度化あるいは複雑化している中で、町において解決できることは解決し、また解決できない場合には県の消費生活支援センターや国等の専門機関にあっせんするということで被害者の被害軽減に努めているところでありますが、今後とも県の消費生活相談室との連携を密に図りまして悪質商法に対する啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えおりますし、また職員の資質向上ということでも、県が行う消費行政に関する研修会に出席させまして、職員自身もそういった悪質商法に対する知識あるいは予防の啓蒙啓発に努めていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 4番 市浜等君。

4番（市浜等） ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） それでは、5分間休憩いたします。

傍聴に来ておられる方ご苦勞さんでございます。少し休憩させていただきますのでお願いいたします。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

議長（大谷内義一） 再開いたします。 次に、16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 本日は、来年度から変わります中学生の教科書の問題について1点のみ質問させていただきます。

まず、来年春から使用されます中学教科書の文部科学省の検定も終わり、焦点は県の教育委員会や各市町村の教育委員会がどの会社の教科書を採択するかに移ってまいりました。

そこで教育長にお尋ねいたしますが、教科書の流れというか仕組みというものは、まず最初に、検定合格後、教科書会社は見本を作成いたしまして採択権限を持つ市町村教育委員会に送付いたします。そして、教育委員会はその見本を保護者や学識経験者から成ります協議会、そして教員代表の研究委員会、この2つをつくって審議していただき、決定していくわけですが、その決定方法は2通りございます。

本来は、教育法にも載っているとおり、各単体の教育委員会が独自で責任を持って採択するものです。しかしながら、石川県では8つの採択地区で広域に分けて現在まで採択しておりますが、今回も同じなのか。もし同じならば、単体の教育委員会の私は責任逃れじゃないかと思うんです。いわゆるみんなで通れば怖くない。その方式でございます。教育長はこれはいかかなものか、どう思ってるのか。また答弁を願いたいと思うんです。

ちなみに、中学、高校一貫教育の金沢の錦丘中学、錦丘高校に至っては採択権者は石川県教育委員会で、金沢市の教育委員会は一切口出し、手出しはできないことになっております。

当町の教育委員会は、独自でしっかりした採択をできないのか。本来はそうあるべき姿ですが、お聞かせ願いたい。もう1点お願いいたします。

教科書採択委員会の審議内容を事後公表するのか。教科書の選定理由を明確にし、公正、適正、公平に保護者に示すべきと思うがいかがなものか。金沢市は公表すると発表いたしました。そして、教科書図書の採択委員会や調査委員会の意見や報告書、採択委員の氏名まで公表するときっちりと説明されております。採択委員会の支出内容まで市情報公開条例に基づき公開するとまで言及されておりますが、当町はこの点はどのように出すのかお聞かせ願いたい。もう一つお願いいたします。

最近、中国及び韓国は、検定合格した教科書の中に右翼的歴史教科書や公民教科書が含まれていると抗議したり、度を越して大暴れしていろいろ日本の教育に横やりを入れておりますが、日本人が使う教科書を日本人が検定して日本人が採択することにどこが悪いの

かと思うんです。これは内政干渉も甚だしいと思うんですが、教育長はどうお受けとめなのか心中のほどをお聞かせ願いたいと思うんです。

これに関連いたしまして、教科書の一貫性をひとつまた見直してほしいと。例えば、今、地図で竹島は島根県になっております。公民の教科書へいくと、韓国からクレームがついて定かではない。歴史教科書を見ますと、これはまた変に韓国の安龍福という漁師の証言をもとにどうも韓国の領土じゃないかと。同じ教科書で地理と公民と歴史でこれだけ変わっている。その教科書を使っている子供が非常にかわいそうだと思うんですが、今後の採択委員会においてこのような教科書の一貫性というものを教育長に求めますが、よろしく願いたいします。

以上で質問は終わりますが、後でまた再質問なりを答弁によりさせていただきたいと思いますので、よろしく願いたいします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） それでは、山本一朗議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

教科書の採択については、議員さんご指摘のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項の規定により、教科書を採択する権限は所管の教育委員会にあります。県内8採択地区のうち奥能登採択地区に属する当町といたしましては、奥能登関係市町、すなわち2市3町は協議の上、教科用図書、つまり教科書のことですが、教科用図書奥能登採択地区協議会を立ち上げ、関係教育長ほかPTA代表、学校教育関係者で組織しております。

そして、当協議会は専門の事項を調査研究させるために研究員を各教科3ないし4名を任命し、その研究員は県教科用図書選定審議会の答申に基づく選定資料及び文部科学省において集録作成された編集趣意書を活用して調査研究を行い、その内容を当協議会へ報告いたします。

この報告書及び教科書展示会場で、現在教科書が展示されておるわけですが、7月1日まででございますが、この教科書展示会で提出されておる意見書、各学校から提出された意見書、教科研究会から提出された意見書を参考にして、教科用図書奥能登採択地区協議会が教科ごとに1種の教科書を決定いたします。その決定が2市3町の各教育委員会にそれぞれ付議されます。最後に、採択地区内の中学校において使用する教科書は、種目ごと

に同一の教科書にしなければならないのです。

このような流れで教科書が決定されます。

次に、採択に関する協力者、つまり研究員の氏名公表につきましては、教科書発行者の不当な宣伝行為を防止する趣旨から公表を差し控えさせていただきます。また、経費の公表につきましては、地区内教育委員会が負担金で合計5万5,000円で賄っております。支出の内容は、事務費であります。

採択理由の事後説明につきましては、できる限りの内容を採択終了後、8月末になりますが、求めに応じて公表させていただきます。

それから、教育長の見解というふうにおっしゃった部分ではありますが、ご承知のように韓国や中国が主権国家我が国の歴史教科書に対して批難をしておりますけれども、当町教育委員会といたしましては、将来の日本を担うそういう生徒の最もふさわしい教科書、8会社から出ておりますけれども、内容をしっかりと吟味して当町生徒諸君に最もふさわしい、そういう教科書を選定してまいりたいと、そのように思っております。

それから、一貫性についての部分ではありますが、これに関しても教育委員会で協議をし、その努力をしてまいりたいと、そのように思っております。以上です。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） まずは教育長の今の答弁で、事後に採択の理由を説明必要あらばすると、そういうことでしたが、その前の答弁で、審査会というか協力者の氏名は公表しないと。教科書会社からいろんなもてなし等があるからだと思いますが、私の質問は、事後に理由とともにこういう方がこういう教科を見て説明されましたと。事後であるならば問題ないんじゃないかと思うんです。その辺もひとつご答弁後で願いたいと思います。

本来は、教科書採択は各単体の教育委員会各自が私はするのが正しいと思うんですが、そうすると各学校の教科書は本当に多様化して楽しい。学校の先生同士、各町同士がレベルアップになると思うんです。しかしながら、石川県、富山県とも歴史、公民の教科書に至っては1社から2社に独占されていて、まさに一種の談合状態ではないかと私は疑いたくなるんです。

単体教育委員会が採択地区協議会や研究委員会に丸投げするならば、私は教育委員会のレベルとそのものも問題であり、責任のなさの問題にもなると思うんですが、やはりしっ

かり意見を言い、広域圏へ行っても自分の町の中学生の人材教育に責任を持って採択すべきだと思うんです。その点、町長は人材教育を云々と常に最近言われておりますが、この町長の考え、軽くその辺をお聞かせ願えれば幸いかと思うんです。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 教科書問題に関しましては非常に微妙なことだと思います。ただ、今、山本議員さんがおっしゃったように、やはり個性を大切にするならば各学校あるいは各教育委員会で選ぶのもいいのかなという気はしますが、今現状ではやはり石川県の方では8つの地区に分けて教科書を採択しているということで、当然そういった各単体で採択するのも検討の余地はあろうかと思いますが、現状では県の方針として8つの協議会で決めておりますので、それを理解して能登町としてはそれをやっていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 研究員の氏名発表、どの方がどういう見解というふうなご趣旨でありますけれども、これにつきましても採択が終了すればこれは報告できるわけでございます。そのようにいたします。

それから、ご参考までに、高等学校では各学校が採択しておるわけであります。先ほど申し上げた小中においてはそのように今日なっていると。これについてもやはり各教育委員会、もっとこの協議を重ねていい方向へやっぱり持っていかなきゃならないと、こんなふうに考えます。それから、もう1点は……。それでよろしいですね。

以上でございます。ひとつよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 今ほど町長の見解、教育長の見解聞きましてなるほどという面もあるんですが、やはりなぜ私はこの教科書問題でうるさく言うのかと思いますと、過去に自分の息子が中学の3年のときの公民の教科書に、農業、漁業者が自分らの生活、生産に困っ

たことがあったならば、その町の町長等とグループを組み国会に行くことを陳情という。そうですね。陳情ですね。そして、そのグループの名称を陳情団という。そう教科書に書いてあったわけです。そして、次の年から教科書が変わったときに、農業及び漁業者が国会等に自分らの要求を言うことを圧力という。そして、そのグループを圧力団体という教科書を採択したわけです。

そうすると、1 学年しか変わらない子供たちがあって、役場の試験にこの問題出た場合どっちが正解なんかと、そういう話にまでなるんですわ。子供は、お父さんらは陳情団体、次の1 学年下からは圧力団体と、そういうふうになって、やっぱり教科書というのは子供の純真な心にそのままずっと入りますので非常に怖いと思うんです。そういった意味で、教科書の採択においては本当に真剣にやってほしいなと私は思うんです。

教育長に一つお伺いしますが、今、教育基本法の改正の焦点となっています愛国心を育てようという文部科学省のあれで、県もそれを受けていろいろ格好いいことを言っています。しかしながら、反発している団体もおられます。それは結構だと思うんです。見解の相違で。

しかし、先般、中山文部科学大臣は、竹島の領土問題に絡めて、領土がどこからどこまでかきっちりと地図、公民、歴史の教科書で教えるのは教育の基本中の基本だと言われております。まして、日露戦争の理由づけにしても、ある教科書は小国日本が生活のために大国ロシアに攻め入って泥棒したような書き方もあります。しかしながら、これもおかしいときちんと大臣は言われております。あれは、大国ロシアが朝鮮半島及び日本を植民地化しようとして攻め入ってきたんだと。それをとめたのがバルチック艦隊であり、自分たちの先人はきちんと植民地化を防いだんだから、これはきっちりと子供にも教えるべきだ。それが愛国心のあれだと言われておりますが、教育長はこの件に関してどのようにお考えなのかお答えちょっと願いたいと思うんです。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） その領土のいわゆる境界に関する件でございますけれども、それは私もやはりはっきりとさせるべき部分であると思いますし、それから話はちょっと飛ぶかもしれませんが、先般でしたか町村外務大臣が中国の外務大臣に対して、ところでこの日本の教科書を読んできたかというか、そういう質問をされたようであります。そし

たら読んでないという答えなんです。

ですから、この辺などもやはり私は非常に、どういまいしょうかお互い指導的な方々のこれからの、これだけ問題になっておる部分でございますので、いい方向へと行くであろうと、このように思います。それから、行かねばならんし。

それから、愛国心の部分についても、それから私も高校で勤務させていただきまして、どちらかといえばそういう部分については正直言って今でも胸張って言えると思うんですけども、私はとにかくまず教師になったんだと。組合員からなったんじゃないんだという部分で、一貫した姿勢でやってきたつもりであります。しかし、非常に何ていうか厳しい時代も、半日ストとか一日ストとか、そういう非常に悲劇的な時代もあったことは否定はできません。

今日は非常に学校は正常化になっております。この辺は皆さんも大体お察しのとおりかと思えます。これはもう我が国に生を受けて、我が国の発展を願わない、そういう国民というのは私は非常に疑問を抱いております。私自身も、これも蛇足かもしれませんが、祝日等には必ず日の丸を掲げております。

そういった意味からも大体お察しいただいておるかと思いますが、これはもう我が家にしてみれば崇尊というか、先祖を尊敬、敬うという、こういう精神はこれはもう一貫しておると私は思っております。以上でよろしいでしょうか。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 大変上手な答弁でかわされまして、納得もさせられました。教育長。

教育長は、愛国心はきちんと植えつけると。やはり、愛国心というものを授業中とかにきちんと植えつけないとだめだと思うんです。なぜならば、やはりそういった教科書に、日本の我々の先輩が諸外国へ行ってただ悪らつ非道を繰り広げたという教え方になると、そういった習った子供たちというのは自分の国、自分の親、自分の先祖に責任も誇りも持てなくなるんですよ。それが愛国心が薄れてくという意味で私は教育長に愛国心のあれを聞いたんです。

それと、先ほど中国の話言われましたが、やはり中国にしても韓国にしても一番忘れていることは、よくA級戦犯とか言いますが、もうA級戦犯、B級、C級というのは昭和28年衆参両議院におきまして圧倒的多数で戦犯赦免に関する決議を可決しておるんです。ま

して、同年に戦犯刑死者に戦死者と同じ扱いにする遺族援護法の改正が全会一致でされてるんです。そのことをきちんと言わないからわからないと思うんです。そういうようなことは今は教科書に教えてません。私たちは教科書には載ってなかったけれども、高校の日本史のときにこのことは習いました。そして、東京裁判においてでもだれが首席検事だったのか、今の子供たちにだれに聞いても知りません。高校生にも。キーナン首席検事だということも知りませんので。やはりもう少し本当に日本の歴史をしっかりと、自分の国に誇りを持てるような教育をできる教科書を選んでいただくことを希望いたします、質問は終わりにいたしたいと思います。

議長（大谷内義一） 次に、15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） さて、期待と不安が交錯した合併も、スタートして早くも4カ月になろうとしております。町民の方々も能登町という感覚的なものについてはかなり浸透しつつあるように思えますが、新町になって何がよかったのかな、あるいはこれから先どんな町になっていくのか、またこれから先どんなことが待っておるのか、まだまだ先の見えない状況に不安やいらいらを募らせておられる感じがするのでございます。

財政の厳しさは町民の方々も認識しておられるものの、金がない、やれない、できない、我慢をしてくださいという言葉は私も何度も耳にしましたが、この一遍通りでは納得できないのではないのでしょうか。住民のニーズにこたえるすべてが財政負担になるとは限らないのであります。

また、苦しい中でも、例えば合併特例債なるものの有効なる活用プランを一日も早く示すなど、活力ある町をお示し願いたいものですし、一抹の不安を解いてあげる義務があるのではないのでしょうか。全力投球を願うものであります。

それでは私の質問に入りますが、公社関係の統合と指定管理者制度についてお伺いをいたします。

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、公的施設の管理を第三セクター等に限りて委託できるとしていた管理委託制度が廃止され、公的施設は幅広く民間事業者を含んだ町が指定する指定管理者が管理を代行するという指定管理者制度が創設されました。公的施設は、指定管理者もしくは直営で管理をなさいとしたことは当然ご存じのことと思いますが、このことを踏まえて、統合を進めるに当たりどのようなところに視点を置き、ど

のような形態で統合されようとしておるのか。こういったような施設を公募を取り入れた指定管理者として指定されるのか。また逆に、どのような施設を直営に考えておられるのか。来年9月までに必要な手続が義務づけられ、そしてまたその時点でスタートしなければならないということとなれば大変に急を要するわけですが、計画と町長ご自身の見解を問うものであります。

また、公募による指定管理者制度をとるような施設があるとするならば、職員の処遇はどのようにお考えか。そして、新たに開設される施設等についてはこの制度の厳守が義務づけられているが、いかようにお考えかお尋ねをいたすものでございます。

次に、聴覚障害者対策の現況と今後の取り組み施策についてお尋ねをいたしますが、我が国の福祉の現状は、介護保険制度に見られるように大きな転換期を迎えると思うのであります。福祉と一口に申し上げましても、大変に幅も広くお金のかかるものもあればそうでないもの、ハードなものもあればソフトなものなどなど、福祉施策も限りないとはいえ充実の一途をたどっていることは間違いございません。しかしながら、聴覚障害者の方への福祉、社会参画への支援というものが町ではあるのでしょうか。ありましたらお聞かせを願いたいものです。

私の知る範囲では見当たらないのでありますが、今、県内に20前後の手話サークルがあるそうでございます。我が町にもこだま会というサークルが活動しておられます。また、メンバーの方々のボランティアのために大変助かったという話も聞いておりますが、行政が直接支援をする意思等々はあるのかどうか。また、職員に手話通訳が可能な方を育てていこうとされている意思があるのかどうか。手話通訳士なるものの資格を取ることがベストとは思いますが、町長ご自身の思いを問うものであります。

総合サービス課内あるいは病院などに手話のできる職員の配置が行われるならば、聴覚障害者にとってこれほど心丈夫な社会参画の支援はないのではないのでしょうか。聴覚障害者の方の不自由さを我が身に当て、いろいろな場面、事態を想定し、今後の対応、対策を問いたいと思うのであります。

以上で私の質問を終わりますが、場合によっては自席等において再質問をさせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、宮田議員さんの第1点目の公社統合あるいは指定管理者制度についてなんですが、公社の統合につきましては、町村合併に伴いまして財団法人能都町ふるさと創生公社、そして財団法人ふれあいの里公社、財団法人内浦町ふるさと振興公社、財団法人内浦町スポーツ振興事業団が現在能登町にあります。この4つを本年度中に統合すべきということで今現在準備を進めております。

公社の統合計画につきましては、そのすべてを解散し新設または一部に吸収合併するのか、あるいは公社職員の継続採用や身分保障、委託業務再検討による廃止を含めた検討など協議するため、関係機関によりまして公社統合委員会を設置し、また民間の方を含めた委員会を設置して各公社と連携をとりながら統合していきたいというふうに考えております。

また、指定管理者制度に関しましては今ほど議員さんが説明されたとおりでありますので、現在、公の施設の管理を公社初め委託をしているもの、直接管理をしているものがありますが、指定管理者制度導入に当たりまして、こういった公の施設の管理方法につきましては、直接管理を行う直営施設、指定管理者制度を導入する施設、あるいは廃止する施設というような分類をしながら今後検討し対応していきたいというふうに考えております。

次に、聴覚障害者の方への対策ということなんですが、きょうも傍聴席の方に聴覚障害者の皆さんがおいでになっております。

能登町におきましては、身体障害者手帳所持者で聴覚障害者の方が145名いらっしゃいます。そのうち、1、2級の所持者が51名ということになっております。

そしてまた、そういった聴覚障害者の方への町としての福祉サービスなんですが、まず補聴器、あるいはファクス、聴覚障害者用屋内信号装置、通称アイドラゴンというような日常生活用具の給付、あるいは医療費の助成など行っておりますし、今後も障害者自身が社会参加を果たす、そして生きがいを見出せるようなために支援していきたいというふうに考えております。

また、手話サークルのボランティア団体に関しましては、社会福祉協議会の方で補助をしておりますのでご理解いただきたいなというふうに思っております。

また、現在、奥能登の北部圏域におきましては各市町におきましてはそういった役場、市役所内に手話通訳者というのは置いておりませんが、これは県の方では、各市町が単独設置が無理な場合には各市町が共同で設置できないか、あるいは経費の分担、あるいは設置場所を提示しながら検討しているというふうにも聞いておりますので、今後県とも協議

していきたいなというふうに思っております。

また、役場の職員の手話通訳できるようにというお話なんですが、旧の能都町でも一、二度ちょっと試みたことはありました。しかしながら、手話というのは大変難しく奥が深いもので、先ほど志幸議員からありました英語が同時通訳のような形にもなろうかと思えますし、当然専門的な知識とか経験が必要になりますので、一朝一夕では決してできるものではないというふうに考えております。

しかしながら、やはりその必要性というのは私自身も感じておりますので、今後そういった県と協議しながら手話通訳者の育成あるいは設置を検討していきたいなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） まず、第1点目の統合に関してで再質問させていただきたいと思えます。

町長が述べられました一度解散するかもしれない、新たに組みかえをするといいますが、そういうようなご答弁があったかと思えますけれども、今旧の能都町、内浦、柳田の方であります公社、そして内浦の場合にはスポーツ事業団、こういうものがありますが、まさか名称を一つにするだけじゃないと思えますが、まずはスリム化を図る。スリム化をするということは財政の圧迫を防ぐ。しかしながら、その中でいろいろと難しい点は職員の処遇をどうするのか。また、それを利用していた町民の方々のサービスの低下につながらないか。そのあたりが一番危惧されるところと思えます。

指定管理者制度というものと絡み合わせて話ごっちゃになると非常にあれなんですが、大変急がなければならない。そんな中で町長は年度内中という気持ちでおっしゃったと思うんですけれども、もう少し具体的に、例えば私が思ったんですが、統合に関しては、それは町長、これから検討していく課題に、町長の方が今ここで私案として申し述べたものが検討の中でいずれは形が違っていくものもあろうかと思えます。しかしながら、リーダーシップをとる首長として、私はこういった形をとっていききたいんだよ、そんな中にはこういう問題が出るだろうけれども、こういうクリアをしていききたいんだよというものはもうこの時点でお示しを願いたいと思うんですが、年度内というのは来年の3月31日なんです、そのあたりを含めていま一度お答えを願いたいと思えます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、公社に関しましては、やっぱり法人格を持った団体ですので、法的には解散あるいは新設ということが適切な方法だというふうに思っております。

次に、指定管理者制度に関しましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、これは平成15年9月2日に施行されております。経過措置として3年間あるわけですから、18年の9月までは従来の管理委託制度を存続できるということで、年度内にそういった方向性を見きわめて、そして来年度へ向けて管理者制度を導入するかどうかしていきたいというふうに考えておりますが、その施設によってはやはり管理にノウハウとかあるいは専門性を必要とするような施設もあろうかと思えます。

例えば、畜産総合センターであったり、モデル農場であったり、あるいは満天星であったりとかいうようなものは、やはりそういった専門性を必要とする施設もありますし、また一体的に管理した方が効率的であり効果的な方法だということで、内浦の総合運動公園の施設なんかも体育館あるいは陸上競技等もありますので、そういったものもろもろ含めながら今年度内に方向性を見出していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 公社の統合の関係につきまして、これからの進めていく段階という中で余り深く追及もしたくないんですが、ぜひ今までの作業等々職員の処遇、いろいろな問題を考えますと、今の公社職員というのはどこの施設も数字に追われていますが、かなり私は甘やかすわけではないんですが、頑張っておられると思えます。

そんな中で少なくともこの公社の統合に関しては、先ほど私言いましたように、公的な町民の方々が公益を得るかどうかとか、職員の問題、そしてまたいろいろな諸問題が発生すると思えますが、少なくとも現場を預かる職員の意見を本当に重視しながらこの統合に取り組んでいただきたいな。担当課長等々の施設長等もいいんですが、本当に若い人たちの働いている方々の意見を多く取り入れて慎重な統合をやっていただきたいな。やってみただけでもということでは大変残念なことになりますので、そこらあたりを慎重に統合していったっていただきたいと思えます。

次に、私が申し上げました指定管理者制度でございますけれども、大変に私も書類等々

を集めながら勉強させていただきましたが非常に難しい。私以外の議員の方々もご存じかもしれませんが、簡単に指定管理者制度と委託管理の違いというものをいま一度、私の思いと違っていただいた部分もあるかもしれませんが、ご答弁を願いたいと思います。どういったところが特に違うのか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、指定管理者制度と管理委託制度ということなのですが、管理委託制度というのは、公の施設の設置者である地方公共団体との契約に基づきまして具体的な管理の事務、または業務の執行を行うものであります。当該その公の施設の管理権限及び責任は設置者たる地方公共団体があくまでも有することから、利用料金制度は認められても、行政処分に該当する使用許可等は委託できなかったということでありまして、

また、管理受託者になり得る者に関しましては、政令で定めました地方公共団体の出資法人あるいは公共団体、公共的団体に限定されていたのが従来の管理委託制度であります。

15年に制定されました指定管理者制度におきましては、公の施設の管理に関する権限をその指定管理者に委任して行わせるものでありまして、指定管理者は利用料金制度のほか行政処分に該当する使用許可も行うことができるとしておりますし、またこの場合、設置者たる地方公共団体は管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の管理権限の行使について設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行いまして、またその指示に従わない場合には指定を取り消すことができるとしております。

また、指定管理者となる者につきましても、法人、その他の団体と法に定められておりますので、民間事業者の方もなれるが個人では指定できないということがこの指定管理者制度であるというふうに認識しております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 部分的に微妙に私の思いと違ったこともありますが、ほぼそうなのかな。非常に私、この指定管理者制度を適用することも大事でもありますし、また適用するに当たって統合と同じで大変危惧される点もあろうかと思っております。この管理者制度を運用することによって行財政改革につながろうかとも思いますし、私が質問の中でお話しして

おきました今の段階で町長の思いですが、公募をしたときに参画の方がおいでるかおいでないかはそれはわかりませんが、こういった施設については公募を取り入れた形の中で行革を考えていかなきゃならんというようなものがございましたら、例えば最後にはどういう形なろうともありましたらお聞かせを願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） こういった施設というよりも、それと採算性とかそういうことを別にしまして、やはり公社の事業部門といいますか、例えば宿泊施設あるいは食事提供施設、そういったものは当然その指定管理者制度に上がってくる施設じゃないかなというふうに思いますし、また美術館とかあるいは運動公園等はそういった方がいらっしゃれば結構な話なんだろうが、それは例えば町直営という形の方向性も見ながら検討していかなきゃならないのかなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 時間等々もございますので、最後に指定管理者制度でまとめてお話をさせていただきます。

例えば条例の中に、一昨年9月以降の条例が発令した後の新設の施設については指定管理者制度をとるかもしくは直営でやりなさいよ。自治法が改正されたときにもうスタートしていた施設については来年9月1日からですよ。そういう法律だったと思うんですが、今、深層水の施設あるいは昨年にオープンしたなごみ等については問題がなかったのかな、どういったようなクリアをされておるのかなと私危惧したことがあったので、それを1点お聞きしてこの件について質問終わりたいと思いますが、この件についてです。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 当然、平成15年の法施行後の施設としては、なごみあるいは海洋深層水というのはそういった制度を取り入れるような方向で進めなきゃならなかったのかもしれませんが、従前の管理委託制度もありまして、ほかの施設との兼ね合いあるいは絡みも

ありまして今回はそういった方策をとらずに公社への直接の委託という形にさせていただきましたが、先ほども言いましたように、来年の9月にはそういった見直しを含めて今年度内に検討していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） ぜひ、いい統合であり、指定管理者制度を運営していただきたいと思っています。

私の質問の最後の聴覚障害者の対策と取り組みについてお伺いをさせていただきます。

町長ご自身の先ほどのご答弁を、私の今申し上げることに対して町長ご自身の答弁が本当に、何ていいますか障害者の方々に適切なご答弁だったか。過去にあった事例等々を聞いておりますので、挙げてみて町長の判断を願いたいと思います。

まず、阪神・淡路大震災で大変に避難の指示等がわからなくて大変な目に遭った。また、当然その震災のときに食料を含む支援物資等々の情報が入らず健常者の後回しにもなったり、またはボランティアの方々が食料を持って入ってきたときに順番にすらつけなかったという事例があったそうでございます。大変に聾啞の方々がこれを聞きながら、近辺の聾啞者の方々も大変そういった災害等々のときの心配を多分に持っておられます。

また、ある老人ホームで聾啞の方が入所した。そのときに意思の疎通が図れない、ひとりぼっちの世界に入ったために、専門用語ではどういう表現をすればよろしいんですかわかりませんが、自分を壁にぶついたりするような非常な事態になったような話もお聞きました。そんな中で、この奥能登地方に大変なる災害が発生したときには、私どもはどのような被害の情報を入手すればいいんだというような観点で非常に心配をされております。

そしてまた、社会参画をしたいんだけど、いろいろな町の行事や文化講演等、また地区のいろいろな行政側の説明にも出向きたいんだけど、どうしても手話の方もいない、そういう中で情報不足が多くて日々を不安で過ごしておる。このような、一部かもしれませんが、これほど悩み多きを抱えていらっしゃる視聴覚障害者の方々に対して、町長の先ほどのご答弁は少しばかり寂しいものがあるのではないのかなと私は思います。

まとめて時間の関係もありますのでお話しさせていただきますが、去年の8月に聾啞者の方々が行政センター内に手話通訳者を2名、相談者を1名という形で県の方にもご依頼

をし、奥能登県内の自治体に回られたそうでございますが、そのときの後の執行部としての対応はどうであったのか。

あるいは、先ほど町長が言われた、役場の職員に手話の資格なるものを取らせて非常に懸念するといえますか、難しさが数多くある。だけれども、私に言わせれば優秀な役場職員がたくさんそろっておりますので、手話通訳士なるものの形じゃなくても日常のコミュニケーションが図られるような方々を育てる意思。そういう講習会をつくりながら訪れた方に意思疎通を図るための努力をいち早くとっていただきたい。そういう意思があるのかどうか。

そしてまた、最後に災害等の話に戻りますが、今、通信網が整備されます。時間がないので急いでしゃべりますが、まとめてご答弁願いたいと思います。

昨年の最後の議会に私は、子供たちを事故やいろいろな傷害から守るためにＩＴを利用することがあると言いましたが、今このＩＴを利用して聾啞者の方でも携帯を持っておられます。聞けないけれどもメールができるということで。このメールに情報提供できるような、せっきく十数億の費用をかけるんですから、ぜひそのあたりも考えてまとめてこの聾啞者に対する社会参画への道を開くべく、町長の温かい意思を述べていただきたいと思っています。

最後に、私が聾啞の方々に習ってきた手話をさせていただいて私の質問を終わりますが、ぜひご答弁を願いたいと思います。

最後に私の手話を見ていただきたいと思うんですが。(手話実演)

15番(宮田勝三) これは、前向きに検討していただく、考えていただく、いただきますように申し上げますということなんです。私も習いました。非常に日常の会話にこれ程度ぐらいはできると思うので、職員にもいち早く養成をしていただいて聴覚障害者の社会参画への道を開いていただきたいが、まとめてご答弁を願えれば私の質問はここで終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(大谷内義一) 町長 持木一茂君。

町長(持木一茂) 確かに、今ほど宮田議員さんがおっしゃいましたけど、手話の通訳というのは非常に大切なことだと思っております。また、そういった聴覚障害者になられた

方に関しましては、聴力を失った時期とかあるいは原因、聞こえの程度によっても手話でいけるのか筆談でいけるのか、あるいは読唇といいますか唇を読んでやるのかということで、一人一人そういった方法というのは違うかというふうに思います。また、その中でやはり災害に遭われたとき、あるいは老人ホーム等でのそういった痛みもわかります。

また、災害に関しましては、今現在、能登町として仮の防災計画を立てておりますが、そういうところにも障害者の方への配慮というか、新能登町としての防災計画の中には盛り込んでいかなければならないのかなというふうに感じております。

また、そういったことでは日ごろからやはりそういった方々とのコミュニケーションをとることが地域としては大事なんじゃないかなというふうに思います。やはり、そういった方を決して一人にするんじゃなくて、地域として支えていくということが大事じゃないかなというふうに思っております。

また、メールに関しましては今年度から消防関係者へ事故とか災害の出動のメールシステムを構築しております。そういった方にメールが使えるのかどうか、あるいは避難場所等の指示ができるのがどうか、検討というか研究させていただきたいなというふうにも考えております。

また、そういったものを使うことが可能ならば、聴覚障害者の方にも少し明るい兆しも見えるのかなという気がしますので研究させていただきたいというふうに考えます。

15番（宮田勝三） 一言だけ。

今、町長のご答弁を期待して私の質問を終わりますが、補足させていただきます。

先天的に生まれたときに聾啞になっていた方が20名近くおいでるそうです。20名といえども町民でございます。ぜひ住んでよかった町、町長のスローガンでありました住みたくなる町にすべく努力を願いたいと思います。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） 以上で暫時休憩いたします。午後、13時より開会いたします。

午後0時05分休憩

議長（大谷内義一） それでは、会議を再開いたします。 次に、8番 奥野清君。

8番（奥野清） 皆さんもご承知のとおり、この議場は旧上町小学校の体育館でした。そして、私の母校であります。この地区の子供たちのためならと、どんなことでもとても協力的な地区でした。統合や合併でこの学校が議会庁舎となったからには、この議場で大いに議論をし、能登町の発展につながることを願いながら通告どおり一般質問をさせていただきます。

地域がみずから考え、行動し、国がそれを支援するという基本方針のもと、2003年10月24日に小泉首相を本部長とする地域再生本部が発足し、全国の都道府県や市町村からそれぞれの地域の実情に合った地域の活性化を募り、地域再生推進プログラムが2004年2月27日に決定以来、地域限定で規制を緩和する構造改革特区の認定と地域再生計画地域の認定がなされました。しかし私はこのとき13日に通告したんですが、今現在認定はされましたので少し路線変更になるかと思います。改めて報告いたして質問に入ります。

本年4月1日から施行された地域再生法に基づき、新たに道路や污水处理、港整備の3事業を対象とし、複数省庁の補助金の一部を統合する地域再生基盤強化交付金を使用可能となったことから、この申請件数は全国で454件、県内でも11件と急増したとの報道がなされていました。本町でも、県との共同申請で、「能登町『ひと・くらしが輝く自然のめぐみのまち』再生計画」の名称で認定申請をされたと聞いておりましたが、去る17日、北陸地方整備局より交付金予算配分額が発表となり、今回申請した奥能登4市町では最高の8,100万円に決定し、道路整備交付金として箇所づけがされたことが報道されました。

大変喜ばしいことではありますが、反面、19日の新聞紙上では交付金の配分について省庁と自治体の間に事前調査があり、内閣府が内容の審査と配分の権限をいう調整機能を果たしていないではないかという一部報道もなされております。そういったことから踏まえて、事業の申請に至った経緯とその内容討議に説明を求めます。

次に、我が町の情報ネットワークについて質問いたします。

3庁舎間が光ケーブルでつながり、行政情報行き交う地域公共ネットワークとしての利活用の一歩が踏み出されております。また、住民側への情報ネットワークといたしましても、未整備でありました内浦地区については告知放送施設整備事業とあわせてケーブルテレビ整備事業が約4億円がこの本定例会に計上されています。

この財源の一部でありますところの国の総務省の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金を獲得に当たりましては、旧3町村の町村長の国、県への熱心な働きがあり実現したものと私は理解をしております。持木町長を初め旧内浦田形町長、山口旧柳田村長のご苦勞に対し、感謝を申し上げる次第です。残念ながら、この国の財政事情から、ことし1年で内浦地区全域の整備ができるわけではありませんけれども、能登町すべての地域にケーブルテレビネットワーク整備をし、住民への行政情報伝達をスムーズに行うという情報通信格差是正の解消に道筋がついたことは大変喜ばしいことであります。

内浦ケーブルテレビ促進協議会からも、本定例会にケーブルテレビの早期整備の請願が提出されておりますが、ここで町長にお伺いいたします。

先ほど申しましたが、今年度の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業では内浦の小木地区しか整備できません。新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費は単年度の事業と聞いておりますので、来年に松波地区、残りの地区に国庫補助金がつくことは約束されておられません。

そこで、もし来年、国あるいは県の補助金が見込めない場合でも、町長は内浦の残りの施設を来年度整備を約束していただけますか、お伺いをいたします。

さて、次に能登町情報化戦略について質問をいたします。

柳田地区においては、冒頭申し上げましたとおり能都、内浦、柳田の3庁舎間を光ケーブルが結んであります。公共ネットワークといいます。各家庭まで入っているテレビネットワークを使用することで地域内電話、旧柳田村は村内電話と呼んでおりました。それを使うことによって、柳田庁舎はもちろんのこと、内浦庁舎でも、能都庁舎でも役場に無料で電話がかけれます。このような電話、身近な機械をとってみましても、情報化の恩恵にあずかっていることが身をもって理解出来るのは、地域住民としては大変ありがたいことです。

このように有線テレビに線、つまりケーブルは、ただ単に町の出来事がわかるような自主テレビ放送を流すだけではなく、電話やインターネット、いろいろな使用形態が考えられるのであります。

いつでもどこでもだれとでもがネットワークにつながった情報化の恩恵にあずかる社会をユビキタスネット社会というそうです。例えば、ユビキタスネット社会を実現する地域情報戦略化という平成17年3月18日に出されました。地域における情報化の推進に関する検討会最終報告の中では、産婦人科を訪れた個人を例にとってこんなふうに説明をされて

おります。

妊娠していると診断されたら、受診した産婦人科の受付で市町村に妊娠届が提出でき、母子手帳が受け取れる。次に、出産を間近に控えて入院している産婦人科の受付で市町村に出産助成金の申請ができる。最後に、無事出産後、入院している産婦人科の受付で市町村に出産届が提出でき、出産育児一時金が申請できる。これは、ネットワークがつながっていれば一々役場の窓口に行かなくても届けを出したり申請をしたりできるようになるという例えでございます。

また、例えとして、ひとり暮らしの高齢者の家にある電気ポットにつないで、ポットのお湯が消費されているかどうかという情報を介護支援センターでチェックするシステムがあるそうです。そこで暮らしをしているおじいちゃんやおばあちゃんがお茶を入れて飲むことで、毎日ポットのお湯が変化があれば安心。ポットのお湯が減った形跡がなければヘルパーさんが駆けつけるというぐあいに情報を使うわけです。

このように、家の中に入ってるケーブルの中で一番身近なテレビの線は、ケーブルテレビというネットワークにつながっていることでいろいろな使い方が可能性があります。

町長は、このような住民の一番身近なケーブルテレビのネットワークを能登町の情報化のためにどのように使用していくか、お考えをお聞かせください。

もう一つ例をとって挙げます。旧柳田村では、ケーブルテレビの線を利用して健康支援システムが稼働しておりました。これは、介護支援が必要な高齢者や循環器疾患のある方の自宅などに置かれた健康端末によって血圧や脈拍、体温といった健康基礎情報を計測し、その集まったデータを役場の保健師や看護師が見て、その人の個人にアドバイスを返すというものです。また、公共機関の窓口には一般の方が使用できる装置が置かれております。

ＩＣカードを入れることによって、自宅に置かれた装置と同じように個人の計測データがコンピュータに蓄積され、保健師、看護師の助言を受けられる仕組みになっております。

高齢化社会を迎え、能登町の住民が健康で仕事ができる環境への支援は、持木町長が訴える福祉のまちづくりを初め産業活性化のまちづくり、交通情報のまちづくりと住民の快適な生活を支える根底の基盤とし、町にとっても大切なことだと考えますが、これらシステムの能登町全域への普及啓蒙についてはどのように考えているのか、担当課長の説明を求めます。

以上で質問とさせていただきますが、場合によっては再質問させていただきます。

以上で終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、奥野議員の第1番目の地域再生計画に関しましては、るるご説明いただきましたので省かせていただきますが、議員ご指摘のように、今年度道整備交付金ということで能登町としての整備をさせていただきたいというふうに考えております。

事業概要につきましては、羽生から十八束に及ぶ広域農道能登内浦地区と基幹町道を集中的に整備しまして、農水産物の物流効率化を図るもの。そしてまた、鮭尾地区におけます林道唐杉線の舗装、柿生地区の林道柿生線の舗装等を行いまして森林へのアクセスを改善し、森林指標の効率化を図っていこうということで、今年度道整備交付金を認可いただいております。また、来年度に関しましては公共下水道と集落排水を組み合わせた污水处理施設整備交付金を受けるための地域再生計画を申請する予定にしております。

今後につきましても、通常の一般補助事業の導入はもちろんでありますが、この交付金制度を活用しながら能登町の活性化を図って事業を促進してまいりたいというふうに思っております。

次に、有線テレビに関しましては、旧内浦地域へのケーブルテレビの整備については早急な整備に努力していきたいと思っております。本年度は小木地区周辺の整備のための予算を計上しておりますし、しかしながら国の方は補助事業の見直しあるいは廃止の方向を示している現状も踏まえまして、今後も直接投資を行って施設を維持するのか、あるいは民間事業者の協力を得るか真剣に検討すべき時期には来ているというふうに思っておりますが、来年度も引き続き松波地区の方を整備したいというふうに考えております。

また、時間と距離に関係なく利用できる情報網の整備というのは、教育、保健福祉、産業等あらゆる分野に活用できる有効な手段であるというふうに思っております。採算の問題から民間事業者による整備がおくれているのが現状であります。当町の通信網の整備は行政の仕事であると認識しておりまして、積極的に努力していきたいというふうに考えております。これによりまして、議員おっしゃるような旧柳田村の村内電話を超えてIP電話という形にしていくことによって能登町外のところとも非常に安い無料に近い料金で電話網がつながるということが整備されますので、積極的に整備していきたいというふうに考えております。

また、ケーブルテレビ網の情報化に関しましては、やはり最近は個人情報流出の問題

から個人情報保護法も整備されておりますので、今後はセキュリティの問題を十分に検討しながら情報化を進めてまいりまして、いろいろなサービスに反映させていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様にもご協力いただくことをお願い申し上げたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 担当課長の答弁必要ですか。

8 番（奥野清） はい、してください。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治） 奥野議員のご質問にお答えいたします。

高齢化が進んでいますこの能登町で、すべての人が住みなれた地域でいつまでも健康で生きがいを持って生活できる環境づくりが大切かと思っております。社会的にも健康づくりを支援していく体制も重要な課題となっておりますが、要介護状態にならないためにも健康寿命を伸ばす施策を展開していかなければならないと思います。

そこでご質問ですが、旧の柳田村で、議員が言われましたとおり、ひまわり健康支援システムというものを導入しております。これは、ひとり暮らしの10名の方にテレビ電話を設置し、多花楽会の職員と交信ができております。

それから、柳田庁舎では健診の結果をもとに対象者を選定いたしまして、これも10名の方に各家庭で血圧計を設置し、それが庁舎の保健師等の指導のもとで在宅で健康管理を行っております。

また、柳田庁舎を初め8カ所の公共施設には健康管理端末機を設置しまして、カード等を利用し血圧等の送信、蓄積を行い、必要に応じて保健指導を行っております。しかしながら、現在のシステムでは利用状況からもいろんなメリット、デメリットもあるかと思えます。

町民の健康を守ることから、利用効果を考え保健福祉サービスを充実させていかなければいけないと思っております。合併により地域が能登町全域にCATV網の整備を推進し、すべての町民が安心して暮らせるような保健指導や生活指導を行い、健康づくりの支援、指導、総合的な医療体制と福祉の向上につながるような施策が大切かと思っております。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 8 番 奥野議員さんの質問に答えさせていただきます。

今ほど健康福祉課長が申し述べられたとおり、システム制度につきましては現在の高齢化社会での住民が快適な生活を送れることだと位置づけておりまして、自分での健康管理は不可欠であることから、有線テレビを通じての啓蒙、また普及についても今後検討していきたいと思いますので、よろしくお願いしまして私の説明とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 8 番 奥野清君。

8 番（奥野清） それでは、再質問させていただきます。まず、町長にお伺いいたします。

松波地区とはおっしゃいまして、来年度で旧内浦町の整備は全部終わると理解してよろしいんですか。

それと、私がこの質問に対しまして課が4つ加わっております。総務課、広報課、介護課、健康課というように、そういうことで質問させていただきましたが、私の言いたいことは、施設とすれば柳田はケーブルテレビ、そして旧能都町は光ケーブルはわせてCATVとかいろいろ程度が違うんですが、まずそういうエゴを捨てていただきまして能登町の情報網だと理解をしていただきたい。そして、これからそういう横のつながり、保護法も言われましたけれども、やはりそういう担当課でチームワークをつくっていただいて情報化の整備をして一体化をしてほしいというのが私の提案でございます。

それと、6月10日でしたか、奥能登5市町の通信情報システム担当者会議が開かれまして、広域圏のネットワークの研究会が開かれたことを報道されておりました。やはり能登町からそういう情報網整備をしていただきまして奥能登の情報網の核となってほしいということを私は強く要望いたしまして、質問とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 先ほども言いましたが、国の補助制度が見直しされるということなんですが、新世代ケーブルテレビ事業が国の国庫補助がつくつかないにかかわらず、松波地

区の整備はしていきたいというふうに思っております。

また、いろんな答弁の中で便宜上旧柳田、旧内浦というふうに申し上げておりますが、能登町は一つということで、情報に関しましても格差をなくすために頑張っていきたいというふうに考えております。そのためにも、議員の皆様初め町民の皆様が能登町ということで考えていただければなというふうに思います。

議長（大谷内義一） 8番 奥野清君。

8番（奥野清） わかりました。答弁をいただきまして、今後ともケーブルテレビ情報網にも私なりに勉強したいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 次に、3番 向峠茂人君。

3番（向峠茂人） ただいま議長より一般質問のお許しがあったので質問をさせていただきます。

まず冒頭ですけど、3つの旧三郷が夢を同じくということで3月1日より合併し、新しい町ができたのでございます。その4月には持木町長が無投票ということで大変喜ばしい結果になりました。しかし、この中には旧三郷の首長である山口、田形氏の新生能登町を思う強い心がそうさせたとは私は認識をしておりますし、もちろん町長もそのことは十分に胸のうちにわかっていることだと思います。

そういうわけで、町長は4月の所信表明にもその責任をひしひしと考えると答弁されております。どうかそのことをいつまでも忘れないようにひとつ町政に当たってほしいと思います。

そして、この所信表明の中の新町のキャッチフレーズが「奥能登に、ひととくらしが輝くふれあいのまち」と述べられております。ぜひそうあってほしいものです。奥能登に面積と人口とトラブルがふえた町と、そう言われないうにひとつ執行部も、議会も真剣に当たっていきたいと思います。

そこで、町民の不安を一つでも除くために、私はこの能登町の防災体制ということに大変深い関心を持っております。そこで、能登町の防災体制について町長の所信をひとつお

伺いたい。

昨年は史上最多となる台風の上陸や新潟、福井県等に集中豪雨が発生しました。また、暮れにはスマトラ沖で発生した巨大地震による大津波で、インド洋沿岸を中心に未曾有の被害があり多くの犠牲者が出たことは記憶に新しいところです。

そこで、地震について少し述べさせてもらいますと、地震の専門家の中には日本海沿岸部に大地震が起きないまま岩盤のゆがみがたまり続けていると見られる地震の空白地域が5カ所あると指摘されております。その一つが能登半島東方沖、すなわち珠洲市と佐渡の中間でございます。しかしながら、ことし3月にはこれまで地震と無縁と思われていた福岡県西方沖での地震が発生しました。このことは、もはや日本のどこにでも地震が起きても不思議ではないのであります。ここ能登町で起きないという保証はどこにもないのです。3月に合併したからといって、地震を初めとする各種災害は待っててはくれません。

地震による津波の速度は時速700キロ、新幹線の2倍であります。もし能登東方沖でマグニチュード7以上の大地震が発生した場合、小木港へは3.8メートル強の津波が9分間でやってきます。また、宇出津港においては3.5メートル強の津波が15分でやってきます。このわずかな時間の中で住民の生活を守らなければならず、ゆえに日ごろから行政並びに住民が防災意識を維持する重要な課題であると思うが、町長の考えはどうか。

この秋には県の防災総合訓練が能登町で開催されることになりました。この機会に住民に積極的にこの訓練の参加を願い、ふだんから災害に対する備えに心がけてもらい、万一の際には行政機関と住民が連携し合うことができるように有意義な価値ある訓練でなければならないと思います。

そこで、あってはならないことですが、万一当町において各種災害が発生、もしくは発生するおそれがある当町の防災体制や考え方について、町長の所信をお伺いしたいと思います。

第1点目として、各種災害が発生した場合、旧三郷の住民がまずどこへ避難すべきか。避難所へのルートの周知を図っているのか。また、限られた時間の中で体の不自由な方や寝たきりの方、いわゆる災害弱者の避難誘導についてはどのような体制になっており、避難所は災害弱者が避難しても十分対応できる構造や環境になっているのか。

昨年の集中豪雨で被害を受けた新潟や福井の市町では、災害弱者の避難誘導マニュアルがあり、地区ごとに誘導員が決められていたそうです。しかし、誘導員とされている方が、自身がそのことの事実すら知らずでいたと聞いております。これらのことを踏まえてご答

弁願います。

第2点、避難指示と避難勧告についてであります。

新潟県、福井県を襲った集中豪雨や台風23号により大きな被害をこうむった兵庫県、京都府では、市民に災害情報が伝達されていながら、市民が避難指示と避難勧告の違いがわからず被害が拡大したと聞いております。

このようなことから、国においては、避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できなかったことを受け、避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインが作成されると聞いているが、当町においても当然のことながら住民に対する避難指示や避難勧告の基準があると思うが、避難指示や避難勧告を出す権限はだれにあって、その権限を有するものが不在の場合はだれがその指示を出すのか。その不在の場合の体制はどうなっているのか。また、避難指示と避難勧告の違いが住民に周知されているとお考えか。

昨年の災害時の教訓や国の動きを受け、今後どのようにして生かしていくのか、町長にお尋ねしたい。

第3点、防災のかなめとなるべき役場や能登消防署本部が海岸に近いというところに位置している。津波が襲ってきた場合果たして大丈夫なのか。万一、地震による建物の崩壊等はもちろんのこと、冠水によって防災資機材が使用不能になった場合。また、防災本部として機能をせず孤立したときの対応はどうなっているのか。代替機能本部についてもお答えしていただきたい。

また、宇出津地区、小木地区においては大変家屋が密集しています。地震、津波等で多くの家屋の被害が予想されます。その場合、住民の生活を担う仮設住宅とその候補地、またそのライフライン等の対策は十分に検討されているのか。私は、統廃合によって使わなくなった旧小中学校を仮設住宅としてひとつ利用するのも方法ではないかと思っています。もちろん、災害時にちゃんと建っていればですけども。

最後に、新聞報道等によりますと、昨年発生した広域的な災害に際して、非常用電源の不備や住民の対応に迫われ県への報告がおくれたため、結果として自衛隊の派遣など被災地域全体の初動体制の確立がおくれたと聞いています。そのことは、周辺市町にも大きな影響を及ぼすことでもあり、能登町の場合、このようなときの報告体制は万全なのかお伺いしたい。

ちょっと余談になりますが、6月15日の中日新聞の社説に「減災社会の構築」ということで、災害が減るということで、3つの「助」。1つは、自助。自分で助ける。2番目に、

共助。ともに助ける。3番目に、公助。公の助け。この3つを唱えております。この字のごとく一々説明しなくてもわかると思いますけど、天災等の被害を少なくするには、やっぱり個人、地域、公の機関が常にやるべきことをやっていなければならないと思います。

社説で最後に、「我が国は地震の巣の上に乗っており、台風の通り道でもある。自然災害から命や財産を守るためには、自助あつての共助、公助であることを肝に銘じたい」と述べております。

災害はこれまで多くの教訓を残しております。能登町においては、事前に万全の対策を講じられ、住民が安心して暮らせることを切に願って私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 向峠議員の防災体制についてのご質問というふうに受け取らせていただきますが、やはり災害というのはいつ起こってもおかしくないですし、どこに起こってもおかしくないというのが現状で、議員のおっしゃるとおり、この石川県にもいつ起こってもおかしくない現状であるというふうに認識しておりますので、やはり防災体制というのはしっかりとっておかなければならないというふうに感じております。

また、今現在、能登町の地域防災計画に関しましては合併時における暫定的なものでありますので、早い時期に能登町防災会議の審議を経まして、本計画としての知事との協議を行い、正式に制定、そして公表したいというふうに考えております。

また、地震の話もされましたが、中越地震あるいは阪神沖の地震に関しましても、この地震の種類が違うということも報告されております。阪神・淡路大震災の場合は、一過性といいますか、大きな地震が1回あって、あとは小さな余震が続いたというものです。また、中越地震の場合は、意外と大きな余震が何度も何度も続いたということで、石川県にもし地震が起こるならば中越型の地震が起こるんじゃないかということでもあります。そうなってくると、避難場所へ避難した方がそこで余震に遭われてまた災害に遭うというようなことも言われておりますので、そういった避難場所というのはきちんとした形で整備もしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、避難場所に関しましては、能登町になりまして全世帯に配布しました「くらしの便利帳」の方に避難場所は掲載してありますので、町民の方にはぜひその場所をご確認いただきたいというふうに考えております。

また、避難所のルートの周知につきましては、これまで各町村でも防災訓練を実施しておりますが、その折に各地区の避難所の案内とともに自主防災組織であります町内会、あるいは区長会、そしてまた女性防火クラブといった方々と連携しながら避難場所へ円滑に移動できるような安全性の向上に努めております。

また、議員おっしゃるようなひとり暮らしの方あるいは体の不自由な方の災害弱者という方に関しましては、日ごろから対象者がいる家庭の把握を努めておりますし、また区長あるいは福祉相談員との協力を得て避難誘導體制の確立にも努めております。

また、避難勧告、避難指示の命令者はだれかというお話なんですが、やはりそれは対策本部長である町長というふうになると思います。また、何らかの理由で本部長となるべき町長が不在の場合の順位なんですが、第1順位としては、やっぱり副本部長。これは、助役、収入役、教育長が当たることになろうかと思います。また、第2順位としましては、対策部長であります総務課長がこれに当たるというふうに思います。また、第3順位的には、総合サービス課長がこれに当たるというような順序立てでやっております。

また、避難勧告というものは、居住者に対しまして立ち退きを勧め促すものであるということで、あくまでも強制するものではないというものであります。また、避難指示に関しましては、被害の危険が切迫したときに発せられるもので、勧告よりも拘束力の方が強くなっているということで、この辺も住民の方にはぜひ認識していただいておかなきゃならないことではないかなというふうに思っております。

また、住民への周知につきましては、行政の防災無線がありますし、あるいはサイレン、広報車等を使用しまして、迅速かつ安全に避難できるように周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

次に、地震などの大災害の対策本部というのはやはり能登町役場の本庁舎、能都庁舎となろうかというふうに思っております。しかしながら、この建物は耐震対策がなされていないこともありますし、また議員ご指摘のように海のそばにあるということで、津波などを想定した場合を考えますと、やはり海拔が4メートル以上かつ耐震対策が完了している場所を対策本部とするのが必要かというふうに思っております。

また、仮設住宅に関しましても、阪神あるいは中越地震を見ますと、学校のグラウンドに仮設住宅を建設ということが見られましたが、日々復旧が進むにつれて学校の運営にも支障を来すということで、グラウンドではなく、議員がご指摘のような統合後の空き校舎を使うのも非常に利用のしがいがあるんじゃないかなというふうに思います。そういった

点では、対策本部の代替機能としてもそういった場所も使える可能性はあるというふうに考えております。

また、ライフライン対策につきましては、水道につきましては水道課、道路につきましては建設課、電気、ガス、電話につきましては関係事業者等との緊密な連携によりましてその体制の確立に万全を期したいというふうに考えております。

また、広域的な災害といいますか、災害発生時にはやはり初動体制の確立等が今最も重要であるというふうに認識しております。そのことから、本年度より、先ほども少し申し上げましたが、関係職員への携帯電話への一斉メール送信を可能とする体制も構築いたしました。非常電源の備えつけにつきましては、各庁舎に非常用の防災無線発電機が設置されております。もちろん、これらの保守管理に関しては日ごろより徹底しておりますし、今後とも引き続き点検管理には徹底してまいりたいというふうに考えております。

また、向峠議員には日ごろ消防団活動にご尽力いただきまして、そしてまたここにいらっしゃる奥野議員にも消防団活動にお力添えいただいて、町民の安心、安全のために日ごろボランティア精神で活動していただいていること、改めてお礼申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 次に、32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） 通告いたしました4件につきまして、町長及び総務課長に質問いたします。まず、職員の給与と職場環境に関してであります。

今日、一般社会では勤労者の賃金は成果主義が普及しつつあります。成果主義は、単に人件費の削減をするのではなく、目標に向かって戦う体制をつくることであります。共通の目標、意思の疎通、意欲の動機づけなどであります。公務員にはなじまない制度かもしれませんが、合併により、職員間に同等の仕事内容でありながら給料面で差が生じていると3月の臨時議会でも説明がありました。

給与に関する条例26条で、町長は、不均衡が生じた場合は早期に所要の調整を行うとなっております。先日の質疑のときも、管理職手当2割カットを行ったと説明がありましたが、それは所要の調整なのか。一般職は8等級制で、32号俸までの給料表が示されておりますが、調整を行う必要ありと思っているか。また、調整を行うならそれはいつごろか。また、勤続年数や職階だけで調整をするのか、生産性や能力等を見きわめた調整をするのか。

か、町長の考えを示していただきたい。

金銭面での評価の充実はもちろんですが、それを補完する形で職員のモチベーションを高める職場環境の整備がまず必要だとも言われております。問題ありとの職員の話も若干聞こえておりますが、職場環境のあり方に関しても町長はどのような見解を持っているかお尋ねをいたします。

また、今日、特殊勤務手当に見直しをいろいろ言われております。給与規定の中に特殊勤務手当が明示されておりますが、私の考えからすれば、その任に携われば当然あり得る勤務の日時や作業は当たり前であり、特殊勤務と表現されるに当たるのかなと思うものもあります。

8等級制を12等級制ぐらいにして、特殊勤務手当を見直すことも考えればと思いますが、町長の考えはどうかお尋ねをいたします。

次に、イベントの支援と組織強化育成に関してであります。

ノトキリシマツツジが能登空港に真っ赤に映えた5月のイベントは、たくさんの来場とキリシマの苗木が売れる様子を見ていて、交流人口の拡大を提唱している町長の思いが反映されていると思ったほど大きなにぎわいでありました。また来年もぜひ行ってくださいという県外の方の声も聞きました。ノトキリシマは地域のブランド品であると確信いたしました次第であります。ぜひ能登町の町花にノトキリシマを指定するよう提案いたします。

ブランドを生かしたイベントや交流人口拡大を目指すには、旧来の自治体が援助してきた旧来のイベントを2万3,000人の人たちのイベントにすると、根本的に組織のあり方を再検討して、運営方法や開催日時、会場、交通体系など見直すことが必要と思います。本年は旧来どおり行くとさきの質疑のときに説明がありましたが、作業に入っているものや計画が進んでいるものは来年度からの運営を見据えた考えのもと行ってほしいと願う次第であります。

グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど体験や滞在型の観光産業発展も、組織をしっかり確立しなくてはならないと思います。今日の状態は組織力が非常に弱いと思います。支援のあり方、PRなどの方法、常に研さんし、メニューのブランド化を図り、販売機関と十分意見を交換し連携を図る指導を担当課に要望するものであります。

町長は、各種イベントに対する支援方法や組織の強化育成を交流人口拡大の提唱にどのように結びつけていく考えか具体的に述べてほしいと思います。

次に、第3点でございます。納税や負担金の未納についてであります。

合併以前に生じた税や負担金の未納は、旧自治体で処理、結論を出すべきと私は再三柳田村議会でも申し上げてきましたが、努力の結果も一部出ているようですけれども、大半は持ち越されたことが前日の質疑のとき明らかになりました。16年度の決算委員会等で、旧来の持ち越し部分をどのように処理するか結論を出すべきと思います。町長の考えを明らかにしてください。

特別な収納チームを税務課に設置したとのことですが、この収納チームはむしろ総務課長のもとに置いて対処した方が私はよいと思いますがどうですか、お伺いいたします。

最後に、半島振興法に関してであります。

町長の選挙公約はまちづくり計画の中にも掲げてありますが、計画を着実に達成するには財政が伴わなければなりません。また、国、県の財政支援を求めねばなりません。政治力も必要であります。

先日、過疎法を生かした建設促進を強調されましたが、それはそれで評価いたしますが、国に半島振興法という法律があります。中身を拝見しますと、半島に住む各自治体が広域的に県を交えた計画書をつくり、関係大臣の同意を得なければならないとなっております。今日まで、半島振興法に基づき事業を行ったものがあるか、まずお尋ねをいたします。

町の建設計画に対し、特別な配慮を国に求めるとき、この法律を生かした運用がよいのではと私は考えるのですが、町長は半島振興法に対しどのような見解を持っておられるかお尋ねをいたします。

また、総務課長に伺いますが、半島振興法の財政面の支援の中身はどのようなものか説明を求めます。以上であります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、竹中議員の第1点目の職員の給与関係なんですが、これに関しまして職員間の給与の不均衡についてであります。やはり旧3町村及び2組合ともに基本的な給与制度というのはいずれも国の制度に準じておりましたので、制度としての大きな相違点はありませんでしたが、その制度の運用において幾つかの違いがあったためにそういった給与の不均衡が出てきております。その一つには、やはり昇任基準の相違があるかと思えます。

この件につきましては、能登町としての級別の昇任基準や資格を統一した後に、全職員

の履歴等について確認した上で必要に応じた対応や調整をしたいというふうに考えております。

時期としましては、この8月中に今後の給与制度改革の指標となります人事院勧告がある予定となっております。今年度は、給料表の仕組みを含めて20年ぶりの大きな改正がなされるというふうにも聞いておりますので、これを加味した上でそういった給与の不均衡を見直していきたいというふうに考えております。

また、非常に財政厳しい状態でありますので、そういった調整には複数年度かかるかというふうにも今のところは思っております。

第2点目の職場環境であります。これまで各3町村この能登町の誕生のためにいろいろと数年間にわたってきまして、職員が日常の業務以外に合併の業務を一生懸命こなしてくれたおかげで今日を迎えることができました。また、合併後の職員異動あるいは配置、住民サービスを第一に考慮した結果、やはり職務経験や能力を十分発揮できる体制づくりを前提に今回の人事配置もしております。

しかしながら、この3カ月を経て確かに修正すべき箇所も少しずつ出てきておりますし、職員自身にもなれない通勤あるいは手法の違いによる戸惑いなども見えてきて、疲れの蓄積もあろうかというふうに考えております。

しかしながら、新町の住民のためには、ここは一致団結して職務の遂行に当たれるよう、メンタル的な健康管理も含めまして快適な職場環境をつくる努力も必要かというふうに考えておりますので、職員の提案を求めながら対応していきたいというふうに考えております。

次に、3番目の特殊勤務手当の見直しについてであります。特殊勤務手当はやはり著しく危険で不快、不健康な、または困難な勤務等を対象に支給をされております。能登町におきましては、税務職員、ごみ・し尿処理関係職員、保育士、星の観察館職員、保健師、斎場職員、医療職員等がこの対象として支給されております。

最近、都道府県を初め全国の市町村で不適切な特殊勤務手当の見直しが進んでおりますが、当町におきましても新町誕生時に定率で支給されておりました保育士の特殊勤務手当の定額化を図っておりますし、今後も全種類の手当につきまして継続的に勤務実態に合わせた支給ということを検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、イベントに関しましては、さきにもお答えしましたように今年度に関しては旧町村のイベントをそのまま引き継ぐということで、町としてもそれを支援していきたい

いというふうに考えております。

そしてまた、イベントというのはその地域にとりまして、集客能力もありますし、またある意味では住民にとっての楽しみでもあろうかというふうに考えております。しかしながら、内容の類似したイベント等もあろうかと思いますので、来年度へ向けた統廃合につきましても検討しなければいけないというふうに考えておりますし、予算の重点的配分も考慮しながら来年度へ向けてさらに集客力のある、また楽しめるイベントとして再構築をしていきたいというふうに考えております。

次に、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの組織の強化なんですが、これに関しましても、やはり地域の活性化と元気な地域づくりを図る上でも有力な方策の一つであるというふうに考えております。

旧能都町におきましてはグリーン・ツーリズム推進協議会がありましたし、また旧柳田村、内浦町におきましても個々にそういった活動をされている方がいらっしゃいました。ブルーツーリズムにおきましても、旧能都町では海のグリーン・ツーリズム検討会というのを組織しまして意見を聞き、平成15年度より国、県の支援のもとで鯨を題材とした鯨楽旬談をメインに交流人口の増加を図ってきております。この事業に関しましては今年度も行う予定にしておりますが、今後は能登町としての新たなツーリズムの組織を設立して活動を活発化させていきたいというふうに考えております。

そういった組織を設立することで、会員同士の情報の伝達、受入体制の充実、情報発信の一元化を図りまして、そして新たな、そしてまた充実したメニューづくりを行うことによって効果が上がり、観光振興にも寄与するというふうに考えておりますので、そういった組織づくりもしていきたいというふうに考えております。

次に、旧3町村での持ち越しました公共料金等の未納対策というお話かというふうに思っております。やはり公平公正な行政運営という基本に立ちますと、この未納金をいかに少なくしていくかということが大切というふうに考えております。

具体的に申し上げますと、各担当所管課におきまして収納目標を立てます。その目標の中身については、現年度の収納率というのはこれは限りなく100%に近づけるのは当然というふうに思っておりますが、過年度の未納金をより多く集めるということも大切な一つだと思っております。そして、そういった具体的な数値目標を立てることによって各担当所管課が努力し、未納金が減らされるというふうになっていくというふうに思っております。

また、新設しました税務課収納対策室、これが新たな室なわけなんですが、そこが中心

となりましてそういった過年度分の未納金を中心に徴収事務を、あるいはそういった指導を行っていくことで未納金対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、それぞれの収納目標に向かいまして今後も確実に努力していきたいというふうに考えております。

次に、半島振興法の件なんです、これの支援措置の一つに財政上の措置というのがあります。これは、国土交通大臣が認定しました重要な道路について整備するときに国庫補助率が若干かさ上げされるというものです。能登町におきましては国道249号線がこの指定を受けておりまして、整備のための国庫補助率が一般地域よりも5ポイント高い55%とする特例措置を受けております。

そしてまた、この半島振興法に基づきまして新たな有利な地方債を起こしたり、あるいは地方債の枠を別枠で確保できるというものでは決してありませんので、したがって事業計画の推進に当たりましては今後も辺地債、過疎債、あるいは合併特例債などの有利な地方債を活用していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 議員の質問の中で、半島振興法について云々ということでありましたので、若干今町長が申し述べましたが、少し詳しくお話をさせていただきます。

この法律に基づく半島振興計画は、県知事が作成します。半島振興法による支援措置には、財政上の措置と金融上の措置、税制上の措置の3つからなっております。

まず、財政上の措置であります、国土交通大臣が指定した重要な道路について整備する際、国庫補助率が若干かさ上げになっております。能登町では国道249号線が指定を受けておりまして、整備のための国庫補助率が一般地域より5%高い55%という特例措置を受けております。半島振興法に基づいて新たに有利な地方債を起こしたり、地方債の枠を別枠で確保できるというものではありません。

したがって、事業計画の振興に当たりましても、辺地債や過疎債、合併特例債など有利な地方債を活用していきたいと考えております。

2つ目に、金融上の措置といいますのは、地域産業振興のための融資制度であります。半島振興に資するために認められる製造業や運送業を営む方が施設の新設や増設を行う際、日本政策投資銀行や中小企業金融公庫の融資が受けられるというものであります。

3つ目には、税制上の措置であります。企業の誘致や育成のために、所得税や法人税において特別償却と事業用資産の借りかえに対する課税の繰り延べを認めております。また、製造の事業の用に供する設備等を新設または増設した場合には、特別土地保有税を非課税にする措置もあります。

このほか、能登町では固定資産税においても課税の特例を認め、企業の誘致や雇用の拡大に努めております。

議長（大谷内義一） 32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） 今、お伺いいたしまして半島振興はあんまり大したものではないという説明でありますけれども、せっかくあるわけですから、同じような過疎法であろうと辺地債、これは全国どこでもやっぱりそれに該当するところはそれを使うわけですから、そうすると半島の利点を生かすということになれば、半島振興法というものはそれは特異な地域に限られてきますから、私は大いに活用の枠、範囲があると思います。

それから、財政的に決して有利でないというのであれば、もう少し半島にかかわるところの自治体が全国的に集まって、首長さん方が国にその法律の改正を私は要求すべきだと、こんなふう思うんですが、そのあたりの点についても町長に少しお伺いをしたいと思います。

なお、でき得ればその半島振興法を活用して、さっき雇用とかいろんな新設企業の補助とかありましたけれども、私はもっと大きく、例えば能登空港を、今三種空港ですが、これを二種空港ぐらいに直していくんだとか、そういうことをもっと県とともに歩調を合わせて、その辺にこの法律を適用していくような働きかけをし、そうすれば当然この空港は将来的に、例えば使い方ですけれども、二種空港になれば24時間空港にして外国の貨物便を入れることもできるわけですから、そうすれば能越道を使って大いにこの空港が発展していく。将来的には雇用の場やいろんな施策が出てくると、私はそう思いますし、もしまたさらに何でありましたら、この能登空港に隣接してアメリカ軍の海兵隊ぐらい連れてきて、能登半島というのは日本海に突き出ているわけですから、これは国の防衛政策から見ても私はそういう特異な地域であると、こんなふう思いますし、そのために法律の補助あるいは援助の枠が小さ過ぎるというのであれば、もう少しそういう関係者が集まって法律を改正していくような運動を町長は先頭に立ってやってほしいと思いますが、その辺を

お伺いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） この半島振興法に関しましては、昭和60年に議員立法ということで成立しまして、平成7年度に10年間の延長ということの時限立法でもあります。また、今年度さらに10年間延長されまして、27年度までの半島振興法の時限立法ということなんですが、非常に大事な半島振興法であればこそこういうふうに延長されてきているんだというふうに思いますので、さらに先ほど言いましたように国庫補助率が5%上乘せのかさ上げもあります。そういった利用法というのは十分これからも利用していかなきゃならないと思いますし、逆にもっともっと利用価値のある内容もあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も勉強させていただきたいなと思っております。

また、空港に関しまして、議員おっしゃるようにそういった24時間の貨物等の利用も能登半島なればこそ可能だと思っております。しかしながら、米軍の誘致に関しましては自分の頭になかったものですから、非常にこれは能登町だけの問題でもありませんので、奥能登全体で考えていかなきゃならないのかなというふうには思いますが、やはり奥能登全体を考えたときにもこの能登空港というのは貴重な財産であり起爆剤の一つだと思っておりますので、その有効利活用に関しては今後とも各市町との連携をとりながら行っていきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） 先ほど未納金については16年度の決算のときにきちんとそれを解決してはどうかと、こういうふうに言いたかったわけありますので、その辺の意思、考えありませんか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 未納金に関しましての16年度の決算での解決というお話なんですが、今非常にこの時期へ来ましてそれも難しい状況であろうかと思えます。ですから、これは

あくまでも旧３町村での未納金の持ち越しという形になりますが、そのような形で新町能登町で未収金の対策というのをとっていきたいというふうに考えております。

先ほども言いましたように、一朝一夕でできるものでもないですし、これはやはり住民の皆様のご理解がないことには前へ進まないことでもありますので、その辺の理解を求めながら、今後さらに収納対策室を中心に行っていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） すぐお答えできない問題だろうと思いますが、私はでき得ればそういう時期に、解決も必ずしも即納入、必ずしもそんなことばかりじゃないと思います。いろいろな方法や手段はあると思いますが、そういうものをその決算期にきちんと示して、そういう契約なりそういう形をして、その分を、16年度までの分を、新町に移ったんですから、ここでしっかり解決しておくのが私は今後においても一番いい体制になるんじゃないかなというふうに思いますので、そのことを強く要望いたしますし、さらに半島振興法につきましては、ひとつ全国の半島の首長さんのリーダーになっていただいて、もう少し法律の都合の悪いところは改正をしてまでも我々のためになるようにぜひ頑張ってほしいということを要望いたしまして、終わります。

議長（大谷内義一） それでは、10分間休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時25分再開

議長（大谷内義一） それでは、会議を再開いたします。次に、28番 小路礼一郎君。

28番（小路礼一郎） 私が通告しました３件につきまして、いずれも町長に質問いたしますが、できるだけ答えが見えやすいような簡潔な質問に努めたいと思いますので、よろしくご答弁方お願い申し上げます。

まず、１点目といたしまして、奥能登振興への対策についてであります。新能登町発足後４カ月目の本定例会において、当初予算の内容が審議される中で特に明確になったことは、旧３町村で積み残された課題事業がかなり多く盛り込まれた点において大いに多と

するにやぶさかではありませんが、一方で財政の硬直化が明白になっている点も否めない事実であります。

中長期的な視野でとらえれば、新町の未来は決して一方的に夢多きバラ色に見えがたい要素を含んでいることも考えられますが、生活基盤や産業発展の点から、今後、能登町は奥能登において人口等で合併間近な輪島市・門前町に次ぐ規模の基礎的自治体となるとしても、能登町単独での施策には限界があるものと考えられます。

真脇遺跡やブルーベリー栽培、そして海洋深層水事業など県内でも独特な事業がありますが、これらがより拡大発展をするためには、奥能登自治体全体の協調・活性化が必須要件ではないかと思えます。そのような観点を踏まえながら、前段として、奥能登における未合併自治体の今後の合併に対する意向提示の有無が注目されます。

去る5月31日、総務省は、新市町村合併特例法に基づき、2005年3月までに合併が決定されなかった地域を対象に引き続き合併を推進するために基本指針を告示し、各省庁が連携し新たな支援プランを今年8月末までに策定することを決めています。

具体的な組み合わせ指針として、1、生活圏が同じ地域。2、行政権限が強くなる政令指定都市や中核市、特例市を目指す。3、1万人未満の3ケースを上げ、都道府県ごとに構想の作成に当たって十分検討するための審議会を速やかに設置するよう求めています。

このことを背景に、奥能登における生活圏を同じくする地域の未合併自治体において、私見ですが、今後新たに何らかのリアクションの可能性があり、そのことに対する町長の予測判断と対応姿勢について伺います。

後段として、現在、奥能登広域圏事業については常備消防事業を除くと奥能登浮上の新規振興策が全く百年河清を待つ現状にあると言わざるを得ません。かつて、一時期県も出資した10億円の利子運用によるふるさと市町村圏構想も策定されましたが、当時年間約5,000万円の利子運用を構想しましたが、市町村の足並みがそろわず、バブル崩壊後、とどのつまり画餅に帰してしまいました。

長い奥能登広域圏事業の歴史の中で、今後も旧態を一新するような新発展策が余り望めないとしたら、新たに発想転換をして広域連合等により奥能登振興対策の検討ができないか、その可否についてお聞きするものであります。

次に、旧3町村の地域住民要望対策について質問いたします。

具体的には、旧3町村において採択されました請願、陳情と地域住民の要望案件について合併協議会でも検討されたものと考えますが、末端住民の耳目には全く届いていないの

が現状であります。生活環境基盤の改善や、その他盛り込まれた案件が数多くあるものがありますが、要望された地域住民の方々もこれらの実施処理、今後の対策の行方についてそれぞれ期待と不安こもごもの中で見守られているものと考えられます。

そこで、新町においてこれら要望事項を整理調整し、実現できるものについては対策の具体化、または困難なものについては明確に情報伝達を行うなど、住民の理解を深めながら新町内における地域格差の解消を図っていただきたいと考えるものであります。

終わりに、行財政改革についてお尋ねします。

初めの質問にも触れましたが、能登町の初の当初予算の事業内容は予想以上に旧町村に配慮されたものと評価しますが、財調及び減債基金の取り崩し額が約23億強と多額を計上し、経常収支比率が100%を超過するという非常に厳しい財政状況の中で、明年度以降の行政運営に少なからず危惧を抱かせるものとなっています。

このような財政状況の現況にかんがみ、早急に行財政改革に取り組む必要があると思われます。そのために、具体的には行財政改革審議会等の設置により改革大綱を策定し、それに基づいた年次計画のもとに一日も早い行財政の健全化を実現し、地に足のついたまちづくりを実現してほしいと望むところであります。

以上、3件について私の一般質問を終了いたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、小路礼一郎議員の奥能登振興といいますか、他の合併といいますか、奥能登の未合併の自治体があることから今後はどのような対応をとるかというようなお話だと思いますが、やはり奥能登が、今現在能登町が誕生して、来年には新輪島市が誕生ということですが、奥能登が1つになる2つになるは別にしまして、やはり未合併自治体があるということは、必然的にそういった合併の議論というのは今後浮上してくるというふうに考えております。そのときにはやはり奥能登全体での連携といいますか、ことも必要であろうかというふうに思いますので、そういった議論には積極的に参加もしていきたいというふうに思っておりますし、単なる能登町だけでは今後なかなか厳しい状況でもありますので、奥能登全体での考えた議論というのは必要だというふうに私も思います。

ですから、そういったときには積極的に参加して各自治体の方とも協議の場を持ちたい

なというふうに思います。

次に、奥能登広域圏に関してなんでありますか、小路議員のご指摘のありました広域連合等の新たな検討の可否ということなんですが、今ほども申し上げましたように、来年2月には輪島市と門前町が合併し、この奥能登広域圏では2市2町ということになるろうかと思っています。そういう意味では、半数の市町での広域圏となることから、議員のご指摘のありました広域連合構想というのもやはり検討すべきではないかというふうに私自身も思っております。

ただ、現段階ではそういった広域連合化することでのメリットあるいは何なのか、そしてまた直接国または都道府県から権限移譲を受ける事務というのはどういう事務なのかということも今後勉強させていただきまして、そして見きわめたいというふうに考えております。

次に、3町村の地域の住民要望に関しましてであります。4月に私が就任に際しまして、ある方から旧町村の垣根を超えて融和を第一に、そして町民の声が正しく政治に反映されるようにというような激励とアドバイスをいただきました。そういう意味では、2万3,000人の町民の皆様から寄せられる請願あるいは陳情につきましては誠心誠意お答えしたいというふうに考えておりますし、大変厳しい財政事情ではありますが、課題や懸案事項を知恵と行動力で一つ一つ解決していきたいと考えておりますので、議員の皆様にもさらなるご理解とご協力を賜りたいというふうに考えております。

また、行政改革に関しましても、議員のご指摘のとおり早急な行財政改革が必要かというふうに思っております。そのために、速やかに行政改革推進本部などを設置しまして、十分な検討を重ねた上で各種団体関係者や学識経験者を委員とした行政改革推進委員会を組織するとともに、行政改革実施計画及び大綱を定めたいというふうに考えております。

いずれにしましても、一日でも早く行政改革に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、これに関しましても議員の皆様のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げたいと思います。

議長（大谷内義一） 小路さん、よろしいですか。

28番（小路礼一郎） よろしいです。

議長（大谷内義一） 次に、1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 今、日本の経済は膨大な借金を抱え、これからもさらに少子・高齢化の時代を迎えることにより国民負担割合がどうしてもふえる方向に進むのは逃れられない状況かと思われます。当町においても、合併したからといって町の財政状態がよくなったわけでは決してなく、自立力が急に増すわけでもありません。今後の政策目標は何か、ターゲットは何かをしっかりと見据えなければ財政破綻することは言うまでもないと思われます。

今回の合併で一番大切なことは、財政的自立ができるかどうかだと私は考えます。地方分権が実施されたときに耐え得る基礎的自治体をつくり上げることだと思います。基礎的自治体の定義は、住民への行政サービスを自力でできることです。人口が少なくても、財源があればいいわけです。合併しても、自立できるところまで努力しなければすぐに破綻します。町村合併は、財政に始まり財政に終わるとあえて申し上げても過言ではないと思われます。財政力指数を合併効果で改善させることが目的であり、お金がないから合併したのです。これからは、中央、国に頼る時代ではなく、思い切った行財政改革による歳出削減の計画を盛り込んだ財政計画が必要だと考えます。きちんとした政策目標を立て、例えば5年で経常収支比率を80%以下にするとか、公債費の比率を15%以下に抑えるとか、人件費を3割カットするなどという具体的な数値目標と達成期限が必要だと考えます。

経常収支比率は、皆さんも知ってのとおり財政への目安を図る手法の一つで、財政のエンゲル計数と言われています。必要経費等を減らすことの困難なものを示す数値で、普通70%が目安と言われ、80%を超えると危険ライン、90%では財政が硬直していると言えます。そんな中、当町の経常収支比率は既に90%を軽く超えていると思われます。

これは、自分の身に当てはめ家庭に置きかえると、多額のローンを抱え、食費が90%以上を占め、残りの数%で家の身の回りのことや子供のこと、高齢者の介護などをしなければならない現状であるということです。本当に町長並びに担当者、あるいは職員一人一人が危機感を感じているのか不思議でなりません。公債費についても、町の10力年の財政計画では減るどころかだんだんふえるように見受けられます。

しかるに、返済計画もままならないまま、あめと言われる合併特例債、合併から10力年度事業の合算額を目当てにした事業だけが今後の目的と考えられるのですが、後で借った金の3割程度を戻せばよいという、合併特例債といっても借金であることは変わりありません。

そこで、現在、能登町の抱える借金は一般会計、特別会計を合わせていかほどなのか。
また、返済計画や低金利への借りかえ等は行っているのかお聞かせください。

人件費についても、10カ年たてば自然に職員数も減り、目標に近づけるという安易な考えや計画ではなく、早急に手だてを講ずる必要性があるのではないのでしょうか。国や県では、公務員給与や定数をめぐるさまざまな見直し等がなされつつあります。今後の議員の定数にしても、法定の定数より少なく決定している現状で、財政の負担を少しでも軽減できるものと考えており、いま一度雇用の促進等の大切さもわかりますが、財政難を視野に入れ、職員の定数や給与のあり方、昇給停止年齢等の対策を前倒しして考えていかなければならないと思いますし、その時期だと考えますが、いかがなものでしょうか。

先般、町長の説明並びに新聞報道にも管理職手当の2割削減等の発表がなされていましたが、現在の職員数と課長から上の人数を合わせてお聞かせください。

現在、まさに当町は財政難という嵐の海にほうり出された状況なのです。嵐が吹くたびに方向を変えては、どこにたどり着くかどこに行くか、目的地に着くまでに沈没してしまうかもしれません。嵐の中で私たちの船の現在位置は今どこにあるのか、どこに向かっているのか、正しい方向を示す羅針盤はあるのか、目的地までの海図はあるのか、目的地までの距離は幾らか。燃料は、そして食料は足りるのか。船長や乗組員は乗客にその説明をきちんとしているのか。私は、これらのことが今の能登町そのままだと思われて仕方がありません。町民からも町の財政は大丈夫なのかとよく言われます。そのような中で、行政が、また職員一人一人が財政危機という最も重大な問題に真剣に取り組んでいかなければならないし、そのかじ取りをする町長の考えをお聞かせください。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 河田議員の答弁に関しましては、ちょっと前後するかもしれませんが、順番に答えさせていただきたいと思います。

まずもって、平成16年度末の借入金の現在高といいますのは、一般会計では288億9,898万6,000円となります。これに特別会計の方を言いますと、111億8,991万4,000円というふうな莫大な借入金が残っているというのをご理解いただきたいと思いますし、起債制限比率に関しましても17%を超える見込みということで、本年度は7億1,000万強の繰上償還を実施することといたしておりますし、また今後に関しましてもさらに25億円前後の繰上償

還をしないことには正常な状態に戻せないのが今現状であります。

このことから、この8月には、先ほども言いましたが、公債費負担適正化計画を作成しまして、県と協議しながらこれに沿った財政運営を行っていきたいというふうに考えております。

また、地方債の借りかえにつきましては、財政融資、簡保、公庫資金等が借入先の大部分を占めておりましたが、資金の運用目標が定められていることから借りかえができる基準があり、その基準内のものは既に借りかえ等を完了しているため、昨年まで借りかえが可能なものはありませんでした。しかしながら、本年度は公営企業金融公庫から借り入れた企業債で上水道及び下水道事業につきまして本年度臨時特例措置として借り入れの利率が7.3%以上のものが、そしてまた下水道につきましては高資本費対策として6%以上のものの借りかえが認められましたので、早速水道事業、農業集落排水事業ともに該当地方債の借りかえを実施する予定にしております。

また、人件費等に関しましても、やはりこれまでの3町村では類似団体と比較してもおおむね適正な状況であったわけなんです。能登町を一つの町として考えた場合には、やはり他の類似団体と比較しますと職員数は適正規模を上回っているということでもあります。そうしたことで、能登町としまして、早急に数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、職員数の削減及び組織の簡素・合理化を図っていきたいというふうに考えておりますし、効率的な行政運営に努め、行財政の環境の変化に則した定員管理に努めることが肝要というふうに思っております。

議員ご質問の課長職以上では、今現在53人が在職しております。

次に、そういった行政改革につきましての政策目標あるいはターゲットというようなご質問かと思いますが、私が選挙中から申し述べておりましたやはり5本の項目を基本とすることに変わりはありませんが、そういった5項目の政策を実現するためにも先ほど来申し上げております財政再建を急ぐことが必要かというふうに思っております。

そして、今後は総合整備計画の策定、あるいは数値目標を掲げた行政改革大綱の策定を急ぎまして、先ほど申しました公債費負担適正化計画を策定して、これに沿って行政改革と財政再建を推進したいというふうに考えておりますので、これに関しましても議員の皆様初め多くの方のご理解とご協力を賜りたいと思います。

議長（大谷内義一） 1番 河田信彰君。

1 番（河田信彰） では、元利償還金等のピークは何年後ですか。いかほどの金額なのか。本年度の歳出に対する公債費は何％かお聞かせください。

今聞いた職員数とは、旧 3 町村の職員と宇出津病院の職員を足した、職員の数は聞いていないんですけど。406人になっているんですが、それに今年度退職された方を引いて、新採職員と病院職員等を足した人数がこの400人ぐらいでよろしいのでしょうか。

それと、町の人口が約 2 万 3,000 人と考えると、約 50 人に 1 人ぐらいが役場職員で、臨時や嘱託職員、さらには公社等の職員を足すと何らかの形で町が雇用している割合はさらに多いと思われますし、今後退職者等の自然減少だけを想定している安易な考えでは職員全体の年齢層のバランスが逆三角形のままで適正な管理が行えないのではないですか。また、先ほど聞いた課長級の数足すと、補佐とかを足せば 100 人を超えてますし、実に職員に 4 人に 1 人は管理職という立場にあると思うのですが、いかがですか。今後どう考えておられるのかもあわせてお聞かせください。どうぞお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、債務等の金額に関し数字的なものは担当課から答えさせていただきますし、また職員のそういった管理に関しましても答えさせていただきたいと思いますが、確かに議員のおっしゃるとおり、今現在能登町では職員 1 人当たりの人口といいますと 58.8 になります。ですから、これは他の町村と比べてもやはり少ないのかなという感じがしますので、できるだけ目標を 100 に近づけたいというふうにも考えております。

そして、こういった目標を達成するためには、議員のご指摘のとおり、単なる退職の自然減少だけでは間に合わないと思いますので、職員の皆様には勸奨制度を設けるなどしていきたいというふうに思っておりますし、ただ単に上の方の退職を待つて新しい新人を入れないかということでも、やはり新陳代謝の面から考えましても、少しずつ雇用をしながらそういった適正な職員数に持っていきたいというふうに考えております。

これは、公社と役場というのは全く別ものというふうに考えておりますので、そういった意味でもそういった適正な人員配置というのは今後本当に真剣に考えていかなければ財政再建のめども立たないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 河田議員のご質問にお答えいたします。

償還金のピークは今17年度が一番最高でございます。その年度が一番最高だということで、今後の借り入れ等を踏まえてだんだん大きくなることもありますし、少なくなることもあります。

それで、17年度末では一般会計で274億6,432万7,000円という形になっております。

1 番（河田信彰） 償還のピークは。

企画財政課長（坂口良生） ピークは、だから今17年度が一番ピークだと。今の現時点で。その年度がピークだということでご理解を願います。それでよろしいですか。

1 番（河田信彰） ええ。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 職員数の方からご報告させていただきます。

まず、17年度の現在当初では、病院以外の職員総数が406人です。それに病院の職員173人を加えまして579人となります。

これは、先ほど自然退職のお話をされておりましたけど、5年で両方合わせて105人自然退職になります。しかしながら、先ほど町長が申しましたとおり、年代の階層をつくってはいけないということもありまして、若干の新陳代謝を図るべきだと考えております。

それと、定員モデルということで、今後定員モデル表というものを市町村につくりなさいということで、その数字と比べますと一般行政職員、ちょっと専門用語になりますけれども、そういうところと比べれば24人超過しております。

また、類似団体等の職員数との比較ということであります。類似団体、いわゆる人口と産業構造が全国の自治体を分類しまして、それに類する町ということで比較すると140人多いということになります。

また、一番身近な町々と比べて職員1人当たりの人口はどうなんだと、こういうことになりますと、能登町では現在58.8人に1人であります。輪島市が71.6人に1人、羽咋市が96.3人に1人、中能登町が65.0人に1人、珠洲市が59.9人に1人と、こういうふうなことで現在の能登町はそれに比べても多いという現実であります。

当初、市町村が合併するときにはいろいろ建設計画、財政計画を立ち上げるときにおいてる説明があったと思いますけれども、少なくとも10年間の間には百数十人の新陳代謝で減額をしていかなければならないというふうな状況になっております。

先ほど、自然退職かということのご質問がありましたけれども、新町では従来の旧町々では勧奨年齢というものは57歳から適用というふうなことが3カ町村の平均をするとそういうふうな話がありましたが、ことしからは50歳からある一定の年齢を勤めた要件のある人に対して勧奨制度を適用すると。先般、全職員に対してそのような周知をいたしておるところでありますし、また特に55歳以上の方々には一応勧奨対象の年齢にあなたは達しますよと個人通知も差し上げて、またそういった意味での新陳代謝も促すことに努めているところであります。

議長（大谷内義一） 1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 先ほど財政企画課長 坂口さん、17年度が償還ピークと言われていましたが、もちろんこのままいけば10年後でももっとふえている感じ、私ちょっと見受けられるんですが、人口も減少の一途をたどる中、町民はかなりの負担を背負わなければならないと思いますし、今後生まれてくる子供たちも借金を抱えて生まれてくる状態なんですよ。それについてどう思われますか。何か対策がありますか。

それと、なぜこういうことを言うかということ、町民は、合併したのだから、町長や議員も減ることやし、職員の数も当然減るのだろうと思っている方多いと思われまして、現に合併前に実施された住民意向調査の結果からも、合併の効果について「町村長や議員、役場の職員の削減により、経費削減が図られそう」との答えが29%と最も多かったと思われまして。また、能登町のまちづくり計画では、行財政運営の強化の中にも一般職員においても定員適正計画に基づき、先ほども言われていましたが、職員数の適正管理を行い人件費の抑制を図るとありますが、その定員適正計画の中身をお聞かせください。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 先ほど定員適正計画につきましてはこれからもちろんつくっていくわけですが、建設計画を作成するにおいてそういう議論が先ほどなされたということで、140人ほど減らしていくということがその一つの指針になろうかと思います。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 今年度で一応1人当たり190万程度の借金になっているかと思っています。将来、子供たちにどう対応していくかということでございますが、当町といたしましてもやっぱり若い人の生活する職場、そういうものを地盤として築き上げていくことが一番大切ではないかなというふうに思っております。

能登半島は大変すばらしい環境も整っておりますので、できるだけ全国にPRをしたいと思っております。

議長（大谷内義一） 1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 今のお言葉どおりに、本当に若い人たちの仕事をちょっとつくっていただきたいと思います。これで質問終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

議長（大谷内義一） 次に、10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 私の質問として、2点についてお聞きしたい。

今、3町村が合併し新生能登町において行う政策が今後の能登町発展の礎となるよう決定しなければならないと私は考えます。その中において質問をさせていただきます。

まず1点目は、一般指名競争入札についてであります。幾つかの点で町長の意向をお聞きしたいと思います。

合併し、現在能登町には数多くの建設業者がおられます。能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第3条で、県が作成した総合評定を参考としこれを定めるとあります。能登町の指名基準表を作成され、等級をA、Bの2つのランクに分けるように定められて

おります。

しかしながら、能登町には50社以上の建設業者がおられます。2つのランク分けでは、指名を行う執行側も大変なことと思います。もし内規等で幾つかのランクに細分化されているのか、またランクごとの対象業者数は何社ずつあるのか、土木工事一式工事、建築工事一式の種別でお聞きしたい。

次に、先般行われた災害復旧工事の指名競争入札において、予定価格が公表されたと聞き及んでおります。今後の入札においても、能登町として予定価格の公表を続けていかれるのかお聞きしたい。

石川県では、予定価格の公表で少しであるが請負率の低下が見られたとのこと。財政厳しい町政です。小額であろうと、一つ一つの積み重ねが大きな成果を生みます。ぜひ公表を続けてもらいたい。

次に、公共下水道事業の入札についてです。旧能都町では、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業では、同じ開渠掘削法でありながら町内業者のみで行い、公共下水道事業では大手ゼネコンと企業体を組み工事を発注されていました。町の貴重な収入の一つである法人町民税が右肩下がりと聞いております。今後は、能登町として町内企業の育成をかんがみ、町内業者のみで工事発注を行ってもらいたい。

私もかつて二十数年この業界に身を置きました。私が見聞きする限り、能登町において経験を積まれ優秀な業者も数多くおられます。開渠掘削法であるならば、能登町内の業者で十分官の要望する工事はでき得ると思います。町内業者への発注は、町長の5つの公約の一つ産業の活性化にも当てはまると思われます。町長の見解をお聞きしたい。

次は、ふるさと創生公社の運営についてです。

15番議員の質問と重複するところがあるかと思いますが、私なりの思いで質問させていただきます。町長は、町が100%出資しているふるさと創生公社の理事長も兼ねられておられるわけですから、質問させていただきます。

今、公社の職員数は一般、嘱託、臨時職員を含め70人余り。町の一般会計より1億6,200万余りの委託料、また特別会計より縄文真脇温泉への運営助成金として1,300万余りの支出を行っております。公社事業会計の2億5,000万余りと合わせ、4億2,000万余りの事業を行う一大企業であります。しかしながら、現状は理事及び職員より内部の不調感が甚だしいと聞こえております。町長は、そのようなことを把握されているのかお聞きしたい。

また、2月の定例異動があり、その後2カ月ごとに4月、5月と異動を短期に2回も行

われたと聞いております。何か理由があったのか。また、その内示も理事会が行われた翌日に行われております。何か意図があったのかお聞きしたい。

私が思うには、職員一丸となり創意工夫を行い、経費の削減、収益の増加を目指すことは、ひいては町の委託する、抛出する町財政の健全化につながると思います。

なお、答弁によっては再質問をさせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、入札制度に関してであります。これまで合併前は各担当課が入札をとり行ってきたわけなんです。合併後は、入札及び入札に係る契約に関しましては監理課の方で一括して行っております。また、合併のための調整事務の中でも、入札関係事務につきましても協議が行われてきたところではあります。一部未定のまま合併を迎えました。そして、そのために入札関係事務につきまして、主に予定価格の公表制度及び指名基準の見直しについてこれまで検討してきました。

そんな中で、当面の間ではあります。対象を原則として入札に係る建設工事及び建設に関連する業務委託に関しては予定価格の事前公表を行っていかうということでもあります。

また、その公表の方法につきましては、当該入札の通知書に予定価格を記載して公表することとしております。効果を見ながら今後は拡大、縮小の検討をしてみたいというふうに考えております。

そしてまた、共同企業体方式の件なんです。これまで旧能都町におきましては下水道関係では町外あるいは県外の大手業者と地元土木業者が共同企業体ということで指名をしておりましたが、今後は特殊な工事以外はやはり議員おっしゃるように町内土木業者の単独施工でも可能というふうに考えております。そんな意味でも、これからは地元業者を最優先で入札も執行していきたいというふうに考えております。

ただ、やはり特殊なものに関しましては共同企業体を組まざるを得ない部分もあろうかと思いますが、原則は地元業者ということでご理解いただければなというふうに思っております。

また、ランクなんです。一応土木業者に関しましてはAからDの4ランクを設けております。Aランクには10社、Bランクに16社、Cランクに12社、Dランクに14社の計52社がございます。また、建築業者につきましてはA、Bの2ランクで分けさせていただいて

おります。Aランクが11社、Bランクが19社ということで計30社ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、公社の件に関しましては、やはり常日ごろ私は公社の職員には残れる職員、残れる施設であれということやってきております。合併といいますか、統合を控えまして、今後さらにふるさと創生公社の職員には頑張っていたきたいなというふうに思っておりますが、今ほどの人事異動の件に関しましては、定期的なものはやはりマンネリ化を防いだりとかあるいは職場の活性化を図るために必要不可欠というふうに思っておりますが、ただし職員の病気あるいはけがなどによりまして長期欠勤や自己都合による退職等の不測の事態が生じた場合には、やはりお客様にご迷惑をおかけできないという観点からも時期を見て随時補充、異動は行っております。

昨年度は、なごみオープンという特殊要因から例年よりも多数の異動発令をしておりますし、今年度に入りまして退職、あるいはけが、病気等で適切に人事異動を実施しておりますし、理事会の前後というのは別に一切関係ありませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 先ほど町長の答弁で、入札においては予定価格の公表は続けたい、公共下水工事にはできるだけ地元業者を優先させると言われましたので、できる限り継続されていくことを希望して、これで私の質問を終わります。

ただ、今後の指名に当たっては、能登町建設指名競争入札参加者等選定要綱第4条を留意し、特に5 工事施工能力、6 当該工事に対する地理的条件、7 手持ちの工事の状況等を特に留意し発注していただきたい。

次に、創生公社のことではありますが、町長は補充その他のために随時異動を行われると言われましたが、先ほど、さきに行われた6月の異動ではたしか1人の臨時職員がやめられたために補充を行ったと私は聞いております。その1人の臨時職員のために一般職員5人、臨時職員4人の異動があるというのは余りにも大きいんじゃないでしょうか。

そしてまた、臨時職員の異動に当たっては、前日の午後にあしたから次の施設に行ってくださいというような指示があったと聞いております。いかに仕事場がなくて働いているとしても、余りの仕打ちではありませんか。町長はいかに考えておられるのかお聞きした

い。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 人事異動に関しましては、いつ通知といたしますか、内示したか私は連絡受けておりませんのであれなんです、ただその6月に異動に関しましては、長期病欠が1名、そして臨時職員の退職が3名という計4名の欠員ができたということで今回の6月の異動をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 先ほどの町長と私の見解、調べた数値が違うということですから、それ以上の数値に関しては私も問いません。

ただ、もう1点として、職員の不調和の原因に、公社の合併時に職員を一時解雇し、必要に応じ再雇用を行うと上部職員が職員をおどしているというふうに聞いております。何か公社の合併協議会で決まったわけですか。

先ほど町長は15番議員の答弁で、あくまでも町長の思いとして今後もそういうことも考慮しなければならないと私は受け取ったんですが、いかがなものなのでしょうか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） どういううわさがあるか知りませんが、公社の職員というのはあくまでも公社の職員であります。公務員のように身分が保障されているわけでもありませんので、当然その施設が縮小されたり統合された場合には余剰人員が出る可能性もあります。そういった意味では、常に職員に申し上げているように残れる職員、残れる職場であってほしいということでもあります。

ですから、それは決しておどしとかということではなく、頑張ってもらいたいという激励の言葉だととらえていただきたいと思いますし、そういった優秀な職員というのは当然残れる可能性はあるわけなんです、公社の状況によっては当然やめていただかなければならない職員も出てくるということでご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 確かにそれはあります。だけど、これはあくまでも協議会が行われて初めて、一職員が、町長が指示されたわけじゃないんでしょう。あくまでも協議会で決定し、その縮小その他が出てくるわけでしょう。それをあくまでも町長の決定でできるわけですか。

（見解の相違と言う声あり）

10番（鳥井修） はい。私はこれで……、その中身に関してはそれ以上は問いません。

ただ、これだけ多くの委託金、補助金を出してる企業です、公社です。やっぱり、職員が一丸となって働けるような職場であり、またいかにして創意工夫を職員間が行うことが町の財政の健全化にもつながると思います。町長はその職員の意見を把握し、今後努めてもらいたいと思います。

私も3回の質問しかできませんのでここで終わりますが、次回までにできる限り私らにまで聞こえないように公社の運営をやってください。終わります。

議長（大谷内義一） いいんですか。町長答弁要りませんか。

10番（鳥井修） はい、答弁は要りません。

議長（大谷内義一） それでは、以上で本日の一般質問を終わります。

次 会 日 程

議長（大谷内義一） 次会は、明日6月22日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（大谷内義一） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後3時分 散会

開 議

議長（大谷内義一） ただいまの出席議員数は38人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

一 般 質 問

議長（大谷内義一） 日程第1 一般質問を行います。

なお、昨日の一般質問の際に申し上げましたが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認めておりません。

また、一般質問の回数、発言時間についても、会議規則第63条及び運営申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。なお、再質問をする場合は、前の質疑席で行っていただくようご協力をお願いいたします。

それでは、昨日に続き、通告順に発言を許します。

18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 皆さん、おはようございます。

私は、保育所運営のあり方について質問をしたいと思います。

地方にできることは地方に、民でやれることは民でという小泉内閣が進める三位一体改革のもと、公立保育所の運営費補助金などが廃止され、いずれこの自治体でも大変厳しい対応を迫られているのが現状でございます。その穴埋めは地方交付税などで賄われているというものの、交付税そのものが10%以上も減少しているため、事実上、保育所運営費などはないというのが実態となっているのでございます。

したがいまして、町だけで保育所運営費を確保することは厳しい状況であるというのが今の現状となっておるわけでございます。

その一方、私立の保育所においては国の補助金は継続されているということもございまして、公立保育所の民営化あるいは公設民営などに踏み切る自治体が全国的にも急速にふえつつあるものでございます。それもまた当然の流れとも言えるのでございます。補助金

の削減問うでやむにやまれずという面もあるかもしれませんが、民営化することそのものは異存はなく、多様化する保育ニーズあるいは保育サービスに機敏に対応する上でむしろ効果的であるという側面もあると思うのでございます。

旧内浦町や穴水町では、以前から保育所の民営化を実施いたしておりますが、今後は我が地域能登町各地域にあっても保育所の民営化を進めるなど早急な選択を迫られていると思うのでありますが、町長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） ただいまの鶴野議員のご質問なんですが、まず現在、保育所の置かれている立場というのは非常に大きな変化の中にあるというふうに思っております。我が国の産業構造の変化やあるいは不安定な経済状況のもとで、家の外で働く女性が増加しております。また、雇用形態の多様化が進んでいます。その結果、保育需要が増大し、かつ多様化しているのが現状ではないかなというふうに思っております。

能登町におきましても、一般保育以外にも例えば現在低年齢児の保育、あるいは延長保育、一時保育事業の拡充など保育所の多機能化を図る施策を実施してきております。そんな中、議員ご指摘のように、平成15年12月に公立保育所の運営費が平成16年度における三位一体の改革への対応として一般財源化されることというふうになりました。

そんな中で、能登町では今現在公立保育所が10カ所、私立保育所が2カ所あります。私立保育園のメリットとしては、多様な保育需要への柔軟な対応と経営の効率化があるというふうに思っておりますし、また公立保育所は地域のバランスを考慮しながら設置してきたこれまでの経緯があります。公立、私立双方の保育所が当町の子育てに果たしている役割は非常に大きいものと認識しておりますし、地域における子育て支援の中核としての役割を担ってきたんじゃないかなというふうに思っております。

そんな中で、公立保育所か私立保育所かではなく、子育てにとりましてよりよい保育所であることが重要というふうに考えております。しかしながら、国全体の流れとしてはやはり私立保育園の方へ向かっているんじゃないかなというふうに思っております。

国が進めております規制の緩和に柔軟に対応でき、そしてかつ効率的な運営ができるなど、私立保育所のメリットは非常に大きなものがあるかなと思っております。今後の保育

所の運営のあり方として検討していく必要性も十分にあらうかと思っておりますので、その辺をご理解いただきまして今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 再質問をさせていただきます。

町長は、全国的な流れといたしまして自然の流れとして民営化の方へ移っていくんではないかと、こういう認識を示されておまして、今後の研究課題とさせていただきたいと、こういうことでございますので、一歩前へ進むのかなと、こういうニュアンスで受け取ったわけでございますが。

ただ、今もう一度確認をしておきたいと思うんですが、例えば今の三位一体改革の問題につきましましては、今までご主人から財布をいただいていたと。片一方は食費、片一方は子供のお小遣いと。こういうふうに2つのポケットで、財布で生活していたと。奥さんがですね。ところが、こちらの子供の小遣いはやめて、一つの財布にしましょうやと、こういうふうにお父さんから言われて一つになっちゃった。ところが、食費はその分減らされておったもんで、結局は中身がなくなっちゃったと、少なくなってしまったということが今回のこの三位一体の本質ではないかなというふうに思うんです。

そういう意味で、これは子供のことでですからどうしても、もがいてでも出さなきゃいけないということで今頑張って保育所運営を何とかやっているわけでございますけれども、しかしながら全体的なお金が足りないということでございますので、いろんな面で子供さんの保育に関して無理がかかってきているのではないかなというふうに私は感ずるわけです。

それも自然のあり方で、私もちょっと現場行っていろいろ聞いてみたんですが、やはり母親クラブの運営費だとか、それからクレヨン代だとか、今まで簡単に渡して、そして何でも自由に書かせておったクレヨン代だとか、それから粘土代だとか、用紙代だとか、何か消耗品の端まで母親の負担になってきているとか。それから、今までペットボトル回収して、あるいは空き瓶を回収しまして、空き缶ですね。そしていろんな運動会の経費とかいろんな面で使っておったのもこれもなくなっちゃったとか、あれも削られ、これも削られ、いろんな角度から父兄の負担がふえつつあると。

これが今の実態でございまして、何とかこういう細々とした、これが来年よくなるとい

うもんじゃなくて、だんだんだんだん先細りしていくような傾向でございますので、何とかこれを解決しなきゃいけないということで私もこの問題をひとつ取り上げて、町長ひとつ頑張っていたきたいと。この町も三位一体で来るんならこちらも構造改革でひとつやっていたきたいと、こういう思いでご質問申し上げているわけでございます。

初めにちょっと担当課長に質問いたしますけれども、本来、もしも補助金が削除されていなければ幾ら町から来ていたのか、幾ら削除されたのか。この点が1つです。

それから、民間保育所に対してはどのくらいの割合で補助がされるのか。こういう問題です。

それから、もう1点お聞きしたいのは、財政問題としまして、町の財政として今のままでいけるのか。民営化した場合に財政的に有利となるのかどうか。この点を福祉課長と、そして財政課長、両方出て説明していただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治） 鶴野議員のご質問にお答えいたします。

比較的には補助があった段階の15年度にさせていただきたいと思います。その中で、15年度で旧の3町村公立保育所の運営補助金でございますが、国、県合わせて1億4,200万円でございます。そして、先ほど言われました私立分はどうかということでございますが、国、県合わせまして5,880万余りでございます。

そのあと財政のことに関しては財政課長の方でお願いいたします。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 先ほど町長が申されたとおり、民営化の方向という形の中で進んでおります。その中で、うちの方といたしましても財政面大変厳しゅうございます。その中で行政改革等を行いながら見きわめていきたいと、そのように感じております。

18番（鶴野幸一郎） いや、得か損か、民間委託した場合に。財政的には有利になるのかどうか。

企画財政課長（坂口良生） 財政的には民営化の方が私は有利だと思っております。

18番（鶴野幸一郎） さきの福祉課長のご答弁によりますと、15年度、もし削除されなければ1億4,000万。1億4,200万、これだけの金に来ていたはずだと。それが切られて別会計入ってしまったと、こういうことですね。そして、民間の保育所に対しては2カ所ございますが5,880万、約6,000万。この金がそっくり県、国から来ていると。この約6,000万の金は非常に助かっていると。本来ならば、もし民間保育所がなかったら、2億の金が削除されていたんだというふうな、単純な話かもしれませんがそういう計算が成り立つようでございます。

したがって、民間に下さいよということがどうも国の方針のような気がするんですが、町長、そして両課長とも民間保育所にした方が、民営化した方が財政的にも有利であると、こういう見解を示されているようでございましたけれども、町長、ひとつこの点をどう。

さっき検討したいというふうにおっしゃったんですが、検討するなら結構、やっていただきたいんですが、ただ、このことはゆっくりやっていたんでは遅くなると。特にこういう行政のことはスピードが非常に大事だというふうに思うんです。1年おけるとやはり数千万単位で失われていくわけでございますので、どうか迅速な対応をお願いしたいと、こういうふうに思います。

町長、ひとつ両課長の見解も含めましてもう一度ご登壇お願いしたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに今ほど課長が答弁しましたように補助金の廃止ということで、16年度におきましても一般財源化されたといえども約1,000万の削減というふうになっております。その中で、やはり民間に委託することによって経費の面での負担が町としては軽くなるということでメリットがあらうかと思っております。

ただ、やっぱり民営化にするにしてもその相手があることですので、それは相手との協議の上で進めていかなきゃならないというふうに思っておりますが、いずれにしても子供が健やかに育つ環境というのを確保しなければならないと思っておりますし、また安心して子供を産み育てることができる地域づくりを目指したいというふうに考えておりま

す。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 相手のあることで当然そういうことでございますが、きのう来からの議論もございまして、例えば相手、民営化の利点というのはやはり競争の原理だと私は思っているわけでございます。ただ、民間人が運営すればそれでいいというもんじゃなくて、一番大事なのは競争。隣よりもよくしたいと、立派にやりたいと。隣の人よりももっとサービスをしてあげたいと、こういう競争の原理が働いてこそ民間運営の一番の利点ではないかなと私は思っているわけで、したがって、そういう点も考慮されまして、公募するとか、それからきのうのお話もありましたが指定管理者制度のような形で、委託ではない形での制度を活用していくとかいろんな方法があるんじゃないかなというふうに私は思うんですが。

ともあれ、前向きに、いよいよ足を踏み出したと、町長はやる気だと、こういうことでひとつこの研究を関係者集められて検討を開始していただきたいなというふうに強くお願いをしておきたいというふうに思います。

ともあれ、財政的に非常に厳しいというのは財政課長の表現でしたけれども、私は実をいいますとふたあけるまでそんな厳しいと思っておらななんです。ということは、ここにまちづくり計画書という立派な冊子が来ておりますけれども、これを合併前に眺めておりましたらかなりゆとりあるんです。189億の総予算、約190億の予算ですね。歳出ももちろんそういう感じで190億で予算組まれている。ところが、現実には30億少ない。160億ほどでやらなきゃならないと。30億どこへ消えたんだと私言いたいんです。これてんぷらやったんかと、こんなふうに言いたいんですが。

そしてもう一つ、この繰入金です。預金から取り崩して入れるお金ですが、これが6億ぐらいで毎年4億、4億、4億、こう入れながら10年間はまず大丈夫だと、こんなふうな試算がされている。ところが、現実には1年目において15億ですか、15億の財調の金をそっくり入れてしまって来年からどうなるんだというような状況になっていると。これがふたあけてびっくりしたんですが、これだけのてんぷらつけた、衣つけた予算を我々に示しておいて、そして何かゆとりあるような感じで出発したみたいで、あけてみたら全然だめやったという、これじゃ大変です。

本当に我々も真剣に考えなきゃいけないし、執行部もやはりもっともっと深刻にとらえて、そして削れるものはもうまず上から削って、そして出発しないと町民に対して本当に申しわけないと、こういう気持ちでいっぱいでございます。

ひとつよろしく願いたい。どうも以上であります。

議長（大谷内義一） 次に、12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 私が通告いたしました1点を町長にお尋ねしたいと思います。

町長の就任あいさつの中に交通、情報のまちづくりの推進とあり、鉄道の廃止で不便になることのないよう地域密着型バスを充実し、交通網の整備を積極的に進めるとありましたが、その積極的にとはどのようなものなのでしょうか。

平成15年2月、主要地方道能都内浦線早期整備促進期成同盟会が旧能都町と旧内浦町とで設立され、この規制同盟会の運動で整備促進に幾らかは効果があったものと認識しております。今年度、この期成同盟会に10万円の予算計上がされているのですが、今後の陳情等の活動費用としては積極的な予算とは思えません。

能登町には国道249号線、そして珠洲道路を軸とし主要地方道、一般県道が走っていますが、今までの道路行政はただ単に金沢へのアクセス、時間の短縮だけを考えた整備策が優先であったように思われます。のと鉄道の穴水―蛸島間が廃止となった今、この事態に慌てて代替バスでの対応で急場をしのぐ結果、バス路線の道路整備のおくれ、そして不備が浮き彫りになっております。

能都内浦線においては、土砂崩れで再三通行どめになる箇所、バスとのすれ違いがままならない箇所、急勾配、急カーブといったふうにネックとなっている根本的な改良がおくれているこの現状をどのように考えられておられるのでしょうか。

通学生徒を含む交通弱者にとって、整備のおくれは人口の流出を、減少にもつながる問題ではあります。のと鉄道があるからといって、おろそかにしていたとは言いませんが、鉄道に寄しかかっていたことは否めない事実ではないでしょうか。

主要地方道能都内浦線早期整備促進期成同盟会は、早急に穴水町を加えた期成同盟会を立ち上げ、これからの能登町、将来の能登のあるべき姿を見据えた整備に本腰を入れた運動が必要だと考えます。町長の見解を尋ねます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 石岡議員のご質問は、やはりのと鉄道廃止による例えば穴水までの道路の整備かなというふうに思っておりますし、議員ご指摘のように、能都内浦線につきましては小木時長線等含めて平成15年度に整備促進期成同盟会が立ち上がっております。そんな中で小木時長線は1.5車線的な整備ということで県の方も了解していただいておりますし、約2年ほどであそこを整備したいという考えもお聞きもしております。また、能都穴水線に関しましては、昭和54年にそういった期成同盟会を設立しまして国、県に対しまして整備促進の要望活動を毎年行っております。それが、例えば統合によって一つの期成同盟会になることによって、バス路線の確保というのもできるかと思っておりますので、その辺も含めて穴水町との協議をしていきたいなというふうに思っております。

また、昨年、国道249号線につきましても穴水との町境であります曾山峠付近の危険箇所について改良要望を穴水町と連携しながら県の方に要望してきたところでありますし、今後も能登町の国県道の整備促進を要望してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にも何とぞご理解とご協力賜りますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番(石岡安雄) ただいま町長答弁いただきましてちょっとはほっとしておるんですが、今の能登町のことを考えて、能登半島の先端近くに位置して企業誘致さえままならないこの能登町において、能登半島の風光明媚な海岸線の自然は財産でもあります。交流人口の拡大で、観光産業はもとより、町長の言われる地元産業の育成を目指すにはこの自然を生かすことを考え、のと鉄道があったときの道路の整備からのと鉄道が廃止されたこれからの整備を今見直す必要があろうかと思いますが、町長いかがですか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 当然この能登半島の海岸道路というのは非常に議員のおっしゃるとおり風光明媚ですばらしい環境にあると思います。そういった道路を走っていただくために

も、運転者の方には安全でなければならないというふうに思っております。ですから、そういったバス路線も含めてこの海岸線の道路をきれいに整備することによって、観光客の方あるいはバスで通勤通学、あるいは病院通う方の足の確保ということも可能だというふうに思っておりますので、道路の整備は今後も引き続き国、県の方へお願いしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 今、町長の答弁で国、県へ積極的にもっと運動するという趣旨で取りました。それも結構なことで、ぜひしていただきたい。

でも、町長は余りにも私は忙しいなと感心しております。新聞を見る限りにおいてもあ
の多忙さ、そして町長の公職、役職の数、町長本人はご存じないかもしれませんが70を優
に超えております。それを精力的にこなされていることには敬意を評したいと思います。
しかし、忙し過ぎて町長本来の職務の執行に支障は来ていないのか、その方が心配です。

これからも期成同盟会に一層陳情活動していただきたい。そのためにもある程度の役職、
公職は、町長でなければできないのもあると思います。しかし、町長でなくてもできる役
職もあると思います。その辺は精査していただき、町長本来の職務に専念していただきた
い、私はそう思って質問終わります。

議長（大谷内義一） 次に、6番 奥成壮三郎君。

6番（奥成壮三郎） 通告しました3点についてお伺いします。

1つは奥能登広域圏事務組合、あと2つは県の船、また県立高校ということで、能登町
としての立場も多少あるかと思えますけれども、あえて地元ということで質問させていただ
きます。

まず1点、消防署の職員の配置についてです。

合併以前は、職員は旧能都分署が19人、旧柳田分署が17人で、旧内浦分署が19人の配置
でした。ところが、新能登町になるとともに能登消防署に25名、柳田分署と内浦分署には
15名ずつの配置になったわけです。その15名の配置では月のほとんどが4人体制での日直、
宿直となっております。

平成16年の出動動向を見てみますと、旧能都分署では、火災出動が7件、救急出動が389件。そのうち20%は七尾や金沢の方へ搬送しております。旧内浦分署は、火災が7件、救急出動が192件。柳田分署の方は、珠洲道路ということがあって交通事故が非常に多いと、重傷患者が非常に多いということで、やはりここも村外、遠方への搬送を行っております。内浦分署は、火災が5件、救急出動が252件。そのうち12件はやはり金沢方面への搬送となっております。救急出動は、新能登町として考えますと833件で、年々右肩上がりとなっております。

4人体制となれば、3人が救急車で出動し、1名が無線通信室で次の緊急出動なりの連絡受付の職務を遂行するわけですが、救急車が金沢に走るとなれば約往復5時間が1人の体制になります。これでは同時に火災やまた重なった救急出動が発生した場合は何もできない、だれも現場に出動することができないということになります。

私たち消防団員は、有事の際に現場から消防署の無線で配置指示を受け、そして現場に走りながら機材の準備をし、水利から火災現場までの各消防団の配置や連携をとりながら効率のよい行動で初期消火を目指しておるわけでございます。また、逆に火災現場から救急出動が要請されれば、当然延着になります。人間は、3分間脳に酸素が供給されないと植物人間となりますし、1分強では半身麻痺となるそうです。当然、そうなると家族の医療費や介護負担がかかりますし、また町としても健康保険や介護保険が町財政を圧迫するのは必至かと思われまます。

総務省消防庁は、救急車の出動件数が急増していることから、将来、救急度の低いケースの場合の有料化や民間活用の推進、消防職員の勤務体制の見直しなどを論議する検討会を設置しました。救急車の現場への到着時間は6分を目安としているという消防庁の方針に対し、能登町としてそれ以上の時間のかかる地域が多いと思われまます。町民の生命と財産を守るという大儀のもと、こういった4人体制はいかがなものかと。もとの人員配置にできないものかと思ひます。そういう点をお伺ひします。

2点目です。白山丸のイカ釣り青色発光ダイオード集魚灯の試験船活用についてです。

水産庁が昨年2004年6月から1カ月間、試験船を運航したデータによると、青色発光ダイオード集魚灯は、海中により深く青色光線の割合が従来の集魚灯、別名キャッチライトと言っておりますけれども、その10倍、寿命も4年から10年と飛躍的に伸び、消費電力は4割で済むという記事があったわけです。このため、原油高の中、経費節減に直結するとして関係者の間では画期的な技術とされているわけですが、石川県や富山県にもモニタ

一船の募集があったにもかかわらず、1件の応募もなかったようです。

その理由として、初期投資に数百万を投資するのは難しいしと5トン級の小型イカ釣り船の漁民のコメントの記事がありました。それより少し大きな船でも投資額が2,000万円、また今月初めに出航した138トン級の中型イカ釣り漁船の青色LED集魚灯の投資は約3,000万、3,500万にもなります。それに加え、ことしは原油高に伴い燃料代が500万から600万の経費増が確実です。

しかし、実用性が立証できれば導入を考える漁業者は少なくないと思われますが、水産庁のわずか1カ月の試験船では余りにも参考になりません。漁場の違いや漁船の密集度、季節の違いなども考慮し、日本海全域に応じた長期のデータが参考になるわけですが、そこで県内のスルメイカ漁獲量は約2万5,000トン、国内総漁獲量の9.2%を石川県が占めている実績があります。

そこで、7月からイカ釣りの調査船として実働している白山丸に青色LED集魚灯を設置して能登町の沿岸や日本海全域にわたるデータを収得して提出できないものかと思えます。能登町としてどういうふうを考えておいでなのかお聞かせ願います。

続いて、3点目、県立能都北辰高校小木分校の存続についてです。

昨年9月に、能登地区の中学校卒業生の減少に伴う学校再編のためとして、突然小木分校の生徒募集を中止するとの新聞報道が出されました。その理由は、無線通信の就職者が減っていることから募集を停止することになったと記載してありました。

簡単にですが、小木分校の推移を申し上げさせていただきます。

北陸三県の中で唯一水産高校無線通信科として、昭和42年に珠洲郡内浦町小木地区に設立されました。1学年3クラスのみでスタートしました。昭和45年には2年制の専攻科を設置し、以来数多くの海上・陸上無線技術者を養成してきました。

情報通信科の必要性もまた5つぐらいまとめてみました。

情報通信教育は、以前にも増して必要とされています。近年のインターネット、携帯電話、衛星通信等の利用の高まりを見ても明らかであります。

2番目として、奥能登近隣の少子化の流れは社会現象であり、情報通信教育の不要性と志願者減の関連性は認められていません。

海上関係、特に漁業関連に範囲を絞れば確かに情報通信関連の就職はないに等しいが、陸上の情報、無線通信技術に関してはまだまだ需要が高い。本年も多くの求人募集が来ております。

ここが大事な。北陸三県だけでなく、本州の日本海側で本格的な情報通信教育を担っているのは小木分校のみであります。特に専攻科での専門教育は全国でも7校しかなく、今年度も県外から、例えば長崎県の方からも含めて8名の専攻科入学希望者がいます。専攻科修了者の就職率は当然100%でもあります。

5つ目が、無線通信、情報通信技術に関する需要は、海上では非常に少なく、陸上ではかなりの需要があります。工業高校のカリキュラムにはこれらの本格的な専門学習は組み込まれてはおりません。全国の水産系高校の無線通信、情報通信科が海上、陸上、航空を含め一手に無線技術者の養成を担ってきております。

そこで、水産小木分校の開校以来の約23年間の専攻科生の主な就職先を申し上げます。現国土交通省の航空局に50名、警察局の通信部にも24名、気象庁には23名、NTT18名、海上保安庁には12名と、その他京セラ、KDD、その他一流の多くの会社などに人材を輩出しておるわけでございます。現在、能登空港においてでも小木分校卒業生は航空局所属で3名、気象庁所属で2名、合わせて5名が勤務しております。

そこで、石川県が突然の募集停止ということで私なりに何かできないかなと思ひまして、昨年11月25日に東京の方にちょっと行ってきました。石川県の出身者の方4人の方に直接会って話を聞いてきました。いろんな資料を持って小木分校の現状を説明し、必要性を訴えてきました。

そこで、専攻科を高専や短大卒という学歴に与えること。この無線通信科の廃止により、中部地区での無線技術の習得は名古屋の1カ所のみとなること。将来、地元の小中学生の無線技術に対する意識の低下を招くこと。宿泊施設を完備し、地方からの入校希望者の受入体制を整えることなどもあわせて伝えて存続を強く要望してきました。

そこで感じたのは、その方々は小木分校の存在は知っているんですが、こういった一流の人材を輩出していることには本当に大きな驚きを感じておられました。ある方は、県に要請しておくという方もおいでましたし、またある方は町長、PTA、漁協などの連盟で存続嘆願書を提出してくれという方もおいでました。また、県議会で一般質問で出ればいいのになという方もおいでました。

北辰高校の海洋科への編入でこういった無線技術の養成には何かと問題があります。カリキュラム的な問題があるかと思ひます。独立した無線情報通信専門高校としての存続が必要かと思ひます。町長のお考えをお伺いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、奥成議員の消防職員の配置ということなのですが、奥成議員には、向峠議員同様消防団活動に非常にご理解いただきまして、率先して活躍いただいておりますことを改めて御礼申し上げたいというふうに思っております。

また、今ほどの議員のご指摘のとおり、消防署も合併しまして、消防署には25人、それぞれの分署には15人ということになっております。したがって、火災出動時には管轄の分署から1隊、そして消防署から1隊の計2隊の出動が可能ということになっております。また、密集地での火災や強風時での火災では3署から同時に4隊の出動が可能ということで、消防活動が一層強化されたというふうに私は思っております。

また、非常備の団員等への非常招集につきましては、昨日も申し上げましたように、従来のサイレン吹鳴に加えまして今月からは携帯電話へ一斉に緊急情報メールを配信する緊急連絡システムを運用しております。このようなことから、消防署と消防団の連携をとることによってこれらの人、機械力を活用し被害を最小限にとどめることもできるというふうにも思っております。

また、救急出動の場合でも火災出動と同様に消防署と分署から出動も可能となっておりますし、また例えば大規模な事故の場合には3署から4隊が同時に救急出動も可能という体制がとられております。

まだ現体制がスタートして間もないということもありますが、今後、メリット、デメリットの検証も必要かと思っております。しかしながら、今後の消防活動にはこれらも含めて検討を重ねていきたいと思っておりますが、現時点では当分の間現行の体制で運用したいと思しますのでご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、青色発光ダイオードの集魚灯につきましては、確かに新聞紙上にも掲載されるなど漁業関係者にとりましては非常に画期的なものであると思っておりますし、特に本町としては漁業の町でもあります。存亡を担うものと認識しておりますし、この実証試験というのはやはり直接は参考とはならないとは考えておりますが、現時点での調査結果でも小型イカ釣り船には効果的であるというふうに言われております。

今後は、関係機関に働きかけまして日本海側での中型イカ釣り船の青色発光ダイオード集魚灯試験を議員のおっしゃるような本県の調査船であります白山丸にも要望していきたいというふうに考えております。

次に、小木分校の存続をというご質問なんですが、やはりこれまで小木分校の置かれてきた推移あるいはその必要性ということに関しましては、議員のご指摘どおり私も共感するところであります。これまで、機会をとらえて県の方にもお願いをしまいいりましたし、また旧内浦町としても町長を初め関係者で要望書を提出して存続を訴えてきたというふうに敬意を聞いております。そして、今日に至っておるのが現状であろうかというふうに認識しておりますが、ただ、県立高校でもあり県としてもそれなりの再編事由があったかというふうには理解していますが、やはり独立した無線情報通信専科の存続というのは必要だというふうに考えておりますので、今後も県の方へお願いしていきたいというふうに考えております。

これに関しまして、やはり学校側の努力も必要でしょうし、地域としての努力も必要であろうかというふうに考えております。行政としましても最大限の努力を図って、また議員の皆様のお力もかりながら県の方へ要望していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 6番、いいですか。

6番（奥成壮三郎） いいです。

議長（大谷内義一） 次に、2番 南正晴君。

2番（南正晴） では、議長より発言を許されましたので登壇させていただきました。2番 南正晴、旧柳田村出身でございます。

私は現在、児童生徒の親としてPTA活動に携わっております。その活動の中でいろいろ思うことがありますので、2点ほど通告いたしました質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、小中学校の統廃合といいますか、再編について町長にお考えをお聞きしたいのですが、昨年8月、能登町まちづくり計画が合併協議会から出版され、その36ページを見ますと、創造性と元気溢れるまちづくり、教育・文化・スポーツ欄ですか、その(1)の学校教育の充実の欄に、「老朽化した施設の改修や時代に即した設備の充実を図るとともに、少子化傾向等を考慮して教育環境の充実を図るため、小中学校の統廃合を検討します」というのがあります。

能登町には現在、中学校が6校、小学校が9校、このうち旧柳田村地区では中学校、小学校が1校ずつ、旧内浦町地区では中学校、小学校が2校ずつという形で、ほぼこの旧柳田村、旧内浦町においては小中学校というか学校統合がほぼ終えているのかなと思います。旧能都町地区では現在中学校が3校、小学校が6校。この体制に対しまして、昨年、能都町学校統合検討協議会が平成20年度までに3小学校、2中学校への統合という案を答申しております。これは答申でありましてまだ決定ではなく、現在、各校下というか、地元の方々といろいろ話し合いがされているように聞いております。仮にこの統合案が実施されとした場合、能登町内には中学校が5校、小学校が6校という形になります。

それで、昨日よりもらいました教育委員会の児童生徒数、それから入学予定者数といったそういった数の資料をもとに試算していきますと、現在40人学級ということですから、平成20年度になりますとすべての小学校が1学年1学級、宇出津小学校でもいよいよ1学級という、そういう状態になってきます。

これは能都中学校へ進学するということを考えますと、真脇の小学校と宇出津小学校はほぼ能都中学校へ行くことになるんでしょうから、能都中学校へ進学するこの学童以外というのは、もう小学校1年生に入学すると中学校卒業までの9年間全く同じメンバーで教室の中で勉強していくと、9年間ずっと同じメンバーで成長していくということが考えられます。小学校、中学校の一貫教育という面から考えればそれも非常によろしいことなのかもしれませんが、せめて中学校では各学年2学級くらいあり、クラブ活動なりにいろいろ精通される活動があればいいのかなという思いもあります。

そこで、地域住民や保護者の理解、協力がないと学校統合や再編というのは非常に難しいことなんです。町財政も非常に厳しい折、学校によっては非常に大規模な改修が必要だという学校があります。加えて、子供の出生数が年間110人前後ということを考えると、いま一步進んだ学校再編というものが必要になってくるのではないかと思います。町長はこの辺をいかが考えておるのか。

また、3町村の垣根がなくなった今、地域によっては行政区域の壁がないのだから家から近い学校へ通わせたい、そういう保護者の方もおいでます。そういった面を含めまして、通学区域といったものの見直しも必要ではないかと思われまますので、その辺についてもお尋ねをいたしたい。

2点目は、教育長にお尋ねいたしますが、私もPTAの役員をしている関係上、昨年より能登町PTAの連合会の設立にかかわってまいりました。そして、この4月から能登町

P T A連合会といったものが発足しております。市町村合併の関係で、県のP T A連合会への加盟は昨年までは市P T A、郡P T Aという単位で加盟されておりましたが、ことしからはその加盟形態も市P T A、町P T Aという形での加盟でございます。そこで、ずばり町P T Aの事務局を教育委員会の中に置いておけないものかというものを聞きたいのですが。

なぜならば、昨年までは、例えば私は鳳至郡P T A連合会というところで役員をしておりましたが、昨年までの形ですと、鳳至郡P T A連合会の場合4町村で事務局が持ち回りという形で、その年によってどこの学校が幹事校になる、要するに会長を引き受ける、または事務局になるといったものが毎年年度の終わりにならないとわからない。幹事校が決まると、大きな文書箱を持って幹事の先生が次の学校へ届ける。

そういった非常に面倒な持ち回りをしていたんですが、こういったことにより4月か5月に新たに郡なり連合会のP T Aが立ち上がったときに、P T Aの役員というのもほぼ1年でかわっております。また、学校の先生もそのときまでは携わってなくて、ことしから旧にP T Aの事務局になったとかという形が持てますので、初めて顔合わせたときみんな知らない同士。昨年は何をやっていたか、これからどうすればいいのかというのが全くわからないというか手探り状態でスタートすることが多かったように思います。

その辺、隣の珠洲市や輪島市に問い合わせしますと、お互い教育委員会の中に事務局をお願いしていると。そのために、P T A役員が全員かわっても、また市のP T Aの事務連絡やそういった県からの文書等の連絡もそんなに支障を来さない。教育委員会から新しい会長さんや教頭先生のところへ文書発送してますよということを聞いております。

先ほど言ったように、P T Aの役員というのは1年でかわることが多いために、新たに役員になった方々はほとんどは学校の先生にお任せの状態であると。そんな中でせめて連合P T Aの事務局が教育委員会の中に設置できれば、P T A活動の一貫性といったものが望め、また教育活動に対する向上といったものが見込まれるのではないかと思います。いかがなものか、そういったところの見解をお聞きしたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 南議員の小中学校の統廃合に関してなんでありますが、議員ご指摘のように、やはり一番おくれていたのが旧能都町ではないかなというふうに思っております。

それで、昨年、統合検討協議会から答申をいただきました答申内容に基づきまして今現在教育委員会の方で準備を進めているのが現状であります。常々私はやはり学校統合といえますか、適正な規模でのそういった教育環境をつくってあげることが行政の役目ではないかなというふうに思っております。それによりまして、仲間意識とかあるいは相手に対する思いやりとかが生まれてくると思いますし、いい意味でのライバル心、競争心も芽生えてくるんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味では、やはり学校の統廃合というのは必要だというふうに考えております。

統合に関しては、地域の方々にはいろんな立場でのお考えがあろうかとは思いますが、やはりそこは子供を第一というふうな大前提で考えていただきまして、学校の統廃合に関しましてはご協力いただければなというふうに思っております。

また、通学区域に関しましても能登町として合併した今日、やはり児童生徒、保護者、そしてまた地域住民、あるいは教育関係者の意向というのを十分に把握しながら考えていかなきゃならないと思いますし、やはり合併した以上、この能登町全体を考えた学校の再編といえますか、通学区域も含めて検討していかなければならないというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） P T Aに関してご質問でございますが、南議員におかれましては、日ごろより自校のP T Aを初め連合会の役員を担当しておられ、学校、それから地域の教育に対して多大なるご支援とご協力をいただいておりますことに対して、深く感謝を申し上げます。

それで、ご質問のP T A連合会の事務局を教育委員会に設置できないかについてですが、現在、町内における社会教育関係諸団体は数多くあります。各団体から事務局を委員会に設置してほしいと、そういう要請がございますが、当町におきましては設置していないのが現況でございます。

県内の郡市町の本年度の状況は、22連合会のうち連合会事務局が小中学校内にあるのは16事務局で、残りの6市の連合会は記念館内や文化館内、生涯学習課内になっております。ただ、学校数や地域性を考慮した場合に十分なる検討を要することと考えておりますので、ご理解をいただきたいとお願いいたす次第でございます。

以上です。

議長（大谷内義一） いいですか。

それでは、暫時間休憩いたします。10分間。11時10分に入ってください。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に続き、会議を開きます。

7 番 石田博之君。

7 番（石田博之） 私の方から、通告しました2点について町長並びに担当課長に少し見解をお聞きしたいというふうに思います。

まず1点目は、合併特例債についてなんですが、2町1村の合併に伴い、県や国の手厚い支援があるということで、合併に際しての住民説明会等で執行の方から話がいろいろありました。そのいろいろな支援なんですが、我々住民に対してははっきりとした形で見えてこないのが現状であります。県の支援でもある合併前に各町村に交付されました特別交付金2億5,000万も、いつの間にか消えたような感があります。

国の支援でもあります合併特例債は、能登町に対して建設事業でもって108億7,000万円、基金造成で17億1,000万円、計125億8,400万円国が認めている支援ですが、しかしこれは10年にわたり国が認める有利な借金でありまして、3割の自治体負担が必要であります。しかも、事業はハード面に限られておりまして、起債制限比率の高い当町においては合併特例債を利用するにおいても県の地方課の厳しい審査を通らないと使えないというのが現状だというふうに思っておりますが、住民の皆さんも私もそうなんですが、合併特例債の有効な使い道においては大変高い関心を持っておられるというふうに思っております。

町村合併に当たりまして、県へ提出した新町建設計画には、旧自治体より多くの事業要望が出されているというふうに思っております。能登町過疎地域自立促進計画もその一部だというふうに思われますが、そのたくさんの事業要望の各地域の中から合併特例債をうまく利用して、新規事業はどういった視点でもって優先順位をつけて具体化されるのか町長に見解をお聞きしたいということです。

そして、今年度の合併特例債を利用した事業名並びに金額を確認をしたいということと、

今後も議会や住民に対しても合併特例債に際した事業を明確にしていきたい。そして、地域格差が出ないように実施計画を望みたいというふうに思います。

ちなみに、白山市では合併時に旧自治体ごとに設置されました地域審議会の見解を聞きながら、町内の行政評価システムを活用し徹底をするということだそうです。

2点目は、町長の基本政策の一つでもあります福祉のまちづくりについてなんですが、能登町においては、福祉サービスにおいては私は大変充実しているんじゃないかなというふうには思っておりますが、今後、現状のこういった点を改善をされまして施設並びに福祉サービスの充実を図られるのか、具体的な案があるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

そして、15番議員と質問は重複をいたしますが、私なりの見解でお話をさせていただきたいと思いますが、障害福祉に対してですが、担当課長の方からお聞きしたいというふうに思います。

障害者の方も平等な行政サービスを受ける権利があるわけなんですけど、中で特に聴覚障害者。聴覚障害者といっても幅広くありまして、うちのおやじのように年がたって耳が遠くなった人も一つの障害者の中に入るというふうに聞きますが、その中で生まれながらにして話すことも聞くこともできないという聾啞者に対して、能登町の福祉課には私は手話通訳者が必要だというふうに思っております。

県内の自治体の福祉課でも職員として採用している事例が多く見られます。ちなみに、県下では羽咋市、野々市町、白山市、そして小松市、加賀市、金沢市、ほか県庁や中央病院、ほか福祉センター等でもって県内では正職員が12名、常勤嘱託で9名の手話通訳士が福祉に携わっておられます。

県内ではまだまだ設置状況は県外と比べまして低いというふうに思いますが、悲しいかな奥能登では羽咋以北、羽咋市を除いて一人の手話通訳者もおられない状況であります。奥能登には手話通訳者という資格を持った方が少ないのだというふうに思っておりますが、県内の自治体においてはそういった方を全国公募でもって職員を採用した例もあります。それで、たまたま珠洲市でそういった資格を持っておられた方が、近くの自治体で働くところがないということで、今現在の加賀市の福祉課に正社員として採用されて働いておられる方もおるというふうに聞いております。

職員を採用するということも一つなんですけど、私は現職員に対して資格を取ってもらうということも選択肢の一つだというふうに思います。輪島市や七尾市ではそういった職員

採用はございませんが、手話奉仕員の養成講座というものを県と国の助成をいただいて開催をされております。

ちなみに、入門コース、基礎コースというのもありまして、入門には35時間、基礎コースには45時間要するということです。そして、基礎コースを修了しますと、一定レベルの試験を通過をされた方が金沢市にあります厚生労働省管轄の手話通訳者養成講座というのを、たしか35時間だったと思うんですが、そういう養成講座を受けて資格を取得するという、なかなか時間的にも、いろんな費用的にもかかるというふうに思います。

輪島市では、そういった養成講座を卒業して、金沢市の手話通訳養成講座を受けるに当たり交通費の助成をしておられます。当町でも養成講座を開催を検討できないでしょうか。そして、手話通訳者の職員採用並びに職員育成を近年早くに何とか聾唖者のために福祉の充実を図っていただきたいというのが私の願いであります。

再質問はしませんので、誠意あるご答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、石田議員の第1点目の合併特例債の有効利用と新規事業についてというようなご質問かと思えます。

合併特例債を発行できる条件としましては、まず合併協議会で協議された、そして承認された市町村の建設計画に基づいて行う事業であることが前提というふうにされております。建設計画を策定するに当たりましては、各合併前の3町村がそれぞれ策定していました総合整備計画を考慮し、そして各町村の今後の予定事業を提出していただきまして、その内容を文言にして計画書の方は作成してあります。

ただし、合併特例債の発行が認められるのはそういった建設計画に基づく事業であって、さらに特に必要と認められる経費が対象というふうにされております。この特に必要と認められるという部分に関しましては、その事業を行うことによって合併の効果がどうあらわれるのかという事業効果を明らかにしながら活用しなければならないというふうになっておりますし、また合併特例債も地方債の一種でありますから、いわゆるソフト事業に充てることはできずに建設事業費に充てるということになります。

また、交付税に元利償還が算入される地方債としましては、ほかに過疎債、辺地債があるわけなんです。財政的に見ますと、やはり過疎債、辺地債を発行した方が財政的には

財政に与える影響があるいは負担が少なくて済むということもあります。そういった意味も含めまして、厳しい財政事情の当町としましては、この3種類の地方債を有効に活用しながら、建設計画の範囲で財政再建と新たな事業を模索するといった方向で今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、福祉に関しましては聾啞者の手話通訳の方は後ほど担当課より説明させていただきますが、この福祉に関しましては、平成18年度から障害者自立支援法により、障害の種別によりばらばらな福祉サービスを一元化しまして、市町でそれぞれがサービス主体となっておりまして、そういった制度の改正によりまして、今後は入所型の施設中心の福祉から、住宅福祉あるいは地域福祉へという移行がさらに促進されるというふうに考えております。

障害のある人には、それぞれのライフステージに応じた適切な保険、医療及び福祉サービスを提供しまして、障害者の方が地域で自立して生活できるような、そして適切な福祉サービスを今後も実施していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治） 先ほどの石田議員のご質問にお答えいたします。

聾啞者にとりましては、手話は重要なコミュニケーションの手段でございます。手話通訳者より健常者との意思伝達が容易になりまして、地域で福祉サービスの利用や生活支援につながることになるかと思っております。

手話通訳者の設置につきましては、昨日町長からの見解もお話ししたわけでございますが、県は手話通訳者のいない市町村のサービスを補うために手話通訳者の派遣事業を行っております。金沢からの派遣となっておりますが、実際に使うとなりますと時間的な制限がありまして利用しづらい面がございます。能登町では、聴覚障害者数が多くないことや、財政事情もありまして残念ながら手話通訳者の設置はいまだに至っておりません。

そこで、県の方でいろいろその手話通訳者団体の方々がいろいろお願いに行ってくださいまして、昨年の9月の県議会ですか、そこにもご質問があったわけですが、その中で県の方ではこの奥能登の北部圏内の市町に共同設置ができないかということを検討していると聞いております。今後、具体的な経費の負担方法や設置場所等が県から示されることと

なりますが、そのときにはまたよろしくお願いいたします。

また、先ほど言われました手話通訳者の養成講座はどうかということではございますが、また輪島市等のやっている状況をかんがみながらできるならば能登町でも考えたわけですが、職員でのということですが、昨日町長が答弁しました職員の通訳者ができるようになれば一番よろしいですが、先ほど石田議員が言われましたとおり、三十何時間、四十何時間という講座の時間を費やしましてなかなか時間がかかるということになります。英語の同時通訳の形という、レベルということを考えていただければいいかと思っております。

それでも、やはり普通の日常の会話程度ですというなら、いろんなサークルとかそういうもので参加をしながら、日常的な急を要しない程度の手話通訳ができるかと思っておりますので、またそのあたり職員とも話し合ってみたいと思っております。

議長（大谷内義一） 7番、いいですね。

次に、25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 私は、町長の公約とまちづくりについてただしたいと思います。よろしくお願いいたします。

町長は、選挙戦のパンフレットの中では「3本の矢でつくる能登町の未来」、こうっておられました。3本の矢とは何なのか改めてお尋ねをしたいと思えます。

そして、公約である5つの柱として、1つ目には人づくり、2つ目には産業の活性化、福祉のまちづくり、循環型のまちづくり、交通情報のまちづくりといたしまして5つの公約を上げているわけでございます。

私はこの公約の中で、人づくりのこの項目の中では公民館対策、どうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。人づくりの中では、新しい時代にふさわしい人材の育成、町民主体のまちづくりということをお町長はうたっておりますので、この項目についてはやはり公民館対策が必要なのかな、ぜひこれは大事にしなければならないというような考えでおるわけでございます。

そしてまた、産業の活性化の中では、グリーンツーリズム関係、また深層水、ブルーベリー、キノコ、寒ブリ等の特産品の活用、こうありますので、これは交流人口の拡大ということにつながってくるのではないかと思うわけでございます。

交流人口の拡大となれば、やはり私は遠くから来るお客さんが能登空港におりて、そし

て能登半島を回られたときに一番初めに気づくのは、やはり能登独特の家並み、黒い瓦に白い壁のこの家並みが非常にいいということを来るお客様がすべて言い切るわけでございます。やはり、私は能登半島の交流人口拡大にはこの黒い瓦に白い壁の景観をうまく利用しなければならないし、保存していかなければならないと思うわけでございます。そういうことで、これはやはり景観条例をつくることができないのかということもお尋ねしたいと思います。

なお、またこの景観条例に関連をいたしまして、能登線が廃線になりました。海岸線及び内陸の田園風景、廃線の跡地を取り払うことによって優雅な昔の海岸線の復活、及び田園風景の復活が可能ではないかと思うわけでございます。廃線の跡地の再利用として、撤去ということも考えてもいいのではないかと思うわけでございます。

そして、なお町長は、町民と同じ目線で対話を重ね、決断し、行動する町長となり、私たちが住む能登町を希望と活力のみなぎる町へと変えていく、こう言っておるわけでございます。この中で、並々ならぬ決意といたしまして管理職手当の20%削減ということが出てきております。この管理職手当の20%削減とは、町長のいかなる気持ちなのかということもお尋ねいたしたいと思います。

そしてまた、5本の柱として、あわせて財政再建を主要課題に上げておるわけですが、改めまして私は年収500万の家庭でこの能登町の財政を例えていただきたいということもお願いをいたしたいと思います。

そして、財政再建、まちづくりは両立すべきなのか。させるのか。させるとしたら、その方法はどうなのかということもあわせてお願いをいたしたいと思います。それから、やはり財政再建にはなくてはならないことは、官から民の移管であります。これも町長はどう考えておるのかということでもあります。

そして、最後には5つの柱の公約であります。公約はやはり期限かあってこそ公約だと思います。町長の公約は何年が公約なのか。これもあわせてお願いをいたします。

これで私の質問は終わりますが、次からは再質問席にてお願いをいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、多田議員の第1番目のご質問ですが、3本の矢でつくる能登町の未来ということで、この3本の矢とは何ぞやというご質問かと思いませんか、やはり合併

前の町村が柳田村、内浦町、能都町ということで3町村があったということでこの3という数字を出させていただきました。そしてまた、1本の矢は折れても3本ならなかなか折れないということわざをかけて互いに手を取り合いながらして協力して新しい町、能登町のまちづくりを進めたいという思いで表現させていただきました。

次に、公民館の運営とといいますか、人づくりに関してなんですが、旧町村での公民館の運営についてはそれぞれの各町村での特色があったというふうに思っております。地域性もありましたし、あるいはいろんな運営の仕方もあったかと思っております。ですから、新町になったからといって公民館の体制を一気に画一的に統一することはなかなかできないのが現状ではあるかと思いますが、今後に関しましては地域の実情を勘案しながら公民活動の推進を図っていききたいというふうに考えております。

次に、グリーンツー及び景観条例というようなご質問なんですが、能登町がほかに誇れる環境というのを残し、一通りの基準を定めると、やはり景観を向上させることには私もその必要性を感じております。

また、景観だけではなく環境の問題、あるいは特産物対策についても衣食住を総合的にとらえてブランド化ということや、あるいは一通りの基準づくり、また定められた基準に沿ったものであることの証明の方法等、いろんな実情を踏まえながら前向きに勉強させていただきたいというふうに思っております。

次に、能登線の廃線跡地利用に関しましては、昨年7月以降、県の企画課あるいは都市計画課が沿線市町と駅周辺の住民が参加しましていろいろ意見交換を行ってきております。一応、各駅周辺の跡地利用の計画の基本構想なるものが作成されたところではありますが、長期的視野に立った実現可能な計画の作業を行う必要があるかと思っております。議員のおっしゃるそういった田園風景を残すということも一つのアイデアではないかなというふうに考えております。

また、管理職手当の20%の削減に関しましては、これは言わずもがな厳しい財政状況の中で財政再建の一環であるというふうにご理解いただければというふうに思っております。

次に、崩壊寸前の財政事情を年収500万円に例えたらというようなお話なんですが、若干わかりにくいかもしれませんが、まず支出では、今までの借金の返済が、年収500万円の方では一番多くて131万7,000円となります。これは支出の約26%を占めるということになっております。次に、自分の子供や親戚あるいは人への援助金という形での125万3,000円が約25%あります。また、3番目には、自分の家を直すとかあるいは周りをきれいにすると

かということで、そういった建設的な費用が94万7,000円で約19%かかっております。4番目が食費等の生活費で、これには87万5,000円で約17%。これは、町の財政的に言えば人件費に当たろうかというふうにも考えております。5番目が、電気、ガスあるいは修理代金等で54万5,000円。その他が6万3,000円というふうな内訳になろうかというふうに思っております。

これを賄うための収入では、非常に自分自身で稼げる収入ではなく、父親あるいは親戚からもらう援助金が一番多くなっております。その額が302万8,000円で収入の約75%を占めているということであります。次に、貯金の取り崩しが71万7,000円で14%。そして、3番目には、新たな借金として71万5,000円で14%というふうになります。

また、自分で稼げる収入ですが、52万円ということで全体の収入の約10%ということになっております。そして、その他が2万円となっておりますが、簡単に言いますと、年間500万円の生活費のうち借金の返済が一番多くて、その支出の26%を占めているということでありますし、それを賄うための自己収入といいますか、町でいいますと税金が10%余りしかないということであります。また、親、親戚からの援助金が300万円ということで、これは国、県からの援助金ということでありますし、また新たな借金ということで71万円ということでやりくりをしているということで、これが今現在の町の状況でもあろうかというふうにも考えております。

次に、官から民への移行ということなんですが、やはり民間に任すことのできるものは民間で行えばというのは変わらない私の信条でもあります。その中で、行政が直営で行うもの、あるいは公社を管理者として事業を任すもの、あるいは完全に民間に任すものこのいった分類あるいは整理する方向で検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

次に、私の公約の話なんですが、合併協議会でつくられました建設計画あるいは私の公約に関しましても、ここ二、三年で実現できるものでは決してないというふうに考えております。今後は、この計画あるいは私の公約の実現のために新町が一体化となって、そしてまた何回も申し上げておりますように財政再建を進め、そして新能登町の行政改革大綱や将来を見据えた総合計画の策定を行いまして今後のまちづくりを行っていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りたいと思います。

25番（多田喜一郎） 町長、財政再建とまちづくりは両立するのคะせんのか。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 今、町長から答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

まず、この中で一番初めに聞きたいのは、3本の矢とは旧柳田、内浦、能都町ということですが、私に言わせれば、やはりこの3本の矢とは行政と議会と町民と言うた方がよりすっきりするのではないのでしょうか。やはり、財政再建というものは行政と議会と町民が一緒にならなければならない。行政が町民に求めるのには、やはり行政が町民に対して何かをしてやるというんじゃなくて、町民が能登町に対してどうすべきかというような考え方も必要ではないのかなということを思うわけでございます。

それから、公民館のことにつきましては、やはりもう少し思い切って公民館活動ができるようにしていただきたいということをつけ加えておきます。

それから、500万の収入で能登町の今の現状の財政を考えていただきました。やはり、収入においては1割なんですね。1割しか自分が稼ぐことができない。親父にもらってくる金が75%。そしておまけに借金もできるということは、どら息子になるのか。はたまた裕福な家庭の坊ちゃんの家庭になるのか。これ両方のうち町長はどちらを選ぶのかということもあわせて聞かせていただきたいと思います。

それからやはり、公約は二、三年でできない、みんなしてやるということなんです、4年たった次の選挙においても公約の実現ができないとなれば、これまた町長の手腕が問われます。ぜひとも4年間のうちに、私はかくあるべきである、少なくとも8割ぐらいの公約の達成率は町長に望むものであります。ぜひお願いをいたします。

そうということで、まず一番初めに、500万に例えたこれを町長はどちらに見るのかということをお願ひいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、その500万円に例えた町の現状といいますと、今、議員がおっしゃるように裕福な家庭の息子でもないと思いますし、どら息子でも決してないと思っております。汗水垂らして一生懸命まじめに仕事してきたが、貧乏でなかなか借金も返せない状況が今の町の現状だと思っております。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） なかなか町長は名答弁であります。どら息子と言ったならば、町長はこのどら息子のかじ取りをどうするのかと厳しく突きたいと思いましたが、かわされました。

しかしながら私は、やはり財政再建も大事なわけでありますが、やはり町民に対して物事をなし遂げるということも大事なわけであります。なぜならば、例えば80歳になるような老後の2人の家庭があったとする。その家庭に息子がおったとする。その息子がおじいちゃん、おばあちゃんに対して、私は今財政的に非常に厳しいからもうけるまで待ってくれよと言ってその2人の高齢者が寒いところに寝て、遠くの便所まで行き、昔の水船に氷が張ったそれをしゃくで割って流しをするというようなことを望むよりも、やはり息子としてはできる限りの借金をして、じいちゃん、ばあちゃん、私は一生懸命に世話になった2人に対して、少なくともできる範囲にこれくらいのはしてあげるんだよということで、文化住宅的な冷暖房もきくそのようなすばらしいところに住ませてあげたいというのが私はこれは家庭ではやはり親と子の関係でありますし、町行政に至ってはやはり町長と町民の関係、これが公約に結びついてしっかりと町民に言うことが町長のリーダーシップだと思うわけでございます。

ぜひ、町長、財政再建ばかりを前面に出さなくて、財政再建とそれから活性化とまちづくりというものを両面をうまく見て町民が不幸にならないような、そういう行政のかじ取りをしていただきたいと思います。

これにて私の質問を終わります。しかしながら、町長の最後の一言を聞いてお願いをいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 当然、財政再建というのを前面に打ち出してはおりますが、住民の皆さんに対するサービスの低下あるいはいろんな事業の低下というのは招いてはいけないというふうに考えております。

ただ、議員の皆様初め住民の皆様には、能登町は決して裕福ではないというのをご理解いただいた上で今後のまちづくりにもご協力いただきたいというふうに思っておりますし、先ほど3本の矢の話をされましたが、やはり町民の方には行政が、新能登町が我々に何を

してくれるじゃなくて、我々住民が能登町の発展のために何ができるかを考えていただければなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 午前中の時間若干ありますけれども、午前中の会議終わりたいと思います。午後、13時から行います。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） 私は、さきに提出した通告書に大きく2件の質問事項を出しております。順序が少し相前後するかもしれませんが、両方とも関連性がある質問ですので一括して申し述べさせていただきます。

私たちは、この3月31日、能登再生の大事な要素であるのと鉄道穴水―蛸島間61.1キロを失いました。当時の運動のときにも、よく言ってまいりました。残せば財産、なくすればただの産業廃棄物というふうに申し上げてきました。

鉄道を廃止して、のと鉄道は年間1億の赤字を負担しなくて済むかもしれませんが、同時に私たちはこの1億の数倍、数十倍の赤字をしょい込んだことが現状であろうと思います。事務レベルで言うならば、これまでの廃線事例からすると必ず固定資産税評価額がかなり落ちております。これは、同時に能登町、能登半島の全体が貧乏になることを意味します。それから、これからかかる経費等についても大変なことがあらわれてきます。流入人口もこの5月の連休でも間違いなく減ってまいりました。

例えば一つの例を出すならば、旅館名は申し上げませんが、ある遺族会が百数十名の能登での宴会を予定しておりました。先発隊に3人のご老人が見えたそうです。そのときに、幹事の方はどうあっても能登でいたいというふうに思っていたらしいですが、残念ながらほかの2人の先発隊の視察の方は反対されました。なぜならば、穴水駅からそこまで行くのに2時間半かかりました。こんな遠いところ、老人は途中で小便もしたくなるし、気分も悪くなるしとても来れないというふうにおっしゃったそうです。この後どんなふうになったかは私はまだ聞いておりませんが、これが実態だろうと思います。

子供たちも、通学にもまさか鉄道がなくなるとは思わないからある高校に行った子が、今は鉄道ではなくてバスで時間をかけて行っております。穴水まで、例えば宇出津から1時間以上かかっております。今のこの季節でこうですから、冬場になったらもっともっと大変な事態が起こり得ることは明白であります。

このように、鉄道は大変な痛手を負いました。しかも、そのときの手法として県はやみくもに鉄道を廃止しました。どうやみくもかといいますと、廃線の跡地の利用についても、廃線の後の処理についても何ら方策を持ってません。そして、あろうことか去年の12月29日、「能都町と県は」というような書き出しで北國新聞に書かせまして、宇出津駅の跡地利用の構想まで出しておりました。それを見て町民は、もしかしたらこんなふうに見えるんじゃないかなというふうに思ったかもしれません。でも、現実をつくる構想は全くありません。全くないというのは、補助金の当てなければその構想もありません。しかも、県が勝手に言い出したことです。

その中には、新能登町もこういうふうに考えるというふうに書いてあります。私はその当時、能都町議会議員であり、能登町の議員ではありませんでしたが、今こうやって能登町の議員になってもこの問題を論議をして覚えはありませんが、なぜか北國新聞では、むしろ新聞社を責めるよりも県を責めなきゃいけないんですが、県がこういうふうに書かせて実態があります。

そんな中で能登半島はどうやって生きていくのか。鉄道をなくした痛手をカバーしてどのように生きていくのか。これをまず問いたいと思います。

そして、これからどうやっていくについてですが、持木町長はこの4月、地域の方の大きな負託と、そしてある意味では少々の我慢もしながら、無競争で持木にこの町を任せてみたいというふうに言ったのが、皆さん言葉では言わなくてもそうであったかと思います。それは何を意味するのか。持木一茂町長はひとり能登町の町長ではないと思います。能登町のみならず能登半島全体の現在2市3町、来年2月1日には2市2町になるその一番若いリーダーであります。そのリーダーが能登半島全体を見据えてどのように持っていくのか。これが町民、そして地域の方の願いだろうと思います。

私は、行政をこんなふうに考えます。新潟県の黒川村の伊藤村長さん。もう2年ほど前に亡くなられましたが、大変な村おこしをやって、「奇跡を起こした村のはなし」という本までほかの方が著しておりますが、この方は役場の職員と一丸となって、町と一緒に村をつくりました。

私は、町長というのは能登町という会社の一番大きな社長であろうと思います。そして、能登町というのは能登半島で一番大きな会社であります。いえ、現能登町では一番大きな会社です。そしてまた、広域で考えたら、奥能登広域圏の重役でもあります。そういう人がどのように町をつくっていくのか、その意欲を聞かせてほしいと思います。

公務員のことを指すときにこんなふうに言われます。公務員は、横を見て、上を見て、後ろしか見ないと言われております。先般、地域づくりの塾に行きまして学びました。上を見るというのは、県や国を見る。そして、横を見るというのは類似の周りの町村を見る。後ろを見るというのは過去だけを見る。だから、新しいことが起こせないというふうに学びました。

どうか、持木町長には新しい能登町、そして能登半島をどうリードしプロデュースしていくのか、その意欲をお聞かせ願います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、鍛冶谷議員ののと鉄道廃止に伴う今後のあり方等、いろいろ問題があらうかというふうに思っております。確かに議員さんがおっしゃるように、のと鉄道廃止の痛手というのははかり知れないものがあるかというふうには考えます。しかしながら、3月31日をもって廃止になったのと鉄道、今後どういう形になるかわかりませんが、現状ではやはり代替となるバスの円滑な運行が一番住民にとっては必要な事項じゃないかなというふうに思っております。

その中で、やはり昨年、のと鉄道廃止に伴う転換バス路線につきまして、昨年の4月に町会長、そして区長、また商工会関係者、学校関係者、警察署、バス事業所等を交えまして穴水―蛸島間のバス転換協議会という協議を設置しまして、実務者会議も含めまして十数回に及ぶ会議が開催されております。その中で、バスの系統あるいは本数等論議してきたわけなんです、そして3月中には試走も行いながら4月1日よりバスで運行が開始されたということで、万全の体制で4月1日を迎えたというふうには思っております。

しかしながら、穴水―蛸島間が最短では1時間49分かかるといふこともあります。また、最長では2時間59分もの乗車時間がかかるといふことで、一部利用者から当然苦情とかあるいは要望もあるというふうに聞いております。そういった状況を調査しながら、またいろんな利用者の状況を踏まえながら、老人、子供といった交通弱者と言われる方の利便性

の向上も図っていかなければならないというふうに考えておりますし、また遠隔地へのアクセス手段ということで、特急バスも含めたそういったさらなるバスの利活用も事業者に対して要望していかなければならないというふうに考えております。

また、これは能登町単独で考えるのではなく、やはりバス路線に関しましては1市2町に及んでおりますので、隣接の市町との調整も必要であろうかというふうにも考えますし、またそういった厳しい財政状況ではありますが、限られた財源を有効に生かして最善の地方の生活バス路線の確保というのが今現在の能登町における最大の課題ではないかなというふうに考えております。

ですから、そのことも含めてバス代替運行に関しては真剣に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

また、奥能登全体でのリーダーといいますか、プロデューサーというお話なんですが、やはり私が就任時から申し上げておりますように、この奥能登ではやはり全体の少子化、高齢化が進んでおります。また、能登町の特色として生かすには、やはり第一次産業の大切さを再認識していただいてその産業の振興を図らなければならないというふうに思っております。

また、奥能登には非常に豊かな自然がありますし、全国に誇り得るすぐれた食材あるいは文化がたくさんあるかと思っております。そういった地元の素材を生かしながら、これまでと違った視点からアプローチすることで、能登ならではの高付加価値を持った地域ブランド商品が生まれる可能性があるかというふうに思います。ナンバーワンを目指すよりはやはりオンリーワンを目指すべきだというふうに考えております。

また、こうした地域ブランド商品が次々と誕生することによって能登という地域ブランド力が高まってきますし、それによりまして例えば外食産業での食材の導入あるいは能登の食をテーマとした奥能登全体での観光産業など、また他の産業分野でも当然波及効果が期待できるというふうに考えております。

そういった意味では、その地域ブランドを高めるためには第一次産業の農林水産業、第二次産業の製造加工、そして第三次産業の販売、サービスの部分それぞれが強みを生かして連携することが大切だというふうに思っております。

まちづくりを推進するには、決して前例を吹聴することだけでなく、現状を的確にとらえて、そして事務事業の評価を全庁挙げて取り組んで、前を向いて、さらに一歩前へ踏み込んだ政策展開を行わなければならないというふうに考えております。

今後の能登町の指針となります総合計画の策定とあわせて、広く有識者の方々、そしてそういった町民の方々のご意見やアドバイスを聞きながら、町の発展のために全力を尽くしてまいりたいというふうに考えておりますが、いずれにしても一つの自治体で単独で考えるのではなく、奥能登全域で各自治体が連携をとりながら能登の振興発展の施策を探っていかなければならないというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） まずは、バスの代替路線の件でお願いしたいと思います。

バスの代替路線は大変細かな、例えば諸橋地区ではふだん通らないところも通るようなバスになりました。地域にとっては便利なのかもしれません。でも、このバスの代替路線には大きな欠陥があります。基幹の穴水なり和倉温泉、七尾に行く基幹の路線がしっかりないということです。今ほど町長が答弁された珠洲までの2時間59分、ほぼ3時間です。これがないのはまずおかしいと思います。

これについて一つの事例からすると、輪島－穴水間が廃止されたとき、輪島から和倉温泉に行くバスが出ました。これは、私は見ておって、のと鉄道に倣わんでもいいバスを出したんやなというふうに思っておりましたが、これは住民の要望であろうと思います。和倉まで行きましたら、サンダーバード、しらさぎ、はくたか、すべて乗れます。逆にサンダーバード、しらさぎ、はくたかで中京からも、それから新潟方面、新幹線からも来れます。そして、もちろん大阪からも来ることができます。これは、能登半島の流入に必要な線路であろうと思います。これがない限りは、60代のスローライフを楽しみたいというご夫婦は能登へ来たくても来れません。町長が答弁されたように、豊かな自然があり素晴らしい食材があっても、来る足について具体的なものがありません。それほど鉄路がないというのは認知度が低くなるし、人が来れないということです。

これに対してもぜひ代替路線の修正は必至だろうと思いますが、減便もあるんですが、必ず地域が要求する便に対して強く主張してほしいと思いますが、このことについてまたお答え願いたいと思います。

それから、ここに穴水の方の時刻表があります。これは能登町の時刻表です。能登町にいて古君に行こうと思ったら、時刻表はほぼないというふうに考えていいと思います。これを見ないといけません。これは、これでさえも普通の、私でも実は時間読めないんです。

これで一々問い合わせなきゃいけないならば、前波、甲に行くことは私はあきらめます。でも、私はあきらめても車があります。車がない方は行けなくなります。こういうことについても、何らかの形で代替路線の見直しを図ってほしいというふうに思います。

それと、能登半島への流入人口を、交流人口をふやさないと能登半島はきっと生きていけないと思います。町長に提案し、ご検討願いたいことがあります。

以前から、例えば幾つかの提案をします。能都町でテニスアカデミーをつくろうよと。テニスアカデミーは、具体的にはこういう方法です。神和住純さんが初代理事長です。神和住さんがみずからおっしゃってくださいました。臨時講師には沢松和子も連れてきましょう。松岡修三も連れてきましょうというふうに言ってくれました。

幸い旧能都町、現能登町には全小チャンピオン、全中チャンピオン、そして当町出身の選手によるインターハイチャンピオン、すべてを輩出しております。これは、停留して交流する事業のための提案ですが、全国からテニスの好きな子供たちみんな集まっておいでと。学校には、ホームステイで宇出津小なり能都中、場合によっては柳田小に行く子もいるでしょう。そういう形でテニスの好きな子供をいっぱい集めたいというような方法を提案したいと思います。

それから、のと鉄道は、能登キリコの会という存続を願う会が鷲嶽社長にお願いしたときに、半年間は鉄路はまくりませんというふうにおっしゃいました。じゃ、まくらないんならその間に、大変大胆な意見ですがSLを走らせる方法を本気で考えましょう。トーマスを走らせましょう。イギリスの蒸気機関車を買ってきましょう。もしもそうやってやったら、打ち上げ花火のイベントではなくて通年で客を呼ぶことができます。そして、能登空港の利用も上がります。これについても何らかの形で検討してほしい。

この検討するについてもう一つ提案がございます。会議にはブレインストーミングという、嵐のように突飛な意見を出すという会議があります。どうか町内でブレインストーミング委員会をつくってほしい。これについてご検討、そしてご返答願います。

いずれにしても、能登半島のリーダーであってほしいというのは、例えば湯布院が中谷健太郎さん、溝口薫平さんが大変有名ですが、そうではない。その後ろで清水町長というすばらしい町長が支えたからです。町長というのはそんな仕事だと思います。先ほど申し上げました新潟県黒川村の伊藤孝二郎村長は、時代の背景もあったかもしれませんが、大変な補助金を取ってきました。そんな中でいろんな事業を展開してきました。

そういう意味で、町長には今のブレインストーミングの委員会の件、そして突飛な意見

をどこまで検討してもらえるか。そのことをお尋ねしたいと思います。

2点です。代替路線のこれからのことと、それから今の件と2件お願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず第1点目といいますか、バスの運行に関してなんですが、この件に関しましては、今現在町営バス1路線があります。そしてまた、貸し切りバス事業者に運行委託している4路線がありますし、県と町が経費の一部を補てんしながらバス事業者で運行していただいております路線が13路線あるということでもあります。

ただ、それが地域が望む路線なのか、運行なのかということは、先ほども申し上げましたように、いろんな利用者の方々の要望あるいは苦情を聞きながら今後バス会社へ要望していかなきゃならないというふうに思っております。それによりまして、地域が望むバス運行ができるんじゃないかなというふうに考えております。

また、少しテニスの話もなさいましたが、今年度も神和住純杯を10月に予定しております。これは、これまで確かに単発的な、イベント的な要素で町外から人に来ていただいております。これをテニス協会の方も少し見直す時期が来たんじゃないかということで、もし可能ならば来年度以降は月に1回ぐらいは神和住純先生に来ていただいてテニススクールをしていただく。その集大成として10月なり11月にそういった大会を開けばいいんじゃないかというような案も出てきておりますので、それを来年度へ向けての課題として検討していきたいというふうに考えております。

また、鉄道のSLを走らせるというお話がありました。確かにこれはのと鉄道の経営問題検討委員会の中でも意見として出た意見なんですけど、SLを例えば1日イベント列車で走らせても5,000万円ほどかかるというようなことであります。それを通年的にそういう走らせるだけの経費、あるいは乗車の方がいらっしゃるのかなというような問題がいろいろあるかと思います。もちろんイベント的にはおもしろいかもしれませんが、そういう案は案として、研究検討課題の一つとしてとしては取り上げていかなければならないと思っております。

また、ブレインストーミングミーティングに関しましても、決して突飛な意見といいますか、嵐を起こす意見ばかりではないと思います。そういったいろんな方の意見を賜ることによって非常にすばらしいアイデア等もいただける可能性はあると思います。ですから、

これまで能都町時代には各地域での町長と語る会をやってきました。そんな場を今後もできるだけ持たせていただきまして、町民の方のいろんなご意見、そしてまたいろんな提案、アイデアもいただきながら今後の町政には生かしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） 一つの具体例として、神和住純さんの月1回の招聘等も検討していただけるのは大変ありがたいし、今ほどSLの件も実は私も感じていたことなんですと言われました。

ただ、今東京の方から元西武鉄道の社員で重役であった方、それからその仲介人として門前の元助役であった方、こんな方らが新しい会社を起こしたいというような話も来ております。それから、ツダサカエさんという方は七尾高校のメンバーから出資金を募って会社をつくろうというような話もございます。これがどこまで実現性があるのか、また町民に負担とそれから損益を与えないようにしなきゃいけないんですが、やり方は幾らでもあらうと思います。

簡単ですが、例えば枕木を全部1本5,000円で人に銘板を張って買ってもらったら61.1キロ、たとえ1メートルに1本、もっと短いんですが1メートルに1本でも3億やそこらの金はすぐできます。そういう方法もいろいろ検討できるんじゃないかなというふうには思っております。

あと、あわせて能登にはまだまだすばらしいものがあるというのは現実です。別荘として使いたい。日本でも優秀な、とても有能な近代美術館で個展を開くような小島伸吾という家具職人も、能登に住みたい、まないた一個持って来たいと言ってます。東京音大のツキタ教授は、能登の山で住みたい。先般お会いした方ですが、ミズシマコウジさん、元自治省の役人ですが、その後、大学の村おこしで教授として活躍した方ですが、今は長野県の浪合村というところで畑をしています。こんな方らも能登はすばらしいというふうにおっしゃってくれています。

どうか、質問ではない形になって大変申しわけないですが、検討をお願いしたい。ブレインストーミングのミーティングをできるだけ多く開いてほしいということを要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（大谷内義一君） 以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（大谷内義一） 本日の日程は以上で全部終了いたしました。

次の会議は、6月24日午前10時から本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時27分散会

(午前10時02分)

開 会

議長（大谷内 義一）

ただいまの出席議員数は、40人で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

委 員 長 報 告

議長（大谷内 義一）

日程第1 報告第46号 平成16年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び

日程第2 議案第13号 平成17年度能登町一般会計予算から

日程第23 議案第34号 能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についてまでの22件

請願2件、陳情4件、併せて29件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 山崎元英君

総務常任委員長（山崎 元英）

今回、総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

報告第46号 平成16年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書については、承認すべきものと決定いたしました。

議案第13号 平成17年度能登町一般会計予算歳入並びに所管歳出

議案第14号 平成17年度能登町通信サービス事業特別会計予算

議案第26号及び議案第29号から議案第33号までの以上8件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、請願第1号 内浦地域におけるケーブルテレビ事業の早期普及促進についてと

陳情第1号 矢波バス停留所待合室の建設については、採択すべきものと決定いたしました。

また、陳情第4号 被爆60年・2005年原水爆禁止国民平和行進、原水爆禁止世界大会成功、被爆者援護・連帯のための協力要請については、今後も調査が必要であると判断し、継続審査といたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内 義一）

次に保健福祉常任委員長 田上賢一君

保健福祉常任委員長（田上 賢一）

保健福祉委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第13号 平成17年度能登町一般会計予算所管歳出

議案第15号 平成17年度能登町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成17年度能登町老人保健特別会計予算

議案第17号 平成17年度能登町介護保険特別会計予算

議案第25号 平成17年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）

以上5件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、陳情第2号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める取り組みについては、採択すべきものと、決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内 義一）

次に産業建設常任委員長 上野耕平君

産業建設常任委員長（上野 耕平）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

報告第46号 平成16年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書については、承認すべきものと決定いたしました。

議案第13号 平成17年度能登町一般会計予算所管歳出

議案第18号 平成17年度能登町観光施設特別会計予算

議案第19号 平成17年度能登町公共下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計予算

議案第21号 平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第22号 平成17年度能登町浄化槽整備促進事業特別会計予算

議案第23号 平成17年度能登町簡易水道事業特別会計予算

議案第24号 平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第27号、議案第28号及び議案第34号の、以上11件は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、陳情第3号 宇出津横町地区の側溝等の整備については、協調性をもつて、採択すべきものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内 義一）

次に文教常任委員長 石岡安雄君

文教常任委員長（石岡 安雄）

文教常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第13号 平成17年度能登町一般会計予算所管歳出は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の実現を求めることについては、採択すべきものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内 義一）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑はありませんか。

32番 竹中君

32番（竹中 初男）

委員長報告は、了解いたしますけれども、少しわからない点、あるいは、要求したい点がありますので、発言をさせていただきます。

まず、先般の質疑の中で、携帯電話に消防団にメールを送ったりすることになるという説明がありましたけれども、珠洲道路の中で、能登町内でも携帯電話が入らない地域があります。このことを、しっかり解消してもらわないと、せっかくどれだけ設備、制度を作たって、それはなんのためにもなりません。たとえば、ユキピタス事業なんかも書いてありますから、計画の中に入っておりますから、ぜひ、まず、携帯電話の入らないところを解消する施策が、私は、必要だと思いますが、その点について、ご説明を求めます。

議長（大谷内 義一）

暫時休憩します。

議長（大谷内 義一）

それでは、会議を再開します。委員長山崎元英君

総務常任委員長（山崎 元英）

先程、常任委員会で付託されました件につきまして、審議した結果を述べました。以上が、私どもの結論でありますので、ご了解願いたいと思います。

議長（大谷内 義一）

ほかにありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行ないます。お諮りします。

報告第46号 平成16年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書についてに対する委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者全員)

はい、ありがとうございました。挙手全員です。よって、報告第46号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。お諮りします。

議案第13号平成17年度能登町一般会計予算、議案第14号平成17年度能登町通信サービス事業特別会計予算、議案第15号平成17年度能登町国民健康保険特別会計予算、議案第16号平成17年度能登町老人保健特別会計予算、議案第17号平成17年度能登町介護保険特別会計予算、議案第17号平成17年度能登町介護保険特別会計予算、議案第18号平成17年度能登町観光施設特別会計予算、議案第19号平成17年度能登町公共下水道事業特別会計予算、議案第20号平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計予算、議案第21号平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第22号平成17年度能登町浄化槽整備促進事業特別会計予算、議案第23号平成17年度能登町簡易水道事業特別会計予算、議案第24号平成17年度能登町水道事業会計補正予算、議案第25号平成17年度能登町病院事業会計補正予算、議案第26号能登町総合計画審議会条例について、議案第27号能登町体験農園条例の一部を改正する条例について、議案第28号能登町海洋深層水施設条例について、議案第29号能登町過疎地域自立促進計画の策定について、議案第30号石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第31号石川県市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について、議案第32号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について、議案第33号石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について、議案第34号能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についてまでの以上22件に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員です。よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号までの以上22件は、委員長報告のとおり可決されました。次に、請願第1号内浦地域におけるケーブルテレビ事業の早期普及促進について及び、請願第2号義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の実現を求めることについて、陳情第1号矢波バス停留所待合室の建設について、陳情第2号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める取り組みについて、陳情第3号宇出津横町地区の側溝等の整備について、以上請願2件、陳情3件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成することに、ご異議ありません

か。

(なしの声)

異議なしと認めます。よって、請願第1号、請願第2号、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号までの以上5件については、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。次に、陳情第4号被爆60年・2005年原水爆禁止国民平和行進、原水爆禁止世界大会成功、被爆者援護・連帯のための協力要請についてに対する委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに賛成することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。ここでしばらく暫時休憩します。

(休憩) 10時46分

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。

町長から、議案第35号助役の選任につい、議案第36号収入役の選任についての2件が追加提出されました。これを、日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号助役の選任についてを日程に追加し、追加日程第1、議案第36号収入役の選任についてを追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1議案第35号助役の選任についてから、追加日程第2議案第36号収入役の選任についてまでの2件を一括議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

先程は、報告1件、議案22件につきましてご承認をいただき、ありがとうございました。それでは、追加提案させていただきました議案2件につきまして、提案理由をご説明いたします。議案第35号助役の選任についてでございますが、山元淳二氏につきましては、旧内浦町において、総務課長、教育長、助役を歴任し、また、合併協議会幹事長として、3町村の円滑な合併成就に活躍されました。長年の豊富な識見及び卓越した手腕をもつて新町の発展と行財政の改革推進となるため、同氏を助役に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第36号収入役の選任についてでございますが、新谷久守氏につきましては、

旧柳田村職員として、環境衛生課長、住民福祉課長、総務課長を歴任するとともに、合併協議会幹事として、合併推進に尽力されました。新町の厳しい行財政状況の中で、効率的な行政事務運営を図るため、同氏を収入役に選任いたしたく、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

お二人とも豊かな経験に基づき行政事務に精通し、最適任者であると考えておりますので、議員各位におかれましては、なにとぞご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（大谷内 義一）

提案理由の説明が終わりました。議案第35号及び議案第36号の2件は、人事案件であります。質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（なしの声）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。お諮りします。追加日程第1議案第35号助役の選任について、同意を求める件は、能登町字九里川尻9字38番地山元淳二氏の選任に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立全員です。よって、議案第35号は、原案のとおり同意することに決定しました。次に、追加日程第2議案第36号収入役の選任についてを議題とします。お諮りします。追加日程第2議案第36号収入役の選任について同意を求める件は、能登町字笹川八部61番地新谷久守氏の選任に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、発議第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の実現を求める意見書の提出について、発議第7号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書の提出についての2件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（なしの声）

異議なしと認めます。

よって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第3、発議第7を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定しました。追加日程第3、発議第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。12番石岡安雄君

12番（石岡安雄）

義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の実現を求める意見書
義務教育費国庫負担制度は、「教育を受ける権利、義務」を定めた憲法の要請を受けて、教育の全国的水準確保や機会均等を保障するため、国の役割として教職員給与の半額を負担する制度です。しかしながら、今「三位一体」のもと地方分権のための本制度を廃止し、税源を移譲したうえで一般財源化することが検討されています。教職員の給与費である本負担金を一般財源化し全額税源移譲された場合、試算によるほとんどの自治体で現状の国庫負担金を下回る金額となり、石川県の場合は約17%、額にして45億円程度減少すると指摘されています。このため、ひいては市町財政にも影響をあたえることから、自治体ごとに義務教育の水準格差が生まれる恐れがあります。2005年度からすべての都道府県で、自治体独自の施策として、30人学級などの少人数学級が実施されています。石川県でも今年から、小学校1・2年生を対象に35人学級が導入されました。こうしたことが可能なのも、その根底に義務教育費国庫負担制度があるからであり、このことをみても本制度が地方の自由度を奪っているという指摘はあたっていないといえます。この少人数学級については、子供達へのきめ細かな指導等を行うことができ有益であるとの報告が保護者・学級現場からなされており、今後さらなる充実をはかるためには、国の財政措置のもと国基準として30人以下学級を一斉に実施することが必要です。義務教育に係る財政的保障は国がしっかり行い、その推進は設置者である市町や当事者である学校が、裁量の発揮できる仕組みにすべきであると考えます。政府におかれては、こうしたことをご理解の上、下記の事項の実現に向けてご尽力賜りますよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

1. 教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠は義務教育国庫負担制度を堅持すること
2. 国の財政措置のもと国基準として30人以下学級を一斉に実施すること

議長（大谷内 義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と国基準として30人以下学級の

実現を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者全員)

はい、ありがとうございました。挙手全員です。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4発議第7号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。26番田上賢一君

26番(田上賢一)

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書

「進行性化骨筋炎」「進行性化骨性線維異形成症」は、約200万人1人の確立で発病し、未だ原因不明な部分が多く、治療も確立されていない難病です。医師・看護師でも認知度が低く、更には患者会や支援団体も無いため、この難病に悩む患者数の把握できていないのが実状です。「進行性化骨筋炎」は、筋肉が骨に変化し、骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由を奪います。身体の変形に伴い、呼吸器官や内臓への影響も出てきています。進行するスピードが速く限度のない病状悪化に不安を抱えながら生活しています。アメリカなどで研究がなされていますが、日本では行われていません。つきましては、国において早期に「進行性化骨筋炎」を特定疾患調査研究対象事業の対象疾患に指定(難病指定)され、研究を進めると同時に一日も早く治療法発見にご尽力賜りますようお願いいたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長(大谷内 義一)

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行いません。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第7号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者全員)

はい、ありがとうございました。挙手全員です。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第6号及び発議第7号の2件の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いします。よろしいですか。

(異議なしの声)

議長（大谷内 義一）

お諮りします。総務常任委員会をはじめとする。4常任委員長及び2特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から、本会議の会期に日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議案は全部終了いたしました。ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長持木一茂君

町 長（持木一茂）

第2回能登町議会定例会の終わりにあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては慎重なご審議を賜り、提出議案いずれも原案どおり可決していただきまして、誠にありがとうございました。また、特別職助役、収入役の選任につきましてもご同意下さり、ありがとうございました。能登町の予算、一般会計と特別会計、企業会計を合わせて、313億3112万9千円と大変大きな予算となり、今後の執行には身が引き締まる思いであります。能登町が誕生して4ヶ月が経とうとしており、能登町の広さと魅力を再確認をするとともに、議員各位並びに町民各位のご理解、ご協力をいただき、能登町の未来のまちづくりに邁進していく所存でありますので、宜しく願いいたしまして、第2回能登町議会定例会の閉会に際しての、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（大谷内義一）

これをもちまして、平成17年第2回定例会を閉会いたします。

閉 会

（午前11時05分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年6月24日

能登町議会議長 

署名議員 

署名議員 